

# 農林水産施策の概要

(平成24年度)

平成24年4月

島根県農林水産部

## 目 次

### 【農林水産施策の基本方向について】

・農林水産施策の基本方向 -----	1
・農林水産分野連携・共通施策の基本方向について -----	2
・農業施策の基本方向について -----	7
・森林・林業施策の基本方向について -----	14
・水産業施策の基本方向について -----	19

### 【島根県総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）】 -- 23

### 【各課事業概要】

・農林水産総務課 -----	28
・農業経営課 -----	30
・農畜産振興課 -----	39
・食料安全推進課 -----	55
・しまねブランド推進課 -----	60
・農村整備課 -----	63
・農地整備課 -----	68
・林業課 -----	75
・森林整備課 -----	87
・水産課 -----	94
・漁港漁場整備課 -----	102

### 【参考】

・平成24年度当初予算 -----	108
・平成20～24年度当初予算の推移 -----	112
・審議会等一覧 -----	116
・補助金一覧 -----	117

**【農林水産施策の基本方向について】**

# 農林水産施策の基本方向

島根県では、平成20年3月に、おおむね10年後における農林水産業・農山漁村の将来像と基本目標及び施策の基本方向等を明示した「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」基本計画を策定した。また、この基本計画に基づく実践計画（行動計画）として、計画期間を平成20年度から23年度までの4年間とする、第1期戦略プランを併せて策定し、具体的な取り組みを行ってきた。

平成24年3月には、新たに第2期戦略プラン（平成24～27年度）を策定し、第1期での取り組みの成果や課題等を踏まえ、重点的に取り組む必要のある課題を絞り込んだうえでプロジェクト化し、地域の関係者などが一体となった施策展開を図ることとしている。

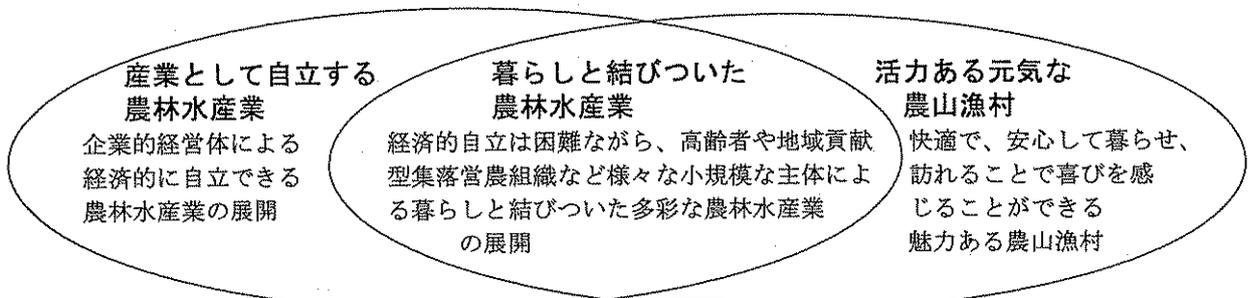
本年度は、以下の基本的な考え方・方向により施策を展開する。

## 1 基本的な考え方

- 平成24年度の予算編成にあたっては、厳しい財政状況を踏まえるとともに「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」第2期戦略プランを推進するため、「施策の選択と集中」を徹底
- 地域の創意工夫を活かし、地域の実情に即した機動的な施策を構築
- 社会・経済・雇用情勢の大きな流れに的確に対応

## 2 施策の展開方向

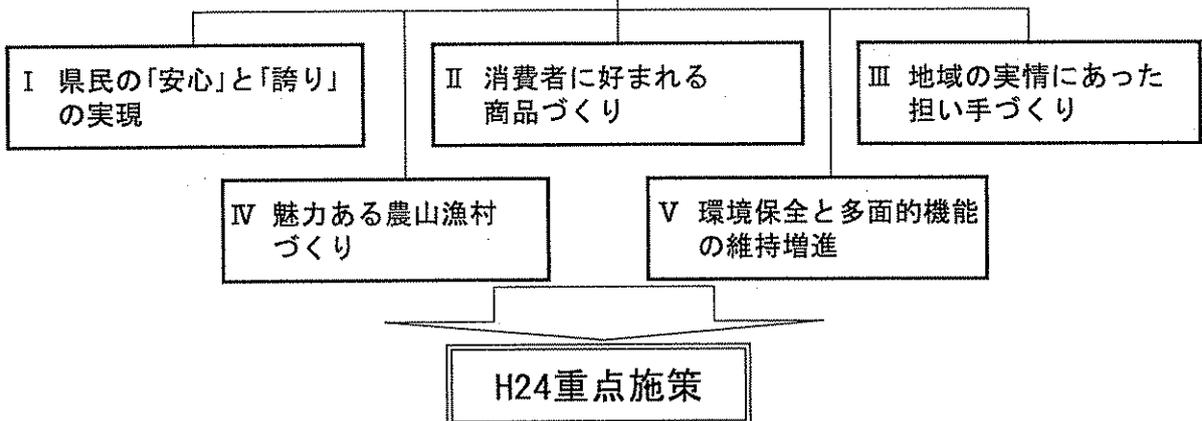
### 島根の農林水産業・農山漁村が目指すべき将来像



### 持続的に発展する島根の農林水産業・農山漁村の実現

—地域の創意工夫を多様な主体の参画・協働による展開—

#### 施策展開の基本方向



- ①売れるものづくり（産地づくり）の推進
- ②産業及び地域の担い手確保対策の推進
- ③農山漁村の地域資源の活用対策の推進
- ④安全安心対策・生産基盤整備の推進

## 分野連携・共通施策の基本方向について

国民の食の安全・安心や環境に対する意識の高まり、多様な価値観やライフスタイルの変化などに対応するためには、食料の生産から流通・販売までの過程での安全・安心の確保はもとより、島根の豊富な地域資源を活用した特色ある農林水産物の生産が必要です。

このため、他産地との競争力を高めるために島根県産品のブランド化に取り組むとともに、県外への販路拡大や地産地消の推進、輸出の促進などの流通・販売の推進にも取り組みます。

また、木質バイオマスや家畜排せつ物など県内に豊富に存在する未利用資源を有効に活用できるよう、取り組みを進めていきます。

このほか、野生鳥獣による農作物等への被害が依然として深刻であるため、農林漁業者や地域住民、関係機関等が連携・協力し、的確な被害対策を推進します。

### 1 県民の「安心」と「誇り」の実現

#### (1) 生産者と消費者の信頼関係構築による安全・安心の醸成

##### ①農林水産物の安全確保と消費拡大

全国的に消費者の「食」の安全に関する関心が高まる中、本県では生産者、産地等に対して、農薬・動物用医薬品等の適正使用に関する普及・啓発を強化するとともに、GAP（農業生産工程管理）やトレーサビリティ手法等の導入促進を図ってきました。

そうした中、消費者の安心と信頼を確保し、市場競争力と産地レベルの向上を図るため、平成21年度に島根版GAPである「美味しまね認証制度」を創設し、平成23年度末までに48件を認証しています。

今後は関係法令に基づく指導等をさらに徹底するとともに、認証制度の普及推進を通して、生産者と消費者に食に関する情報を迅速かつ的確に提供し、相互の信頼関係がより醸成されるよう努めます。

主な取組内容
○農薬・動物用医薬品等の適正使用に対する指導と定期的な立入検査の実施
○農薬管理指導士の育成・確保による農薬の安全使用・管理の推進
○美味しまね認証制度の制度内容の充実
○認証産品の生産拡大のための関係部局・団体との連携による認証制度の普及推進と消費者に対する積極的な食に関する情報発信

##### ②食品の適正表示の徹底

食品の偽装表示など食に対する消費者の信頼が揺らいでいるなか、食品表示の適正化等による消費者への的確な情報の伝達・提供が重要となっています。

平成23年7月には「米トレーサビリティ法」が完全施行され、米穀の流通を監視するためのトレーサビリティ手法が導入されたところです。

現在、食品製造業者等から表示相談が多く寄せられ、適正表示の意識は高まりつつありますが、依然として不適正表示は県内で散見されることから、啓発・相談業務等を通じて食品の適正表示の徹底が図られるよう努めます。

主な取組内容
○研修会の開催等による食品表示に関する制度・表示方法等の啓発・指導
○食品表示アドバイザーの設置による事業者等からの相談対応
○県民等から寄せられた疑義情報や表示実態調査等に基づく不適正表示等の業者に対する監視・指導業務

#### (2) 農林水産業、農山漁村の役割への県民理解促進

## ①農林水産業、農山漁村の積極的な情報発信

農林水産業は、多様な食材等を供給しています。また、農山漁村は、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など多くの役割を担っています。これらを守り育てていくためには、県民一人ひとりがその役割を認識し、社会全体で支えていく必要があります。

平成21年度の県政世論調査によれば、農林水産業や農山漁村が持っている様々な機能や役割を大切に守り育て、次代に引き継いでいくことについて、80%以上の方が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と感じていました。その反面そうした農林水産関係情報等を知る機会がほとんどないという方が50%以上ありました。また、農林水産関係情報の入手先は、テレビ・新聞とする方がほとんどでした。

そのため、生産現場の状況、生産者の取組などを各種広報媒体やパブリシティーなどを活用して情報発信し、意識の醸成を図るとともに、農林漁業体験活動等への参加も促します。また、これらの見やすさの改善や内容の充実を図り、できるだけ分かりやすく紹介できるように努めます。さらに、農林漁業関係者が取り組む体験イベントなどのPR活動への支援も行い、これらの取組を通じて、県民の理解を促進します。

また、県民理解の状況については、県政世論調査などにより、その把握に努めます。

### 主な取組内容

- ホームページ、ブログ、新聞、広報誌などによる情報発信
- プレスリリースなど報道機関等への積極的な情報提供によるパブリシティーを活用した情報発信
- 出前講座などによる県民への直接的なPRの実施
- これらの見やすさの改善や内容の充実
- 体験活動など農林漁業関係者が行う農山漁村等への理解促進に向けた取組への支援

## 2 消費者に好まれる商品づくり

### (1) 多様な流通・販売の促進

#### ①鳥根県産品の販路開拓・拡大

安全・安心をはじめ、健康、本物志向など、食に対するニーズは、一層多様化していくと予想されることから、食料の生産から販売までの過程で安全・安心の確保はもとより、多様な消費者ニーズに対応した特色ある商品づくりや販売戦略が必要です。

このため、県産品の競争力を高めるために、商品力向上に取り組むとともに、地産地消をはじめとする県内取扱の拡大のための県民、観光客への県産品PRや給食事業者等における県産品の活用促進、県外への販路拡大のための県産品を取り扱う事業者の確保、国内外の商社など輸出パートナーの確保による海外への輸出促進などに取り組みます。

### 主な取組内容

- 商品力の向上のための消費者や実需者などの意見を反映した消費者に好まれる県産品づくり
  - ・ 専門家を活用した新たな商品開発支援
- 県内取扱の拡大（地産地消の推進）のための県民、観光客等への県産品PRや給食事業者等における県産品の活用促進
  - ・ 県産品取扱施設（飲食店、宿泊施設、小売店等）を活用した県産品のPR
  - ・ 生産者と実需者との商談機会の設定・確保
  - ・ 給食事業者等の状況把握と各圏域関係機関による情報共有や課題整理

- 県外への販路開拓・拡大のための県産品を取り扱う事業者の確保や県産品パートナー店等における取り扱いの拡大
  - ・アンテナショップ等の活用
  - ・県外実需者と県内事業者による商談機会の設定・確保
- 海外への販路開拓・拡大のための輸出パートナー（国内外の商社など）の確保
  - ・輸出対象国や地域、対象産品の重点化
  - ・新たな輸出産品の発掘
  - ・国内外の商社など輸出パートナーの確保

### 3 魅力ある農山漁村づくり

#### (1) 快適に暮らせる農山漁村の整備

##### ①鳥獣被害対策

野生鳥獣による農林水産業に係る被害は、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村の過疎化や高齢化に伴う人の活動の低下、気候の温暖化等を背景として中山間地域を中心に深刻化しています。

野生鳥獣による農林水産業被害を防止するためには、生息状況や被害発生状況など地域の実情を的確に把握しながら、農林漁業者、地域住民、関係機関等が密接に連携・協力して対策を実行することが重要です。

このため、地域の合意形成を図りつつ、次の3つの対策を効果的に組み合わせ、的確かつ効率的な鳥獣被害対策を推進します。

①農地周辺の刈払いや放任果樹の除去等、鳥獣が人里に出没しづらい「環境の整備」

②侵入防止柵など「被害防止施設の整備」

③有害鳥獣の駆除など適正な「捕獲」

また、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについては、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を次の目的で策定し、被害防除、個体数管理、生息環境整備などについて総合的な対策を推進します。

[イノシシ]

イノシシによる農林作物被害の一層の軽減を図る。

[ニホンジカ]

・出雲北山地域 農林業被害を軽減し、地域個体群を自然環境とバランスの取れた形で維持し、ニホンジカと人との共存を図る。

・その他地域 鳥獣被害防止特別措置法に基づき各市町で策定されている鳥獣被害防止計画等により早期の適切な対応を図る。

[ツキノワグマ]

人身被害を回避し、農林作物家畜等の被害を軽減するとともに、地域個体群の長期にわたる維持を図り、人との共存を目指す。

なお、農作物への被害発生とともに、在来の生態系へ悪影響を与え、人畜共通感染症を媒介する恐れもあるアライグマをはじめとする「特定外来生物」については、県内でも近年目撃や農作物被害が報告されています。このため、生息実態を把握していくとともに、効果的な捕獲や防除方法の普及に努め、被害の拡大防止を図ります。

このほか、農産物の生産面では、獣害を受けにくい品目や栽培方法の実証等を行い、被害防止対策の取り組みを推進します。

##### 主な取組内容

- 鳥獣被害に対する集落ぐるみでの取組支援
  - ・集落環境点検や被害防止勉強会等の活動をきっかけとした鳥獣被害対策に関する合意形成の支援
- 被害防除対策の支援
  - ・鳥獣被害防止施設整備の支援

- ・鳥獣被害防止施設の適切かつ効果的な設置・管理方法の指導
- 捕獲従事者の確保
  - ・狩猟免許試験受験の利便性の向上及び受験機会の増大
- 生息・被害状況等モニタリング調査  
(特定鳥獣保護管理計画のイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ)
- 獣害を受けにくい農作物栽培の検討
  - ・獣害を受けにくい品目の選定や栽培方法の実証等

## 4 環境保全と多面的機能の維持増進

### (1) 環境負荷の軽減と資源の循環利用

#### ①再生可能な未利用資源の循環利用促進

バイオマスを中心とする未利用資源は、地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化ならびに新産業の創出など幅広い潜在能力を有することから、その積極的な利活用が求められています。加えて、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、再生可能エネルギーへの関心が高まるなど、未利用資源の循環利用が一層注目されています。

こうしたことから、木材生産に伴い発生する林地残材（枝葉等）や家畜排せつ物など農山漁村に賦存する未利用資源の有効活用を促進するとともに、バイオマス資源の更なる高度利用を目指した技術開発に取り組み、環境負荷の軽減と地域資源の循環利用を推進します。

また、農村に広がる農業用水路等を利用した小水力発電に着目し、導入に必要な調査や発電施設整備に対する支援に加え、耕作放棄地や農業施設を利用した太陽光発電など、地域資源を活用した再生可能エネルギー導入を促進します。

主な取組内容
○島根県バイオマス活用推進計画の策定と推進
○木質バイオマスの利用施設及び供給施設の整備支援並びに供給体制整備の推進
○林地残材等低質材の供給コストに見合う利用方法の検討
○家畜排せつ物及び下水道汚泥の高度処理技術の開発
○農業用水路等を利用した小水力発電の導入に必要な調査や施設整備に対する支援
○耕作放棄地や農業施設を利用した太陽光発電の導入推進

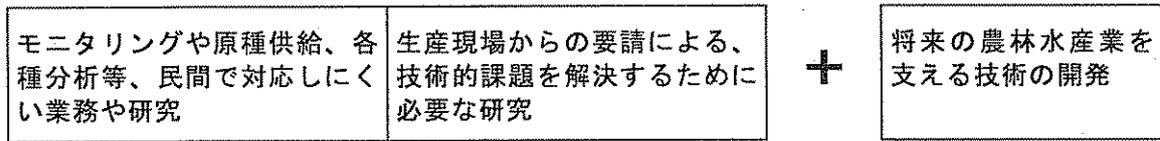
## 5 農林水産業を支える研究開発の推進

県の研究機関は、人材や資金力の面で十分な経営資源を持たない生産者や生産団体に代わり、技術革新に伴うリスクを負担し、農林水産物の品質向上や生産者の技術向上のための研究開発を担ってきました。また、農林水産業は生産者の熟練した技術や豊富な知識によって支えられてきましたが、担い手の減少と高齢化が著しい島根県では、そうした技術や知識の継承が危ぶまれています。

近年の農林水産業を取り巻く環境は、生産物価格や魚価の低迷、農山漁村の過疎・高齢化の進行など引き続き厳しい状況下であり、さらに、食や環境に対する消費者の意識の変化や流通のグローバル化、ライフスタイルの多様化が進む中であって、大きな変革の時期を迎えています。特に県内では、耕作放棄地や放置森林の増加が顕在化するとともに、農山漁村では生活環境を維持していくことが困難な集落が増加するなど、地域が抱える課題は一層複雑で深刻になってきています。温暖化や資源エネルギーなど地球規模で抱える問題への対応などと合わせ、農林水産分野の試験研究機関に求められる役割はますます拡大しています。

これまで、生産現場から要望のあった個々の技術的課題を早期に解決することに注力してきた反面、農林水産業の将来を見据えた先導的な研究開発への取り組みは決して十分ではありませんでした。今後は、こうした社会環境の変化を見据え、

本計画に定める施策の目標を達成に貢献する試験研究に加え、長期的な展望に立って将来の農林水産業を支えるために必要な研究開発にも重点的に取り組んでいく必要があります。



具体的には、本県の農林水産業にとって最大の課題である「担い手不足(高齢化)」と「産業としての脆弱さ」を克服することを目的とし、1) 競争力強化のための新たな特産資源の創出、2) 環境保全と地域内資源の循環利用による地域産業への貢献をテーマとして、新たな品種や栽培技術の開発等に着手します。

主な取組内容
<p><b>【将来の農林水産業を支える技術開発プロジェクト】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○島根の将来を支える商品づくりプロジェクト           <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代の“島根ブランド”の主力となる商品群の開発</li> </ul> </li> <li>○自然と共生する有機農業推進プロジェクト           <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷軽減と高付加価値化を両立する新たな農業体系の確立</li> </ul> </li> <li>○「島根のバイオマス資源」循環活用プロジェクト           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に必要なエネルギー源の地域内調達と循環利用</li> </ul> </li> <li>○宍道湖・中海再生プロジェクト           <ul style="list-style-type: none"> <li>・物理環境の変化の解明と水産資源の安定的漁獲の実現</li> </ul> </li> </ul>

## 農業施策の基本方向について

新規就農者や集落営農組織など多様な担い手の育成・確保や、島根の豊富な地域資源を活用した安全・安心で特色ある農畜産物、加工品の生産や流通、販売体制の確立を図ります。

また、快適で安心して暮らせよう必要な生活環境の整備を進め、都市と農村の交流促進など、訪れることで喜びを感じることができる魅力ある農村づくりを進めます。

### 1. 県民の「安心」と「誇り」の実現

#### (1) 生産者と消費者の信頼関係構築による安全・安心の醸成

##### ①家畜衛生の向上と防疫対策の強化による安全な畜産物の生産

高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫などの家畜伝染病の発生、病原微生物による食中毒や畜産物への抗菌性物質の残留などの問題から、畜産物に対する安全性の確保が強く求められています。

家畜の飼養衛生管理の向上を図り、生産現場から消費者への情報提供を推進するとともに、動物用医薬品や飼料の適正使用による安全な畜産物の生産を指導します。

また、高病原性鳥インフルエンザ等の重要な家畜伝染病の発生防止対策と防疫体制の強化を図ります。

主な取組内容
○巡回指導等による飼養衛生管理基準の遵守や安全な畜産物を生産するための指導による衛生意識の向上
○トレーサビリティシステムや「美味しまね認証制度」などによる生産者から消費者への情報提供の推進
○畜産農家の防疫対策の強化と定期的な検査や異常畜の病性鑑定等による家畜伝染病の発生防止と早期発見
○家畜伝染病の万一の発生時に迅速で的確な防疫措置を行うための検査体制及び関係機関等と連携した防疫体制の強化

### 2. 消費者に好まれる商品づくり

#### (1) 消費者ニーズに対応した競争力ある生産体制の強化

##### ①地球温暖化等に対応した島根米の品質向上と土地利用型作物の生産振興

本県の水稻作付面積の約7割を占めるコシヒカリは、地球温暖化等の影響により品質が低迷してきたため、その影響を受けにくい「きぬむすめ」を全国に先駆けて県奨励品種に採用し、生産拡大に取り組み、品質向上に努めてきました。

これに加え、平成22年度より産・学・官が連携し、平坦地域のコシヒカリに代わる新品種導入を目的とする現地実証栽培や品質・食味調査等に取り組んだ結果、平成24年1月に山形県が育成した「つや姫」を新たに県奨励品種として採用したところです。

さらに、極早生品種のハナエチゼンに替わりうる良食味品種として「島系72号」（島根県育成）が有望視されています。今後、平坦地域を中心に、これらの優良品種への転換を進めるとともに、「地域の特色ある米」や「きぬむすめ」のブランド力を強化し、西日本を代表する良質米産地として再生を図ります。

また、土地利用型作物である麦や大豆などについては、引き続き実需者ニーズに対応した品種導入を進め、高品質・多収生産技術等を普及します。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化等に対応した島根米の品質向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証ほの設置や調査活動など奨励品種の決定に係る調査・分析</li> <li>・地域別の米の生産・販売方針の策定や流通販売業者等への食味・品質等の評価調査など新品種の生産・販売拡大に必要な推進活動</li> <li>・新品種の栽培普及マニュアルの策定や普及モデルほの設置、既存品種（きぬむすめ等）の肥培管理技術等の徹底等による温暖化に対応した安定栽培技術の普及</li> <li>・新品種導入に伴う種子生産体制の再編・確立</li> </ul> </li> <li>○土地利用型作物の生産振興 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大麦の奨励品種候補「サチホゴールデン」の実証栽培、品質分析、種子生産体制の確立等</li> <li>・中山間地域に適応した大豆の有望品種の実証栽培、品質、収量、加工適正の調査・検討等</li> <li>・そばの島根県オリジナル品種「出雲の舞」の普及</li> </ul> </li> </ul>

## ②産地の再生による園芸振興

園芸品目については、商品価値の高い品目の生産振興と安定的取引の拡大に取組み、ぶどう産地では、シャインマスカットの導入や契約的取引の拡大・多様な商品規格の販売に成果がありました。

また、トルコギキョウとあすっこは、県オリジナル品種として、消費者から高い評価を受けるとともに、県内全域へ栽培が広がってきました。

しかし、県内園芸産地では、農家数、面積、販売額が年々減少し、産地再生が急務となっています。一方で新規参入希望は増加傾向にありますが、園芸品目の生産には、短期間に労力が集中することやハウスなどの施設導入にも多大な初期投資が必要となります。さらに、近年の資材や燃油の高騰などによるランニングコストを低減するための技術導入も必要です。

このため、市場性やオリジナリティの高い品目について生産・販売の一体的な戦略を展開するとともに、新品種育成のための研究開発に取り組めます。

また、これらの取組みを一層進めるため、空きハウスの活用や繁忙期の労力補完などが、円滑に行うことのできる体制やしくみづくりを推進し、園芸の担い手の育成と産地の維持・再生を目指します。

主な取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○生産・販売一体となった園芸産地体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略品目、有望品目の生産振興・販売対策の一体的な取組み推進</li> <li>・野菜価格安定対策の推進と支援</li> <li>・新品種育成のための研究開発と普及支援</li> </ul> </li> <li>○空きハウス、遊休園地等園芸産地資源の有効活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・空きハウス等活用のためのしくみづくりの支援</li> <li>・空きハウス等活用に必要な経費低減への支援</li> </ul> </li> <li>○繁忙期における労力補完のためのしくみづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労力補完などのマッチングのしくみづくりの支援</li> <li>・労力補完サポーターの養成</li> </ul> </li> <li>○低コスト、省力化技術等の導入支援</li> </ul>

## ③市場から評価される「しまね和牛」生産

「しまね和牛」については、種雄牛造成、繁殖雌牛の能力向上、子牛育成技術・肥育技術の高位平準化に取り組み、市場評価の高い子牛生産の推進や高品質で特色ある「しまね和牛肉」の安定供給に一定の成果がありました。

一方、景気の低迷による販売価格の不振、後継者不在による廃業のため、繁殖雌牛頭数の減少等、「しまね和牛」の生産基盤の脆弱化が進行しています。

このため、「しまね和牛」の能力向上への取り組みに加え、放牧をはじめとする低コスト生産、コントラクターやキャトルステーションの整備による分業化などを推進することにより、新たな担い手の確保や規模拡大を進め、生産基盤の強

化による和牛産地の再生を図ります。

注)「しまね和牛」：県内で飼育される黒毛和牛の総称

「しまね和牛肉」：県内で肥育され、出荷された和牛肉

主な取組内容
○しまね和牛の市場評価の向上
・能力の高い種雄牛造成や高能力雌牛群の整備
・子牛育成技術、肥育技術の高位平準化を推進
○低コスト生産及び省力化の推進
・周年放牧体系の確立・普及と地域内自給飼料生産・供給体制の構築
・飼養管理の外部委託推進による省力化・生産効率の向上
○新たな担い手の育成
・集落営農組織や農外企業参入など新たな担い手・規模拡大を志向する担い手への生産基盤整備支援

#### ④環境に配慮して生産される農産物の生産・販売拡大

食や環境問題への消費者の関心は年々高まっており、化学合成農薬や化学肥料を減らし、あるいは使わずに栽培される農産物への志向は強まっています。このため、本県ではエコロジー農産物の推進に取り組み、順調に拡大してきました。

今後は、豊かな自然が残っているという本県の特徴を活かし、有機農業を推進するとともに、エコロジー農産物の生産等、環境負荷の軽減につながる農業を推進します。現在の豊かな自然を次世代に引き継ぎ、島根の農業・農村のクリーンなイメージを浸透させることで、ブランドイメージの向上を図ります。

また、有機栽培農産物の生産拡大のためには、より一層の技術確立を図る必要があります。有機農業技術の体系化など、水稻や野菜の有機栽培技術の研究と普及を進めるとともに、有機農業での新たな担い手育成に取り組みます。

さらに有機栽培農産物等が再生産可能な価格で継続的に販売できるしくみづくりをめざし、生産・流通・消費の幅広いネットワーク構築に取り組みます。

主な取組内容
○有機農業の担い手育成
・農林大学校における実践的教育の実施
・有機農業技術の確立及び導入支援
・有機農業の経営開始・拡大及び早期経営安定化支援
○有機農産物等の生産・販売の拡大
・エコロジー農産物推奨制度（不使用・5割減）の推進
・商談会の開催等による販路確保
・生産・流通・消費の幅広いネットワークづくり

## (2) 生産を支える基盤の整備

### ①農地の有効利用を進める基盤整備と基幹施設等の維持保全

優良な農地が次世代に適切に引き継がれ、農業が持続的・安定的に発展していくためには、生産性や農作物の選択性を向上させる生産基盤の整備は不可欠であることから、ほ場やかんがい排水施設、農道などの基盤整備を進めていきます。

また、昭和30年代～50年代に建設された農業水利施設や農道等の農業生産を支える基幹施設の老朽化が進展し、より効率的かつ効果的に機能を維持する取組みが必要となっているため、これまでに造成してきたこれら基幹施設の長寿耐用化を図る取組みを促進します。

主な取組内容
○ほ場やかんがい排水施設、農道などの農業生産基盤整備の推進
○農業水利施設や農道など基幹的な農業用施設の維持保全

### 3. 地域の実情にあった担い手づくり

#### (1) 産業として自立する担い手の育成・確保

##### ① 経営体として発展する担い手の育成・確保

農業従事者の減少や高齢化が進み、担い手不足が深刻化する中、島根の農業が持続的に発展していくためには、担い手の育成・確保や経営体質の強化が重要な課題になっています。

このため、県及び地域農業再生協議会（担い手部会）を中心に、新規就農者、認定農業者、集落営農組織、農業参入企業の確保を図るとともに、これらの担い手へのフォローアップを強化することにより、産業として自立する担い手を育成します。

特に、地域での話し合いを基本とした「人・農地プラン」に基づく国・県事業を活用しつつ、新規就農者の相談から就農、定着までの支援を実施し、自営、雇用、半農半Xの多様な形態による就農者の育成・確保に取り組むとともに、ほ場整備を進めながら、農地集積による担い手の規模拡大を推進し、安定的・効率的な経営体の育成を図ります。

主な取組内容
○新規就農者の育成・確保対策の総合的な実施
○認定農業者の規模拡大、経営の多角化による経営安定と後継者確保
○集落営農の新規設立と人材確保、経営力強化対策の実施
○担い手不在地域を支援するサポート経営体の育成
○農業参入企業の促進と経営安定対策の実施
○地域の中心となる担い手への農地集積
○安定的な担い手育成・確保に必要なほ場整備の推進

#### (2) 地域を守る担い手の育成・確保

##### ① 地域に貢献する担い手の育成・確保

中山間地域が県土の大半を占め、農家1戸当たりの経営規模が零細な本県では、他県に先駆けて集落営農の組織化に取り組み、近年は、農業生産活動以外の経済維持、生活維持、人材維持活動にも取り組む地域貢献型集落営農組織の育成・確保を推進してきました。

しかしながら、依然として担い手が不足する集落が多く存在し、既存組織においても今後の経営安定や人材確保に不安を抱え、中山間直接支払制度の協定面積も減少しています。

このため、県及び地域農業再生協議会（担い手部会）を中心に、新たな地域貢献型集落営農組織の育成・確保と併せ、集落営農が今後とも集落の様々な機能を維持・継続できるよう、経営の多角化や組織間の連携、人材確保及び生活維持機能の強化に取り組めます。

また、サポート経営体と受け入れる集落の間で、草刈りや水管理等の作業分担・協力を取り決めるサポート協定の締結、集落協定の広域化や多様な主体との連携等により地域農業の仕組みづくりを支援し、持続的な農業・農村づくりを進めます。

併せて、簡易なほ場整備や水路の補修などによる耕作放棄地の発生防止、耕作放棄地解消に向けた農地の再生作業や基盤整備等、地域ぐるみで農地を守る取組みを支援して、農地の維持・保全に努めます。

主な取組内容
○担い手不在集落における組織化の推進
○サポート経営体の育成・確保と経営体の負担軽減に向けた支援体制の構築
○集落営農組織の経営安定に向けた組織への移行
○農業者戸別所得補償制度等の各種支援策の活用手法の検討
○直払い協定、自治会組織等との連携による担い手不在集落の解消

- 農地を将来にわたって有効に活用できるよう、簡易なほ場整備等を支援
- 耕作放棄地の解消に向けた、農地の再生利用や基盤整備等の取組み支援

## 4. 魅力ある農山漁村づくり

### (1) いきいきと暮らすための仕組みづくり

#### ①共同活動によるコミュニティの維持再生

農山村では、中山間地域での過疎・高齢化が顕著となっており、また都市近郊の平坦地域では、混住化の進行等により集落機能が低下し、地域の絆と農村生活を支えてきたコミュニティ機能が脆弱化して、農村の活力低下を招くことが懸念されています。

このため、農地や農業用水等の資源や環境を、農家のみならず非農家を含めた地域ぐるみで保全する共同活動の取組みを支援するなど、集落営農組織などが中心となって地域を支える仕組みを構築することが必要です。

また、環境・福祉・文化など総合的な地域対策と連携して、住民主体の自立的かつ広域的な地域コミュニティの再編強化を支援するなど、安心して、いきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

主な取組内容
○地域資源の維持保全活動を通じた地域ぐるみで支え合う仕組みづくり
○地域貢献型集落営農組織の育成
○新たなコミュニティ組織と集落営農の連携推進

### (2) 地域資源を活かした農山漁村の活性化

#### ①「国営開発農地」の有効活用

県内の国営農地開発事業3地区（横田、大邑、益田）はいずれも事業完了後15年～20年以上経過しており、後継者不足や作付休閑地の発生（横田、益田両地区で計約120ha）等の課題が見られ、営農の活性化が必要になっています。

また、中海干拓地でも同様の課題が見られ、依然として干拓農地面積の1割超（約40ha）が未売渡地になっています。

このように、国営開発農地が必ずしも有効に活用されていないことから、各地区が直面する課題の解決に向けた支援体制を整え、開発農地の有効活用に取り組み、地域農業・農山村の活性化に貢献します。

主な取組内容
○解消方策の整理や地元活動の支援による開発農地の作付休閑地の解消
○企業等の新規参入や規模拡大の誘導等による干拓地の売渡・貸付の促進
○企業等参入情報や商品引き合い情報等の提供などによる新規参入、販路拡大の促進

#### ②地域資源の活用による6次産業化の推進

農林漁業者（1次産業）がこれまでの原材料供給だけでなく、自ら連携して加工（2次産業）流通や販売（3次産業）することで新たな付加価値を生み出す取組み「6次産業化」は、生産者の所得向上、新たな雇用の創出、消費者に安心感を与える顔の見える商品の提供など、農山漁村に多大な利益をもたらす取組として期待されています。

こうしたことから、地域に存在する豊かな資源を活用した加工品の創造、農家レストランや直売所の開設に加えて、地域資源の機能性に着目した食品をはじめとする新たな商品開発の支援など6次産業化の取組を積極的に推進し、農山漁村の活性化に努めます。

主な取組内容
○地域の6次産業化の取組みに対する支援
○6次産業化サポートセンターとの連携強化や農林漁業成長産業化ファンドの活用促進
○機能性食品など新たな商品の開発支援

### ③水田を「地域資源」として捉えた多面的利活用の促進

米の需給調整の強化が今後も見込まれる中、平坦地域に比べて畑作物（麦・大豆等）の生産拡大による取組が困難な中山間地域等においては、水田の不作付地や耕作放棄地の増加が懸念されます。

こうしたことから、水田を「地域資源」として捉えた、多様な担い手による多面的な利活用を促進し、地域の特色を生かした水田農業の振興と併せ農山村地域の活性化を図ります。

主な取組内容
○「水田」としての新規需要米（飼料用米、稲発酵粗飼料(WCS)、米粉用米等）の拡大
・肥育農家における飼料米の給与実証
・学校給食、県内食品関連企業における米粉食品の利用促進
・飼料用米、WCSの拡大に必要な機械・施設整備への支援
○多面的利活用の促進
・新規作物（アカメガシワ、唐辛子等）の生産・販売拡大、交流体験農園、ビオトープ、養魚田の設置等への支援

## (3) 快適に暮らせる農山漁村の整備

### ①安全で住みよい農村づくり

近年、局地的集中豪雨や台風などにより、洪水や土砂災害がたびたび発生しており、計画的に防災・減災対策を進め、県民が安心して暮らせる農村づくりを推進していく必要があります。

また、農山村には、道路や上下水道をはじめとして、生活環境の整備が遅れている地域も多く残っています。

さらに、クマやサルなどの野生動物の出没により地域住民の生活が脅かされています。

このため、地すべり対策や道路網、集落排水施設をはじめとする生活環境の整備を進めるとともに、有害鳥獣対策を推進します。

主な取組内容
○地すべり防止対策やため池整備等の防災安全対策
○上・下水道や道路網の整備
○有害鳥獣被害防止施設等の整備

## 5. 環境保全と多面的機能の維持増進

### (1) 地域資源の維持保全活動

#### ①多様な主体による地域資源の維持保全活動

農村地域では、過疎化・高齢化により地域の担い手が不足し、集落の活力が失われ、耕作放棄地が増大するなど、地域だけでは、農村の有する多面的機能（水源涵養、洪水防止等）を維持・保全することが困難となっています。

このため、非農家などの地域住民やNPO法人、企業などが一体となった保全

管理活動を推進するとともに、都市住民等の保全活動への参加促進を図ります。

主な取組内容
○都市住民等の参加を含めた地域ぐるみの農村地域保全活動への支援

## (2) 環境負荷の軽減と資源の循環利用

### ①地域の有機質資源の循環と環境保全型農業の推進

農業生産活動においては、肥料の流亡等が水質汚濁の原因の一つとして考えられるなど環境への負荷が指摘されており、農業が本来持つ自然循環機能の維持増進が求められています。

一方、耕畜連携による堆肥や稲わら等の活用を進めることは、地域資源の循環と環境への負荷軽減につながりますが、耕種、畜産農家ともに稲わら収集や堆肥散布作業の労力を確保することが困難になっています。

このため、環境保全型農業直接支援対策等により、エコファーマーを始め、環境保全型農業に取り組む生産者を支援するとともに、堆肥散布や稲わら収集等を受託するコントラクターを育成することにより、地域の有機質資源の循環を推進します。

また、将来にわたって健全な県土保全につながる農業の展開を、経済活動と両立させながら県民理解のもとに推進します。

主な取組内容
○エコファーマー等の『環境農業』の担い手育成
○養液土耕栽培などの環境負荷軽減技術の普及推進
○地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果がある取組を支援する環境保全型農業直接支援対策の推進
○耕畜連携による地域資源循環の推進
○「環境を守る農業宣言」による県民運動の推進

## 森林・林業施策の基本方向について

持続可能な林業経営の実現と森林の多面的機能の発揮のためには、森林・林業・木材産業関係者が一体となり、需要に応じた木材を供給する仕組みづくりを進め、木を「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を実現することが重要です。

循環型林業の実現のため、原木増産の促進と伐採跡地の再生促進、県産原木による高品質・高付加価値な木材製品の製造・出荷体制の整備を推進します。

また、立地条件や森林所有者の高齢化等により手入れが不十分で荒廃している森林もあることから、森林整備の大切さについて広く県民の理解を得つつ、県民や企業・団体による森づくり活動を積極的に推進します。

しまねの「緑豊かな森」を未来に引き継ぐため、これらの取り組みを軸として各種施策を展開します。

### 1 消費者に好まれる商品づくり

#### (1) 多様な流通・販売の促進

##### ①原木流通の仕組みづくり

原木の流通は多段階でコストが割高になりやすく、一定品質、定時・定量等の需要者ニーズへの対応が課題となっています。

合板用原木の供給については、素材生産者や森林組合による納材者の組織化、工場側との安定取引協定締結により安定的な品質・納期・ロットによる原木供給が一定程度可能となりました。しかしながら、需要量は県産原木の供給量を遙かに上回っており、さらなる供給量の増加が求められています。

また、製材向けの原木供給については、県内の製材工場が、高品質加工（人工乾燥など）や高付加価値加工（プレカット加工など）製品の生産に取り組み始めていることから、原木の量に加え、より質の高い原木の供給が求められています。

このため、素材生産業者や木材市場等の連携を一層強化し、製材、合板、チップ、バイオマス等の原木需要に応じた安定供給体制の整備を推進します。

##### 主な取組内容

- 製材部門への原木供給を軸として、利用目的に対応した仕分け・搬送体制の整備
- 木材市場と素材生産業者の連携による集・出荷体制の整備
- 原木の選別技術者の養成

##### ②木材需要拡大

県産木材製品の主要な需要先である県内の新設の木造住宅着工数は、近年およそ2千戸で漸減傾向にあり、今後も、こうした傾向が続くものと予想されます。

一方、県外の都市地域の住宅着工数は、島根県より遥かに多いことから、県産木材製品の新たな魅力ある出荷先といえます。例えば、島根県から比較的距離が近い大阪には、全国から製材品が集められています。

県内でも、住宅分野では人口減少等による木材需要の減少が見込まれるものの、公共建築物や民間施設等での需要拡大に期待が高まっています。

このため、県産木材製品等の県内外での積極的なPR活動の展開や公共建築物等での利用促進により需要の拡大を図ります。

また、高品質製品である乾燥材製品や高付加価値加工であるプレカット加工などの需要が急速に拡大していることから、県内で生産された高品質・高付加価値加工製品を新規に取り扱う県外の工務店や製品市場等の開拓を進めていきます。

##### 主な取組内容

- 県外マーケットにおける県産木材製品及びしまね木造住宅のPR
- 乾燥材製品やプレカット製品等の高品質・高付加価値製品の販売促進
- 県産木材製品の認証等によるブランドの強化

- 公共建築物や公共工事における県産材利用の推進
- 大規模な出荷先、高品質・高付加価値製品の出荷先の確保

## (2) 消費者ニーズに対応した競争力ある生産体制の強化

### ① 持続的な森林経営を行うための仕組みづくり

低コストで安定的な木材生産を行うためには、森林の経営を持続的に行うための計画づくりが必要です。そのため、利用可能な人工林を中心とした森林のまとまりをつくり（団地化）、その中で、集約的な森林経営を行うよう推進してきました。

更に、経営が放棄された森林、不在村者保有森林、所有界が不明確な森林などの増加が、集約的な森林経営を進める上で、大きな妨げになっています。

また、木材生産の計画を立てるにあたり、製材用や合板用など、用途に応じた木材を安定的な供給を行うために必要な森林資源の情報（森林所有者や、木材の品質に関わる施業履歴など）の把握や情報発信が不十分であることが支障となっています。

森林所有者と行政、森林組合、民間事業体等の連携強化による森林情報の整備や有効活用、森林組合等による長期間の経営の受託と集約的な森林経営を推進し、原木増産とその後の森林再生を図ります。

#### 主な取組内容

- 森林情報の整備・共有・活用並びに、森林所有者の合意形成の促進による、永続的な森林経営の仕組みづくり
- 森林経営計画の作成促進によるさらなる木材生産団地化の推進
- 提案型集約化施業の推進

### ② 利用期に入った森林資源の本格的収穫

戦後を中心に造林された、スギ・ヒノキ等の人工林は、おおむね50年生以上の高齢級のものが増加しつつあり、植えて育てる資源の造成期から、間伐や主伐による資源の利用期の段階へ移行しています。

しかし、原木価格の低迷等により、森林所有者が主伐を手控える状況にあります。

また、県内の人工林資源の成熟や路網の整備等、原木増産に向けた環境は整いつつありますが、原木の本格的な増産に向けて、より効率的で低コストのシステムを構築する必要があります。

このため、森林所有者の主伐実施に向けたインセンティブを高め、伐採・搬出作業の効率化に向けた経費支援等により、原木の増産を図ります。併せて、伐採跡地の確実な再生を促進します。

#### 主な取組内容

- 事業体間の連携促進のための仕組みづくり
- 伐採跡地の適切な更新を図るため、低密度植栽等、低コストな森林再生への誘導

### ③ 県産木材の加工体制強化と安定供給

製材工場は受注生産方式による少量多品目生産型の小規模工場が多数を占めています。

また、高品質加工（JAS製品、乾燥材製品）、大規模加工、高付加価値加工（プレカット加工等）の取り組みも行われていますが、その生産・供給体制は不十分であり、県内外での販路開拓や販売戦略を展開するうえで不利な状況にあります。

このため、高品質加工等の木材加工施設の整備や必要な木材製品を安定供給する仕組みづくりなどを推進し、価格競争力の高い製品の生産・供給体制を整備します。

主な取組内容
○木材製品の高品質加工・高付加価値加工体制の強化 ○高品質加工・高付加価値加工施設・技術を使いこなす技術者の養成 ○新たな木材製品の開発

#### ④特用林産物の生産振興

原木栽培しいたけは、生産者の高齢化等により労働強度の高い急傾斜地での作業が困難になっています。

また、菌床栽培しいたけ等は、生産したきのこの多くを県外に出荷しており、県外販路の拡大が課題となっています。

このため、原木栽培しいたけについては、労働強度を軽減し、管理が容易な人工ほだ場による栽培を検討し、モデル施設の設置を行っていきます。

菌床栽培しいたけ等については、安全、安心な県内産きのこのブランド強化や生産技術の向上により、県内外の需要を拡大し、生産量の増大を図ります。

このほか、中山間地域研究センターにおいて、栽培技術の開発に成功したショウロやアカメガシワについて、栽培技術の移転を進め、生産振興を図っていきます。

また、新たな食用きのこのオリジナル品種開発や品種に応じた栽培技術の研究開発を進めます。

主な取組内容
○安全で美味しい島根の県産品認証の取得や県産きのこブランドの強化 ○菌床しいたけの栽培技術（品質向上・生産量増加）の向上と県外販路拡大 ○しいたけ原木の安定供給体制の整備 ○生産施設の充実

### (3) 生産を支える基盤の整備

#### ①低コスト木材生産のための路網の整備

林道及び作業道の整備により木材生産団地を中心に森林内の路網密度は徐々に上がっていますが、低コスト木材生産を行うためには、幹線となる「林道」、林道を補完する「林業専用道」、高性能林業機械の走行を基本とする「森林作業道」の着実な整備が必要です。

このうち、低コストで壊れにくい「林業専用道」と「森林作業道」の整備を重点的に推進していきます。

主な取組内容
○作業システムに対応した効率的な路網の整備 ○低コストで壊れにくい作業道等の設計・作設技術者の養成

#### ②高性能林業機械の活用体制の整備

県産原木の伐採促進を図り、持続的な森林経営を実現するためには、施業の集約化や計画的な路網の整備と併せ、機械化の推進による作業の効率性を高めることが重要です。県内の森林組合や林業事業体等において、木材の伐倒、木寄せ、枝払い・玉切り、林道沿いの土場への運搬等の工程をこなす各種高性能林業機械の導入が進んでいます。

今後、高性能林業機械のさらなる導入、必要な更新を進めながら、稼働率や生産性の向上を目指します。

主な取組内容
○現存する高性能林業機械の稼働状況を把握し、路網整備と併せて合理的な林業機械作業システムの検討・普及 ○森林の現況や地形などを踏まえた効率的な作業システムの構築

## 2 地域の実情にあった担い手づくり

### (1) 産業として自立する担い手の確保・育成

#### ① 林業就業者・林業事業体の育成・確保

県内の林業就業者数は減少傾向にありますが、新規就業者の増加や定年制の導入により就業者の平均年齢は徐々に若返りの傾向があります。今後は、安全かつ低コストで素材生産を行える技術者の育成が必要となっています。

今後、林業技術者及び事業体の育成と新規就業者の確保により、原木増産に向けた体制整備を推進します。

主な取組内容
○技術者養成のための指導者の確保
○計画的な原木増産に向けた森林施業プランナーの養成及び素材生産、作業道等作設・高性能林業機械オペレーター等技術者の養成
○立木の伐採・搬出及び素材生産を行う林産専門班の育成・確保

#### ② 農林大学校における人材育成

森林の育成や管理技術の習得を中心とした教育から、今後は木を「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の実現に向け、コスト感覚を持ち施業プランの作成・提案や現場作業の組み立て・実践ができる人材育成を目的とした教育への見直しが求められています。

今後は、県内の森林組合や林業事業体に就職し、森林施業箇所の集約化や路網の最適配置と高性能林業機械による低コスト作業を現場で実践できる人材を育成するため、実践的なカリキュラムによる専門教育を推進します。

主な取組内容
○森林組合等の事業体で低コスト作業等の現場管理ができる人材の養成
○作業道等作設、林業機械等の技術者養成短期研修の実施

## 3 魅力ある農山漁村づくり

### (1) 快適に暮らせる農山漁村の整備

#### ① 災害に強い県土づくり

(山地災害未然防止、保安林管理)

近年の局地的な豪雨や台風などによる山地災害から県民の生命・財産を守り、水源かん養や地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るため、保安林及び山地災害危険地区内において、災害の予防、復旧、水源林の整備、地すべり対策等を推進していく必要があります。

今後、荒廃した保安林内で本数調整伐（間伐）、樹下植栽等の森林整備、土石流や山崩れの危険性が高い地区に重点的に防災工事を行い山地災害の未然防止や地域住民等の警戒避難体制の整備により、減災対策を推進します。

主な取組内容
○山地災害危険地区、地すべり防止地区等の防災安全対策
○治山施設の点検・整備
○警戒避難体制の整備による減災対策の推進
○地域と行政の連携による海岸林の再生・整備

#### ② 病虫害被害対策の推進

松くい虫被害は、非常に感染・病原力の強い伝染病で、近年被害量は2万m<sup>3</sup>度で横ばい状態で推移していましたが、猛暑や少雨といった気象条件や、空中散布事業の中止により近年被害が拡大している地域もあります。

また、ナラ枯れ被害は、県西部で発生していたものが、ほぼ東部全域にまで拡大してきています。

今後、マツ林は、山地災害防止や防風・飛砂防止などの公益的機能を有することから対策対象森林の重点化により徹底した防除と被害拡大防止に努めます。

また、ナラ枯れ被害については、被害木の処理など被害拡大防止を図ります。

主な取組内容
○マツ枯れ被害状況の的確な把握と、予防措置と駆除措置を相互に組み合わせた継続的な防除対策の支援
○ナラ枯れ被害木の処理と、被害発生の温床となるコナラの老齢林の伐採・利用による若い広葉樹林への誘導

## 4 環境保全と多面的機能の維持増進

### (1) 地域資源の維持保全活動

#### ① 県民・企業参加の森づくり

森林は、水や空気の浄化、土砂災害の防止に重要な役割を果たすなど、私たちの安全で安心な生活に不可欠な県民共有の財産であり、県民全体で支える必要があります。このため、平成17年度に創設した「水と緑の森づくり税」を財源として、間伐などの手入れが長年行われず下草（下層植生）が生えないなど荒廃が進んだ森林を再生させる取組をはじめ、NPO法人や地元自治会など広く県民のアイデアと参加による森づくりを実施しています。また、国においては温暖化対策としてのCO<sub>2</sub>取引制度が制定されました。本県においてもこれまで実施してきた県民や企業による森づくりに、これら制度を取り入れた地球温暖化防止の取組を推進しています。

今後も、森林の持つ多面的機能とともに森林整備の重要性をPRし、社会全体で森づくりを行う機運を醸成することにより、県民や企業による森林整備への参加を一層推進します。

主な取組内容
○県と森林所有者との協定に基づく荒廃森林の再生
○県民・企業の企画・立案による森づくりの推進
○県民に対する「水と緑の森づくり税」の周知や、森づくりへの意識醸成
○島根CO <sub>2</sub> 吸収・固定認証制度による森林整備及び県産木材利用の促進

## 水産業施策の基本方向について

豊かな海・湖・河川を有する本県は古くから水産業が盛んに営まれ、豊かな食文化を育み、県勢の発展を支えてきました。しかしながら、外国漁船との漁場競合や環境の変化から、本県の水産資源は必ずしも良好な状態にはありません。さらに、燃料費の高騰を始めとする経費の増大と、魚離れによる魚価低迷から漁業経営は苦しい状況に追い込まれています。

この困難な状況に水産関係者と協働して立ち向かい、漁業の構造改革、水産物の需要を伸ばすための取組、漁場環境改善への取組を強力に進め、力強く、若者にとって魅力ある水産業、漁村づくりを進めます。

### 1 消費者に好まれる商品づくり

#### (1) 消費者ニーズに対応した競争力ある生産体制の強化

##### ①水産物流通の改善と新たな加工形態の開発

鮮度保持技術、衛生管理技術、科学的分析技術の導入を中心とした「高鮮度化によるブランド戦略」はサワラやマアジなどの地域ブランド商品の創出に成功し、一定の成果を見てきました。しかしながら、鮮魚の需要は全国的に減少傾向にあり、本県水産物もその影響を大きく受けています。これは、ライフスタイルの変化により家庭での調理時間が著しく短縮された現状に水産物の販売形態が適合していないことが主な原因です。

そこで、従来ブランド化への取り組みや魚食普及活動に加え、漁業者、加工業者の連携を強化し、産地における一次加工の推進や、本県の基幹漁業である、まき網、底びき網による漁獲物を用いた、消費者の購買意欲を誘う商品を開発し、本県産水産物の消費・販売量増大による漁業者の手取り価格の向上を目指します。

主な取組内容
○産地加工の推進
・産地での一次加工の推進
・イワシ、アジ、サバなどの多獲性魚種や未利用魚の利用拡大
・生産者・漁協・加工業者の連携による、消費者に好まれる商品づくり
○競争力のある地域ブランドの創出
・沿岸漁業者グループ等による地域ブランドづくりへの支援
○水産物消費拡大・販売強化
・漁協、加工業者が行う水産物消費拡大活動、販売活動への支援
・新たな市場開拓を目指して、アドバイザーの活用等による、市場動向・商品需要等の調査・情報提供を実施
○集出荷体制の検討
・市場統合による集中集荷と市場流通の実態に合わせた出荷体制の検討

#### (2) 生産を支える基盤の整備

##### ①基幹漁業の構造改革

本県漁業生産の約7割を占める、まき網漁業、沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、定置網漁業の中には、持続的な設備投資が困難な経営体も多くみられます。これは、漁業者の努力にもかかわらず現状の水揚げ金額が、損益分岐点に到達しない年が多く、思ったように内部留保が進まないことが原因です。これを改善するためには、水揚げ金額を増加させる取り組みと、損益分岐点を下げる取り組み、すなわち漁労経費を削減する取り組みを同時に進める必要があります。

資源水準を考慮すれば、漁獲量の増加による水揚げ金額の増加は期待できないため、販売方法の見直しや「水産物流通の改善と新たな加工形態の開発」を通じて漁獲物の単価の向上を目指していきます。漁労経費を削減する取り組みに関しては、現状最適化にとどまらず、様々な前提条件を見直し、抜本的な省力・省人化による労務費の削減、省エネ技術の導入による燃料費の削減、管理部門の協業化による管理コストの削減を推進していきます。

化による管理コストの削減を推進していきます。

主な取組内容
○省力化・省エネ技術の開発と導入の推進
○漁獲物の鮮度保持技術導入の推進
○設備投資への支援
○産地加工の推進

## ②漁業生産活動の拠点整備

近年の低気圧や台風の大型化、地震・津波等の発生にともない、防波堤等の漁港施設が被害を受ける危険性が高まっています。これらの自然災害から、漁業生産活動の拠点となる漁港とその背後集落を守るため、新たな漁港施設の整備に加え、既存漁港の長寿命化対策や機能強化を積極的に推進します。

また、漁港と幹線道路間の道路整備により流通機能の効率化を図り、漁獲物の品質向上を目指します。

主な取組内容
○漁港施設の補修等による長寿命化対策
○防波堤の嵩上げなどの機能強化
○漁獲物を迅速に輸送する道路整備等

## 2 地域の実情にあった担い手づくり

### (1) 産業として自立する担い手の育成・確保

#### ①担い手の育成と確保

漁業就業者の高齢化と減少は加速度的に進んでおり、平成25年には、65歳以上の割合が50%を超えると予想されています。一方、関係者の努力により本県では新規就業者が毎年20人以上にのぼっています。今後とも、雇用者側と就職希望者側のミスマッチの解消と定着率の向上を図るため、水産高校と水産業界との連携を支援するとともに、就職フェアやUIターン者への支援を行っていきます。

一方、専業で食べていける漁業、十分な報酬を払える漁業を育成することが担い手づくりの基本です。このため、基幹漁業の構造改革を進め、都市労働者並みの賃金を払える経営体を育成していきます。沿岸域においては、将来の沿岸漁業を担う人材を育成するために、漁業許可の積極的な発給、規制緩和、新規漁法導入や販売促進への支援を進めていきます。さらに、荒天、漁場形成、燃油高騰などの自らの努力では解決できない原因による収入の減少リスクを軽減する体制を整備し、経営の安定を図っていきます。

主な取組内容
○経営リスク軽減体制の整備
・漁獲共済を活用した所得補償制度の導入推進
・漁業経営セーフティネット等の燃油対策
○漁業のPR、新規就業者の支援
・漁業就業者確保育成センターを核とした漁業PRと就職マッチングの実施
・就業希望者を対象とした漁業・漁村体験、漁労技術習得への支援
・新規就業者を対象とした経営資金の支援
○沿岸漁業の将来のリーダーの育成
・意欲ある担い手に対する新規許可、規制緩和を実施
・新規漁法導入の積極的な実施
・意欲ある担い手のネットワーク化の推進
○水産高校と水産業界の連携強化
・水産高校生を対象とした漁業・水産加工会社での体験実習の実施
・水産高校と水産加工業者の連携による商品開発

## 3 魅力ある農山漁村づくり

## (1) 快適に暮らせる農山漁村の整備

### ①安全で快適に暮らせる漁村の整備

漁業者の高齢化、漁村人口の減少、漁業所得の伸び悩み等により、漁村の活力の低下が深刻な問題となっています。生活基盤の整備、防災関係施設の整備等により、漁村活力の維持・向上を図り、誰もが安全で安心して生活できる魅力ある漁村の整備を推進します。

主な取組内容
○漁業排水施設等の整備
○高潮や浸水被害から集落を守る護岸の整備

## 4 環境保全と多面的機能の維持増進

### (1) 地域資源の維持保全活動

#### ①鳥根の海「第2県土」の資源回復と有効利用

本県沖合には広い大陸棚と豊かな水産資源が分布する「第2県土」とも呼ぶべき豊かな海が広がり、かつては50万トン以上の漁獲量を誇っていました。しかしながら、マイワシ資源の崩壊に伴い本県の漁獲量は急減しましたが、近年は12～13万トンと安定的に推移しています。

本県では、漁業調整規則等の公的規制のほか、漁期や操業時間、機関馬力の制限など様々な資源管理を漁業者が自主的に取り組んでいます。さらに、アジ、サバ、イワシ、スルメイカ、ズワイガニを対象としたTAC制度や、沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、べにずわいがに漁業、大中型まき網漁業、中型まき網漁業を対象とした資源回復計画にも取り組んでいます。

しかしながら、主要魚種の漁獲対象は小型未成魚の割合が高く、卓越年級が発生しても未成魚の時代に大量に漁獲され、資源回復に繋がらないうえ、小型の未成魚は単価が相対的に低いため、魚価や生産金額の低迷を招いています。

そこで、全県地域、全漁業種類において資源管理・所得補償制度を活用した資源管理計画の策定、実践をすすめるとともに、底びき網漁業等においては漁獲努力量の適正化を推進します。また稚魚を護り大きく育つまでのすみかとなる人工魚礁や保護育成礁等の整備や人工種苗を添加して積極的に資源を造成する「栽培漁業」を一体的に推進し、水産資源の回復を図ります。さらに、試験研究機関において有効な資源管理手法の開発を進め、漁獲物の組成を大型の成魚に誘導し、生産性の向上を図っていきます。

主な取組内容
○所得補償制度を活用した資源管理の推進
・漁業者が策定する資源管理計画に基づいた自主的な資源管理の取組を促進
○漁獲努力量の適正化と未成魚の保護
・減船事業による小型底びき網漁業の漁獲努力量削減
・機動的禁漁区の設定による底びき網漁業の管理システムの開発
・幼魚の定着促進や保護など対象魚種の生態に合わせた漁場造成の推進
○人工種苗と人工魚礁を活用した積極的な資源造成
・マダイ・ヒラメをはじめとする重要魚種の安定的な種苗生産
・放流効果の調査と評価
・砂泥域の生産力を活用する餌料生物の増殖や小型魚の保護育成を目的とした漁場の造成

#### ②汽水域の環境保全と水産資源の維持再生

本県では平成18年に策定された「宍道湖・中海水産資源維持再生構想」に基づき、汽水域の特性や環境・生態系との関連を重視した「環境保全型の漁業」の推進を図るため、湖沼の漁場改善技術の開発やアカガイ（サルボウガイ）天然採苗技術の開発などを進めて来ました。しかしながら、最重要魚種であるシジミ（ヤマトシジミ）の資源量と漁獲量は減少傾向にあり、冬期の大量斃死やカビ臭の発生、藻類の異常繁殖など新たな問題も発生しています。また、ワカサギを始めと

する魚類の資源量もシジミと同様に大きく減少しています。宍道湖に次ぐ汽水湖である神西湖においても環境の悪化によりシジミの漁獲量は減少傾向にあります。

そこで、宍道湖においてはシジミ資源の回復を図るため冬期の大量斃死の原因究明を中心に、湖沼環境の改善のために総合的な調査体制を構築します。一方、中海においては開発された天然採苗技術を活用してアカガイの漁業再生を目指します。神西湖においても塩分調整や底質改善等のシジミ資源の回復に向けた取り組みを支援していきます。

主な取組内容
○宍道湖を再生するための総合的な調査体制の構築
○宍道湖におけるシジミ（ヤマトシジミ）資源の維持、回復
○ワカサギ・シラウオをはじめとする魚類資源の維持、回復
○中海の漁場環境の再生維持
○中海におけるアカガイ（サルボウガイ）を始めとする貝類漁業の再生
○神西湖におけるシジミ資源の維持、回復

### ③河川環境と水産資源の再生

川は森や里からの栄養塩を海（湖）に繋ぐとともに、流域に住む人々にとって、憩いの場、生活の場となっています。川の豊かさは清浄な水と豊かな水産生物に象徴されます。水産生物ではアユが日本の川に棲む魚のシンボルであり、その漁法や食べ方は流域に根付く文化となっています。本県でも中山間地域を中心とした流域では貴重な観光・特産資源ですが、近年、漁獲量は減少傾向にあります。

そこで、本県では、平成18年3月に策定した「しまねの鮎づくりプラン」に基づいて、地場産アユ種苗生産の増大、天然アユ資源の回復に取り組んできました。その結果、地場産アユ種苗の供給量は平成23年には目標値の200万尾を大きく上回る300万尾に達し、天然アユ資源も高津川の流下仔魚量は29億尾と目標水準に近づきました。

しかしながら、産卵場をはじめとする河川環境の悪化は顕著であり、産卵場造成を漁協単体で行うことは規模的、経済的にも困難になりつつあります。また、頭首工、取水用堰堤の魚道は十分機能していない、もしくは魚道自体が備わっていないものも多い状況にあります。そこで、高津川で一定の成果を見た天然アユ資源を増やす試みを他の河川にも広げるとともに、河川管理者、水利権者と協力しながら、天然アユが上れる豊かな川づくりを進め、中山間地域の振興を図っていきます。

主な取組内容
○資源管理手法の確立
・環境収容力の推定
・効果的な禁漁区・禁漁期間の設定方法および判定方法の開発
・漁協を主体としたモニタリング調査の普及
・放流種苗の最適放流技術の開発
○河床環境の改善
・効果的な産卵場造成方法の開発と普及
・淵や瀬の復活方法の開発
○魚道機能の改善
・島根版水辺の小枝魚道の開発
・親魚降下方法の開発
○種苗生産・供給体制の確立
・安定的な種苗生産手法の普及
・魚病蔓延防止対策の普及
・経済的な種苗生産・供給体制の構築

**【島根県総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）】**

島根総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）

基本目標Ⅰ 活力あるしまね

政策・施策・事務事業名	所管所属	掲載ページ
基本目標Ⅰ 活力あるしまね		
政策1 ものづくり・IT産業の振興		
Ⅰ-1-1 県内企業の経営・技術革新の支援		
中海水中貯木場管理運営	林業課	
政策2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
Ⅰ-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり		
農林水産関係振興プラン等の進行管理事務	農林水産総務課	
農林水産試験研究推進事業	農林水産総務課	28
農業技術センター試験研究費	農業経営課	
農業改良普及事業	農業経営課	36
島根の活力ある水田農業推進事業	農畜産振興課	51
米の計画的生産推進事業	農畜産振興課	52
島根の水田利活用総合促進対策事業	農畜産振興課	41
地域農業経営確立支援事業	農畜産振興課	52
農業競争力強化対策事業	農畜産振興課	
新農林水産振興がんばる地域応援総合事業	農畜産振興課	39
園芸果樹推進事業	農畜産振興課	40
肉用牛規模拡大対策事業	農畜産振興課	50
種雄牛選抜事業	農畜産振興課	43
繁殖雌牛群整備事業	農畜産振興課	42
高能力乳用牛作出事業	農畜産振興課	
畜産公共事業	農畜産振興課	44
肉用牛低コスト生産対策事業	農畜産振興課	50
畜産技術センター研究費	農畜産振興課	
野菜価格安定対策事業	農畜産振興課	
農作物気象災害対策事業	農畜産振興課	
農作業安全推進事業	農畜産振興課	
畜産経営体支援指導事業	農畜産振興課	
肉用牛価格安定対策事業	農畜産振興課	50
中小家畜対策事業	農畜産振興課	50
農業復旧対策事業	農畜産振興課	52
みんなでつくる「しまね有機の郷」事業	農畜産振興課	45
しまねの元気な郷づくり事業	農畜産振興課	46
農畜産物の放射性物質検査等事業	農畜産振興課	47
農業者戸別所得補償制度推進事業	農畜産振興課	52
家畜疾病危機管理対策事業	農畜産振興課・食料安全推進課	50.59
安全で美味しい島根の県産品認証事業	食料安全推進課	55
「しまねの農産物」安全・安心システム推進事業	食料安全推進課	58
農業環境対策事業	食料安全推進課	58
土壌環境対策事業	食料安全推進課	58
家畜伝染病予防事業	食料安全推進課	58
家畜衛生推進事業	食料安全推進課	56
BSE検査体制確立事業	食料安全推進課	58
飼料安全対策事業	食料安全推進課	58
島根県獣医師確保緊急対策事業	食料安全推進課	58
農業農村整備事業管理	農村整備課	
用排水施設等整備事業	農地整備課	68
一般農道等整備事業	農地整備課	70
淡水化代替水源対策事業	農地整備課	69
国営事業完了地区等対策促進事業	農地整備課	72
国営造成施設管理事業	農地整備課	72
特定中山間保全整備事業関係事務	農地整備課	
森林整備地域活動交付金事業	林業課	75
林業公社支援事業	林業課	77
林業・木材産業制度資金融資事業	林業課	85

島根総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）

基本目標Ⅰ 活力あるしまね

政策・施策・事務事業名		所管所属	掲載ページ
	林業普及指導事業	林業課	85
	中山間地域の農林試験研究推進事業	林業課	85
	木材高品質加工体制整備事業	林業課	
	山の幸づくり振興対策事業	林業課	86
	県有林整備事業	林業課	
	県行造林事業	林業課	
	新農林水産振興がんばる地域応援総合事業	林業課	
	循環型林業に向けた原木生産促進対策事業	林業課	78
	森林整備加速化・林業再生事業	林業課	76
	森林計画樹立事業	森林整備課	92
	市町村森林整備計画の樹立支援事業	森林整備課	
	森林資源情報の更新・管理事業	森林整備課	92
	造林事業	森林整備課	87
	森林整備加速化・林業再生事業	森林整備課	
	林業種苗供給事業	森林整備課	92
	木材生産団地化推進対策事業	森林整備課	92
	林業経営改善支援事業	森林整備課	92
	新農林水産振興がんばる地域応援総合事業(木材生産団地化推進対策)	森林整備課	39
	森林保険事業	森林整備課	
	県・市町村林道事業	森林整備課	88
	広域基幹林道事業	森林整備課	88
	栽培漁業事業化総合推進事業	水産課	94
	宍道湖・中海水産資源維持再生事業	水産課	100
	資源管理技術開発事業	水産課	
	増養殖試験研究事業	水産課	
	普及指導体制強化事業	水産課	
	水産業情報提供事業	水産課	
	新農林水産振興がんばる地域応援総合事業(水産分)	水産課	
	資源回復・漁場生産力強化事業	水産課	
	栽培漁業センター管理運営委託事業	水産課	
	しまねの魚を創る事業	水産課	
	基幹漁業支援事業	水産課	
	しまねの魚消費拡大プロジェクト事業	水産課	95
	浜田地域水産業構造改革推進事業	水産課	99
	漁港整備事業	漁港漁場整備課	102.107
	漁港管理	漁港漁場整備課	107
	漁場整備事業	漁港漁場整備課	103
<b>I-2-2 県産品の販路開拓・拡大の支援</b>			
	民間木造建築促進事業	林業課	79
	木材生産流通対策事業	林業課	81
	県産木材を生かした木造住宅づくり支援事業	林業課	80
	県産品販路拡大事業	しまねブランド推進	60
	地産地消推進事業	しまねブランド推進	61
	しまね食品等輸出促進対策事業	しまねブランド推進	62
<b>I-2-3 農林水産業の担い手の確保・育成</b>			
	農林水産業協同組合検査事務	農林水産総務課	
	農地利用集積の促進事業	農業経営課	38
	企業参入促進事業	農業経営課	30
	農業制度資金融資事業	農業経営課	37
	農業共済団体指導事業	農業経営課	
	農業協同組合等指導事業	農業経営課	
	新規就農者確保事業	農業経営課	31
	新規就農者確保事業(特別会計)	農業経営課	31
	就農促進活動事業	農業経営課	37
	新規就農者総合対策事業	農業経営課	32
	担い手総合支援事業	農業経営課	38
	戸別所得補償経営安定推進事業	農業経営課	33
	農林大学校における教育研修	農業経営課	37
	中核的農業者資質向上事業	農業経営課	36
	青年農業者の資質向上事業	農業経営課	36
	農業振興地域の整備促進	農業経営課	

島根総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）

基本目標Ⅰ 活力あるしまね

政策・施策・事務事業名		所管所属	掲載ページ
	農地利用関係の調整・調査	農業経営課	
	農業委員会・農業会議運営支援事業	農業経営課	
	自作農財産管理事務	農業経営課	
	しまね農地再生・利活用促進事業(農地所有者代理事業)	農業経営課	
	ほ場整備事業	農村整備課	63
	しまね農地再生・利活用促進事業(耕作放棄地再生利用緊急対策基盤整備等事業)	農村整備課	67
	林業担い手育成確保対策事業	林業課	82
	森林組合育成事業	林業課	83
	新規就業者確保・育成事業	水産課	96
	新規就業者融資対策事業	水産課	
	漁業担い手育成強化事業	水産課	
	漁場利用調整事業	水産課	
	漁業秩序維持管理事務	水産課	
	漁獲管理事業	水産課	
	合併等漁協財務改善対策事業	水産課	
	水協法に基づく指導・監督事務	水産課	
	水産業融資対策事業	水産課	
	漁業共済推進事業	水産課	
	漁場油濁救済事業	水産課	
	離島漁業再生支援事業	水産課	97
	漁業無線管理運営事業	水産課	
	国際漁業対策事業	水産課	
	水産高校担い手育成事業	水産課	98
	資源管理・漁業所得補償制度に関する事務	水産課	
	小型底びき網漁業構造再編対策事業	水産課	101
	基幹漁業構造改革促進実践研修支援事業	水産課	

島根総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）

基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしまね

政策・施策・事務事業名	所管所属	掲載ページ
基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしまね		
政策1 安全対策の推進		
Ⅱ-1-7 災害に強い県土づくり		
地すべり対策事業	農地整備課	71
地すべり防止施設管理事務	農地整備課	
ため池等整備事業	農地整備課	73
防災ダム管理及び保守事務	農地整備課	74
治山施設事業	森林整備課	89
地すべり防止事業	森林整備課	89
漁港海岸保全事業	漁港漁場整備課	105
Ⅱ-1-8 食の安全の確保		
食品流通対策事業	食料安全推進課	57
しまねスクスク安心きのこ産地づくり事業	林業課	
水産物衛生・安全対策事業	水産課	
政策5 生活基盤の維持・確保		
Ⅱ-5-1 道路網の整備と維持管理		
広域営農団地農道整備事業	農地整備課	70
広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業	漁港漁場整備課	102
Ⅱ-5-4 都市・農山漁村空間の保全・整備		
農村地域の定住条件の整備事業	農村整備課	64
野生鳥獣被害対策事業	森林整備課	
Ⅱ-5-5 居住環境づくり		
農業集落排水事業	農村整備課	65
漁村環境整備事業	漁港漁場整備課	106
Ⅱ-5-6 地域コミュニティの維持・再生		
中山間地域等直接支払事業	農業経営課	34
中山間地域等パートナーシップ確立支援モデル事業	農業経営課	
地域貢献型集落営農ステップアップ事業	農業経営課	35
農地・水保全管理支払交付金事業	農村整備課	66

島根総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）

基本目標Ⅲ 心豊かなしまね

政策・施策・事務事業名		所管所属	掲載ページ
基本目標Ⅲ 心豊かなしまね			
政策4 自然環境、文化・歴史の保全と活用			
Ⅲ-4-1 多様な自然の保全			
	中山間ふるさと水と土基金事業	農村整備課	
	県民参加による森づくり事業	林業課	
	緑化推進事業	林業課	
	水と緑の森づくり事業	林業課	84
	地球温暖化防止のための森林による二酸化炭素吸収量の確保	森林整備課	
	森林病害虫等防除事業	森林整備課	90
	保安林整備管理事業	森林整備課	93
	林地開発許可事務	森林整備課	93
	野生鳥獣保護対策事業	森林整備課	
	島根CO2吸収・固定量認証制度普及事業	森林整備課	91
Ⅲ-4-2 自然とのふれあいの推進			
	花ふれあい公園事業	農畜産振興課	53
	宍道湖自然館管理運営事務	水産課	
Ⅲ-4-5 環境保全の推進			
	バイオマス利活用推進事業	農林水産総務課	29
	いのち育む島根の「環境農業」推進事業	農畜産振興課	49
	資源循環対策推進事業	農畜産振興課	54
	環境保全型農業直接支援対策事業	農畜産振興課	48
Ⅲ-4-6 再生可能エネルギーの利活用の推進			
	農業用小水力発電導入促進事業	農地整備課	
	木質バイオマス資源の利用促進（森林整備加速・林業再生事業）	林業課	

## 【各課事業概要】

・農林水産総務課	28
・農業経営課	30
・農畜産振興課	39
・食料安全推進課	55
・しまねブランド推進課	60
・農村整備課	63
・農地整備課	68
・林業課	75
・森林整備課	87
・水産課	94
・漁港漁場整備課	102

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり 2 県産品の販路開拓・拡大の支援 3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		将来の農林水産業を支える技術開発プロジェクト
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>農林水産業は、生産者の熟練した技術や豊富な知識によって支えられてきたが、担い手の減少と高齢化が著しい島根県では、そうした技術や知識の継承が危ぶまれている。また、近年の農林水産業を取り巻く環境は、生産物価格の低迷、農山漁村の過疎・高齢化の進行など引き続き厳しい状況下であり、さらに食や環境に対する消費者の意識の変化や流通のグローバル化、ライフスタイルの多様化が進む中であって、大きな変革の時期を迎えている。</p> <p>県内では、耕作放棄地や放置森林の増加が顕在化するとともに、農山漁村では生活環境を維持していくことが困難な集落も増加するなど、地域が抱える課題は一層複雑で深刻になってきており、温暖化や資源エネルギーなど地球規模で抱える問題と合わせ対応が急がれる。</p> <p>県の研究機関では、生産現場から要望のあった個々の技術的課題を早期に解決することに注力してきた反面、農林水産業の将来を見据えた先導的な研究開発への取り組みは決して十分ではなかったことから、今後は、こうした社会環境の変化を見据え、将来の農林水産業を支えるために必要な研究開発にも重点的に取り組んでいく。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>本県の農林水産業にとって最大の課題である「担い手不足(高齢化)」と「産業としての脆弱さ」を克服することを目的とし、1) 競争力強化のための新たな特産資源の創出、2) 環境保全と地域内資源の循環利用による地域産業への貢献をテーマとして、新たな品種や技術の開発に着手する。</p> <p>【将来の農林水産業を支える技術開発プロジェクト】</p> <p>① 島根の将来を支える商品づくりプロジェクト ～ 次世代の“島根ブランド”の主力となる商品群の開発 ～</p> <p>② 自然と共生する有機農業推進プロジェクト ～ 環境負荷軽減と高付加価値化を両立する新たな農業体系の確立 ～</p> <p>③ 「島根のバイオマス資源」循環活用プロジェクト(産廃税充当事業) ～ 地域に必要なエネルギー源の地域内調達と循環利用 ～</p> <p>④ 宍道湖・中海再生プロジェクト ～ 物理環境の変化の解明と水産資源の安定的漁獲の実現 ～</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>県</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>66,780千円(うち21,380千円は産廃税充当事業)</p>		

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね		
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用		
計画	施策名	5 環境保全の推進		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
バイオマス利活用推進事業		1,557千円	<p>バイオマスの利活用を推進するため、島根県バイオマス利活用推進協議会の運営、普及啓発活動及び情報の収集・発信を行う。</p> <p>また、平成24年度は「バイオマス活用推進基本法」に基づく「島根県バイオマス活用推進計画（仮称）」を策定する。</p>	県

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		企業参入促進事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>地域農業全体での所得向上や活性化を図るためには、資本力や経営力を有する企業の農業参入を促しながら、農産物の生産から最終消費者に届くまでの一連の流れを事業として捉え、関連の深い異業種との連携強化を図り、高付加価値を創出する「地域産業体」へ誘導・育成することが必要である。このため、企業の農業参入とそれに続く地域の農業者や関連する企業等と連携した加工・流通・販売等への事業展開や、経営強化が見込める計画に対する機械・施設設備等を支援することとし、企業を持続的な担い手として育成する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 県が直接行う事業          企業の農業参入をより積極的に推進し、地域農業の中核となりうる経営体を育成するため、県が企業訪問・相談対応から参入支援まで行う。          ①情報の収集・提供          ②参入企業への訪問・相談活動          ③各種啓発活動          ○参入促進 パンフレット作成配布、ホームページ開設、参入促進研修会等の開催</p> <p>(2) 企業に対する支援事業          「企業参入促進・経営強化学業」による支援          企業が行う農業参入のための実践活動、地域の農業者や関連企業等と連携した加工・流通・販売等への事業展開活動等、経営強化が見込める計画に対する機械・施設等の整備に対して支援する。          ①事業のタイプ          ○新規参入促進タイプ（ソフト）          企業が新たに農業経営に取り組むことを促進するための支援事業          ○経営発展促進タイプ（ソフト）          既に農業分野へ参入した企業等が、地域の農業者や関連する企業と連携し、加工・流通・販売等へ事業を展開することを促進するための支援事業          ○経営強化整備支援（ハード）          新たに農業経営に取り組む企業等が、経営計画を早期に実現するためや、既に農業分野へ参入した企業が経営を強化する際に必要な機械・設備整備を促進するための事業</p> <p>②事業内容          企業等が行う農業生産（作業受託を含む）、農産物の高付加価値化に必要な調査・研究、農業技術習得のための研修、実証活動に要する経費や機械・施設等の整備を補助。</p> <p>③補助対象事業費          ○新規参入促進タイプ 10,000千円を上限          ○経営発展促進タイプ 20,000千円を上限          ○経営強化整備支援 100,000千円を上限</p> <p>④補助率          ○新規参入促進タイプ 補助対象事業費の1/2以内          ○経営発展促進タイプ // 1/2以内          ○経営強化整備支援 // 1/3以内</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b>          企業等、県</p>		
<p><b>4 当初予算額</b> 127,116千円</p>		

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		新規就農者確保事業
<p><b>1 趣旨</b>          本県農業の維持・発展を図っていくために、新規就農者の確保・育成が重要な課題となっており、その支援策について積極的な取り組みが必要となっている。しかしながら、新規就農者が営農を開始する場合、農地の確保、技術不足、資金不足、農業経営や生活に係わる事項等が不安要素となっており、これらを総合的に解決するため、市町村や農業協同組合等の関係団体と一体となった対策を展開する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b>          (1) 青年農業者等早期経営安定資金          1) 事業内容          平成19年度以降認定を受ける認定就農者や雇用する農業法人等の初期経営の安定を図るための資金貸付けを行う市町村に対し、当該貸付けに必要な資金の1/2を貸与する。(償還免除あり) ※平成23年度就農者で終了          2) 市町村に対する貸与月額          認定就農者 月額50千円以内          農業法人等 月額40千円以内          3) 貸与期間 12ヶ月以内          ただし、有機農業により農業経営を開始する者は3年以内(償還免除対象は1年目のみ)。          4) 借受者 認定就農者等          (2) 就農支援資金          1) 事業内容          認定就農者等に対し、農業の技術や経営方法を修得するための研修や就農のための準備、農業経営の開始に係る施設機械等の整備に必要な資金を無利子で貸与する。          2) 資金の種類          就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金          3) 貸付方法          国2/3、県1/3の負担割合で特別会計に造成した原資をしまね農業振興公社及び融資機関に貸付け、そこから認定就農者等に貸与する。          4) 借受者 認定就農者等</p>		
<p><b>3 事業実施主体(借受者)</b>          認定就農者等</p>		
<p><b>4 当初予算額</b>          一般会計：14,614千円          特別会計(就農支援資金県の貸付金貸付枠)：40,000千円</p>		

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		新規就農者総合対策事業

1 趣旨

農業従事者の減少、高齢化の進行の下、農業の担い手育成は県及び地域の喫緊かつ重要な課題である。このため、相談～研修～就農の各段階での支援を強化するとともに就農後のフォローにより農林水産業の担い手を育成・確保する。  
一方国において新規就農総合支援事業対策が打ち出されたことにより、これを活用した新規就農者数(自営・雇用)の増加対策を進めながら総合的に展開する。

2 事業概要

		H24予算額(千円)
入口対策	○農業志向者の確保	
	① 就業プランナーの設置、就業相談会開催等(継続)	14,000
	② 人材派遣会社を活用した就業相談業務(新規・⑤と合わせて実施)	他事業で計上
	③ 高校連携コーディネーターの配置等農業高校生を主体とした地元への就農対策(継続)	4,001
出口対策	○受け皿づくり	
	④ 施設等整備に対する支援(ハード支援)	
	(1) 農業法人等が新たに雇用を創出するための施設等整備(新規)	30,000
	(2) 認定農業者が子弟へ経営継承するための基盤強化のための施設等整備(新規)	23,000
	(3) 半農半X実践者が就農のために行う施設等整備(新規)	10,000
	(4) 認定就農者が自営就農のために行う施設等整備(継続)	他事業で計上
	⑤ 周年雇用の困難な集落営農等での雇用の仕組みづくり(新規) ～ 雇用を人材派遣会社で行い、集落営農等へ派遣研修	他事業で計上
	⑥ 研修受入農家への助成(3万円/月・最大2年間)(新規) ～ 技術・経営管理に関する指導や営農計画作成の助言、関係機関との調整等	11,614
	○フォロー体制強化等 (拡充、既存事業等活用)	
	⑦ 研修受入農家(師匠(⑥を活用))によるフォロー、専門家等の派遣による検討、研修の実施、各種情報提供の充実等	他事業で計上
	○定着に向けた支援等	
⑧ 就農前研修・定着支援(継続) ～ 自営就農(12万円・12月/45歳以上UIターン)、半農半X(12万円・24月/UIターン)	25,920	
⑨ 就農給付金(県単・新規) ～ 中高年(45歳以上)に対する就農給付金(75万円/年・2年)	2,250	
【国 新規就農総合支援事業の執行に伴うもの】 (新規)		
⑩ 青年就農給付金(150万円/年 就農前2年間、就農後5年間(45歳未満))	241,008	
⑪ 市町村で地域農業マスタープランを作成するための経費	他事業で計上	

3 事業実施主体

農業法人、認定農業者、新規就農者、しまね農業振興公社、市町村、人材派遣会社 等

4 当初予算額

361,793千円

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		戸別所得補償経営安定推進事業
<p>1 趣旨</p> <p>県内の基幹的農業従事者の高齢化が著しく、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の育成・確保は重要な課題であり、その者への農地の集積を促す仕組みにより農地集積を加速化し、農業生産性の向上や経営体の体質強化を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 地域農業マスタープラン作成事業（17,182千円）</p> <p>①事業内容 集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するために集落・地域における話し合いを行い、「地域の中心となる経営体」や「その経営体へ農地を集積する手法」、「地域農業のあり方」等を定めるための経費を助成。</p> <p>②交付額 定額（10/10）</p> <p>③助成対象者 市町村、県</p> <p>(2) 農地集積協力金（50,000千円）</p> <p>1) 経営転換協力金</p> <p>①事業内容 高齢化等で農業をやめた場合や、土地利用型農業をやめて施設園芸等に従事するため使わなくなった農地を所有者が担い手に貸し出した場合等に、貸し出す面積に応じて協力金を交付する。</p> <p>②交付額 50a以下 : 30万円/戸 50a超2ha以下 : 50万円/戸 2ha超 : 70万円/戸</p> <p>③助成対象者 経営転換・リタイア・相続する農業者</p> <p>2) 分散錯圃解消協力金</p> <p>①事業内容 農地が集まってもそれぞれの農地が分散すると生産コストの低減につながらないため、担い手の農地に隣り合う農地を貸し出して連坦化に協力する農家に対して、貸し出す面積に応じて協力金を交付する。</p> <p>②交付額 5千円/10a</p> <p>③助成対象者 担い手の農地に隣り合う農地の所有者又は貸借人</p>		
3 事業実施主体		市町村、県
4 当初予算額		67,182千円

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね																																																																																									
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保																																																																																									
計画	施策名	6 地域コミュニティの維持・再生																																																																																									
事務事業名		中山間地域等直接支払事業																																																																																									
<p>1 趣旨 平地に比べ生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動等の継続を通じて耕作放棄の発生を防止することにより、国土の保全・水源の涵養・良好な景観の形成等の多面的機能を確保するため、農業者等に直接支払を実施する。</p>																																																																																											
<p>2 事業概要 平地地域と中山間地域等との農用地の生産条件の格差等に対し、下記のとおり交付金を交付する（平成22年度～26年度）。なお、耕作放棄の発生防止等の活動に加え、農業生産活動等の体制整備に関する一定の要件を満たす協定と当該要件を満たさない協定との間で交付単価に段階を設定するとともに、より積極的な取組を行う協定には単価の加算措置を講じる。</p> <p>(1) 対象地域及び対象農用地                  次の要件を満たす農用地区域内に存する1ha以上の農用地                  ①過疎、離島、半島、山村振興、特定農山村の各地域振興立法の指定地域においては、急傾斜農用地、緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率が高い農用地                  ②上記①以外で、島根県中山間地域等活性化基本条例で規定する地域においては、急傾斜農用地及びこれに連坦する緩傾斜農用地                  ③上記①及び②以外で、農林統計上の中山間地域においては、急傾斜農用地                  ④離島、隠岐4町村の農用地については、傾斜に係わらず生産コスト差に応じて交付対象とする。</p> <p>(2) 対象者                  集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、JA、生産組織等を含む）。</p> <p>(3) 交付単価 (円/10a)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">田</th> <th colspan="2">畑</th> <th colspan="2">草地</th> <th colspan="2">採草放牧地</th> </tr> <tr> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜</td> <td>16,800</td> <td>21,000</td> <td>9,200</td> <td>11,500</td> <td>8,400</td> <td>10,500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜等</td> <td>6,400</td> <td>8,000</td> <td>2,800</td> <td>3,500</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>240</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生産コスト差 (隠岐4町村)</td> <td>16,800</td> <td>21,000</td> <td>9,200</td> <td>11,500</td> <td>8,400</td> <td>10,500</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6,400</td> <td>8,000</td> <td></td> <td></td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※基礎単価：最低限の農地管理活動等を実施、体制整備単価：加えて一定の要件を満たす活動を実施</p> <p>(4) 加算単価（特に積極的な活動を実施する場合に加算） (円/10a)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>草地</th> <th>採草放牧地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用調整加算</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>規模拡大加算</td> <td>1,500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小規模高齢化集落支援加算</td> <td>4,500</td> <td>1,800</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人設立加算</td> <td>特定農業法人</td> <td>1,000</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>農業生産法人</td> <td>600</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人設立加算の上限（特定農業法人：100千円/年、農業生産法人：60千円/年）</p>									区分	田		畑		草地		採草放牧地		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	急傾斜	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	800	1,000	緩傾斜等	6,400	8,000	2,800	3,500	2,400	3,000	240	300	生産コスト差 (隠岐4町村)	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	—	—	6,400	8,000			2,400	3,000			区分	田	畑	草地	採草放牧地	土地利用調整加算	500	500	—	—	規模拡大加算	1,500	500	500	—	小規模高齢化集落支援加算	4,500	1,800	—	—	法人設立加算	特定農業法人	1,000	750	750	750	農業生産法人	600	500	500	500
区分	田		畑		草地		採草放牧地																																																																																				
	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価																																																																																			
急傾斜	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	800	1,000																																																																																			
緩傾斜等	6,400	8,000	2,800	3,500	2,400	3,000	240	300																																																																																			
生産コスト差 (隠岐4町村)	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	—	—																																																																																			
	6,400	8,000			2,400	3,000																																																																																					
区分	田	畑	草地	採草放牧地																																																																																							
土地利用調整加算	500	500	—	—																																																																																							
規模拡大加算	1,500	500	500	—																																																																																							
小規模高齢化集落支援加算	4,500	1,800	—	—																																																																																							
法人設立加算	特定農業法人	1,000	750	750	750																																																																																						
	農業生産法人	600	500	500	500																																																																																						
3 事業実施主体		市町村																																																																																									
4 当初予算額		1,434,585千円																																																																																									

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	5 生産基盤の維持・確保
計画	施策名	6 地域コミュニティの維持・再生
事務	事業名	地域貢献型集落営農ステップアップ事業
<p><b>1 趣旨</b> 農地維持を含め地域コミュニティの再生や集落の維持・活性化に貢献する「地域貢献型集落営農」の育成に向けた取り組みを支援するとともに、集落営農組織がUIターン者や雇用の受け皿として機能するしくみづくりを進めることで島根県農業及び農村の活性化を図る。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 新規設立・育成支援 地域の農地維持等を目的とした組織の設立・育成に向けた支援を行う。 ①地域貢献型集落営農新規設立 ・集落営農設立支援費 10千円/10a (定額) ②集落サポート経営体育成 ・サポート活動に必要な経費支援 (補助率 ソフト1/2、ハード1/3)</p> <p>(2) 地域貢献活動支援 経済・生活・人材維持活動などの地域貢献活動に取り組む経費支援を行う。 ①経済維持活動 (補助率 ソフト1/2) ②生活・人材維持活動 (補助率 ソフト2/3)</p> <p>(3) 人材・雇用確保に向けたステップアップ支援 UIターン者の受入、雇用、集落営農組織間の連携等ステップアップ活動に向けた取り組みを支援する。 ①集落内部及び外部からの人材の確保・育成 ・集落内部点検・ビジョンづくりモデル実証 (定額：上限300千円) ・新たな人材へのOJT研修経費助成 (定額：上限100千円/人×6ヶ月) ②UIターン受入や雇用が可能となる部門づくり ・野菜、加工、農外事業等への活動支援 (補助率：ソフト1/2、ハード1/3) ③地域マネジメント機能を持つ組織づくり ・集落営農による広域連携組織づくり支援 (補助率：ソフト1/2、ハード1/3)</p> <p>(4) 支援機関のフォローアップ活動費 集落の活性化に向け、上記(1)～(3)の取り組みをフォローアップする活動支援費 (補助率：県及び県再生協 定額、市町村、地域再生協等 1/2)</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>(1) ①集落営農組織設立に向けて活動する組織 ②特定農業法人化計画を有すサポート経営体 (2) 集落営農組織 (3) 集落営農組織及び集落営農組織等で構成する団体 (4) 県、県再生協、市町村、地域再生協・担い手協</p>		
<p><b>4 当初予算額</b> 60,000千円</p>		

総合 発展 計画	基本目標	I 活力あるしまね		
	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり 3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業改良普及事業		24,231千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及指導活動の実施</li> <li>農業普及員の資質向上</li> <li>普及活動外部評価の実施</li> </ul>	県
中核的農業者資質向上事業		3,500千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営改善に取り組む担い手農業者に対し、新技術導入などにより課題解決や経営改善が図られ、経営力が高まるよう支援する。</li> </ul>	県
青年農業者資質向上事業		5,443千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>青年農業者の資質向上を図り、将来の農業・農村の中心的な役割を担う人材を育成する。</li> </ul>	県 しまね農業振興公社

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農林大学校における教育研修		43,060千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修教育の実施</li> <li>・短期研修事業の実施</li> <li>・奨学金の貸付</li> </ul>	県
就農促進活動事業		13,988千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県農業を担う優れた新規就農者を確保・育成するため、就農志向段階から就農初期段階までの幅広い支援を行う。</li> </ul>	しまね農業振興公社 県
農業制度資金融資事業				
農業近代化資金等利子補給事業		20,504千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲と能力をもって農業を営む者等に対し、農業経営の展開を図るのに必要な資金を融通する農協等金融機関に対して利子補給を行い、農業者の利子負担を軽減し、農業経営の近代化及び農業負債の軽減を図る。</li> </ul> <p>【融資枠 3億円】</p>	県
農業経営改善促進資金貸付事務		83,334千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者の経営改善計画に必要な運転資金を低利で円滑に融通するため、県がその原資の一部を造成（島根県農業信用基金協会に無利子貸付）し、金融機関と協調融資を行う。</li> </ul> <p>【融資枠 5億円】</p>	県
農業経営基盤強化資金利子補給事務		14,578千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を借り入れる認定農業者に対し、利子補給を行うことにより、認定農業者の経営改善計画の達成を支援し、効率的・安定的な農業経営体の育成に資する。</li> </ul>	県
農業制度資金出えん事務		1,865千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業近代化資金等の農業制度資金を借り入れた農業者に対し債務保証を行う島根県農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に出えんを行い、農業者への資金融通の円滑化を図る。</li> </ul>	県

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
担い手の総合支援				
担い手育成支援事業		9,092千円	・認定農業者、農業法人、集落営農組織等、地域農業の担い手を育成・確保するため、総合的な支援を実施する。	県 市町村 県・地域再生協議会 等
遊休農地再生活動緊急支援事業		326千円	・市町村等の耕作放棄地の解消を支援し、農地を担い手へ集積する。	県
農地利用の集積促進		66,086千円	・農地流動化事業の支援を通じて、農地の流動化を促進し、認定農業者等への農用地の集積を図る。	県 農地保有合理化法人

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		新農林水産振興がんばる地域応援総合事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」に位置づけたプロジェクト活動に対する支援事業。</p> <p>園芸、畜産の産地再生や新規就農者に対する支援、米の新品種の拡大、原木の増産支援等の県プロジェクトのほか、地域ブランドの育成など、地域から提案された農林水産業の振興プロジェクトに対して推進活動や施設・機械の導入経費を助成する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 事業の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農林水産戦略プラン推進対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域提案戦略支援</li> </ul> </li> <li>○農業・農村戦略プラン推進対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・米の新品種拡大対策支援</li> <li>・園芸産地資源活用支援</li> <li>・和牛繁殖産地再生支援</li> <li>・新規就農総合支援</li> </ul> </li> <li>○森林・林業戦略プラン推進対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原木増産・木材産業強化支援</li> </ul> </li> <li>○食と農の再生対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸産地省エネ・省力化支援事業</li> <li>・土地利用型作物生産対策支援事業</li> <li>・地域提案戦略支援（小規模基盤・施設等整備事業）</li> <li>・和牛繁殖産地再生支援</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 事業実施期間 平成24年度～平成27年度（支援内容により異なる）</p> <p>(3) 補助率 ソフト事業 1/2 ハード事業 1/3 ※原木増産・木材産業強化支援の一部は定額補助</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>農林漁業者の組織する団体、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、NPO法人、その他知事が認める団体等</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>286,000千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		園芸県推進事業
<p><b>1 趣旨</b>  戦略園芸品目（あすっこ、シャインマスカット、トルコギキョウ）を中心として、園芸経営の安定に向け生産・販売の一体的な戦略を展開するとともに、ハウス導入時の初期投資に係るリスクを軽減するための空きハウスの活用や労力補完など、園芸産地の仕組みづくりを推進する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) あすっこの生産振興  経営体規模拡大支援、農技C等との連携による実証活動展開、プロジェクト活動支援 等</p> <p>(2) シャインマスカットの生産振興  プロジェクト活動支援（新規格販売試験等）、普及活動調査 等</p> <p>(3) トルコギキョウの生産振興  地域課題解決活動の支援、県オリジナル品種の情報収集、候補品種の試作、JFSへの出品、プロジェクト活動支援、販売促進 等</p> <p>(4) 有望品目の生産振興  ・西条柿：産地戦略活動の支援、鳥取県と連携した販売対策 等  ・アジサイ：オリジナル品種の求評・PR、JFSへの出品、販促資材作成等  ・イチゴ：オリジナル品種の栽培展示ほ設置、PR資材費 等</p> <p>(5) トップセールス等販路拡大・市場調査活動  県外大手取引市場での県オリジナル品目等のPR 等</p> <p>(6) 消費者動向の把握と花育活動の展開  フラワーイベント等の開催 等</p> <p>(7) 園芸産地のしくみづくり  しくみづくりの展開支援、先進地視察、研修会開催 等</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b>  県</p>		
<p><b>4 当初予算額</b>  5,875千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		島根の水田利活用総合促進対策事業
<p><b>1 趣旨</b>                  農業者戸別所得補償制度については、水田の「不作付地」解消が米の所得補償交付金の交付要件とされており、この解消が急がれる。                  また、米の生産調整の強化が今後も見込まれる中、担い手不足が深刻化する中山間地域等においては、水田の不作付地や耕作放棄地の拡大が懸念される。                  こうしたことから、水田を「地域資源」として捉えた、多様な担い手による多面的利活用を促進し、地域の特色を生かした水田農業の振興と併せ農山村地域の活性化を図る。</p>		
<p><b>2 事業概要</b>                  農業者戸別所得補償制度の実施に伴い、水田不作付地の解消を図るため、新規需要米（飼料用米、米粉用米、稲WCS）や、加工用米の取組を一層拡大するとともに、米の生産調整拡大に対応し、中山間地域等の水田を「地域資源」として捉えた多面的利活用に資する実践活動を支援。</p> <p>○新規需要米拡大対策事業                  (1) 飼料用米需要拡大推進事業（実施主体：県）                  肥育農家での飼料米給与実証                  (2) 米粉用米需要拡大推進事業（実施主体：県）                  学校給食の米粉食材導入実証、ネットワーク構築等                  (3) 新規需要米拡大条件整備支援事業                  飼料用米、稲WCSの生産・利用拡大に繋がる施設等整備に対して助成                  （平成24年度より「稲わら収集機」を追加）                  [事業主体] 担い手組織、JA等                  [補助対象] 機械・施設整備費                  [補助率] 1/3</p> <p>○水田多面的利活用実践支援事業                  中山間地域等の不作付地の解消を図るため、新規導入作物の生産・流通・販売の確立等を目的とする水田の多面的利活用に資する実践活動に対して助成                  [事業主体] 担い手組織、市町村、JA、NPO法人等                  [補助対象] 実践活動経費（機械・施設等の購入費は除く）                  [補助率] 1/2（1事業主体当たりの上限事業費：1,000千円）</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b>                  上記のとおり</p>		
<p><b>4 当初予算額</b>                  32,350千円</p>		

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		繁殖雌牛群整備事業
<p>1 趣旨</p> <p>農家の繁殖雌牛の能力向上を図り、能力の高い産子を増殖できるよう、肉用牛の改良を進める。</p> <p>このため、繁殖雌牛の能力評価（育種価分析）やこれらのデータに基づく改良の推進を図るとともに、育種価の円滑な分析に必要な肥育データの効率的な収集を図る。</p> <p>あわせて、能力評価をもとに、優秀な繁殖雌牛から受精卵を採取し、繁殖雌牛群の改良増殖を行う。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 繁殖雌牛群整備</p> <p>肉用牛改良を効率的に進めるため、肥育データなどに基づき繁殖雌牛等の改良の能力の指標である「育種価」の分析を実施しその活用を図る。</p> <p>また、肉用牛の改良方針や手法について、関係機関等との協議等を行う。</p> <p>(2) 受精卵移植事業</p> <p>「しまね和牛」の県有卵供給と農家採卵を推進することにより、優秀雌牛の改良増殖を推進する。</p> <p>(3) 第10回全国和牛能力共進会出品対策</p> <p>平成24年に長崎県で開催される本共進会の出品対策を推進する。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>30,595千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		種雄牛選抜事業

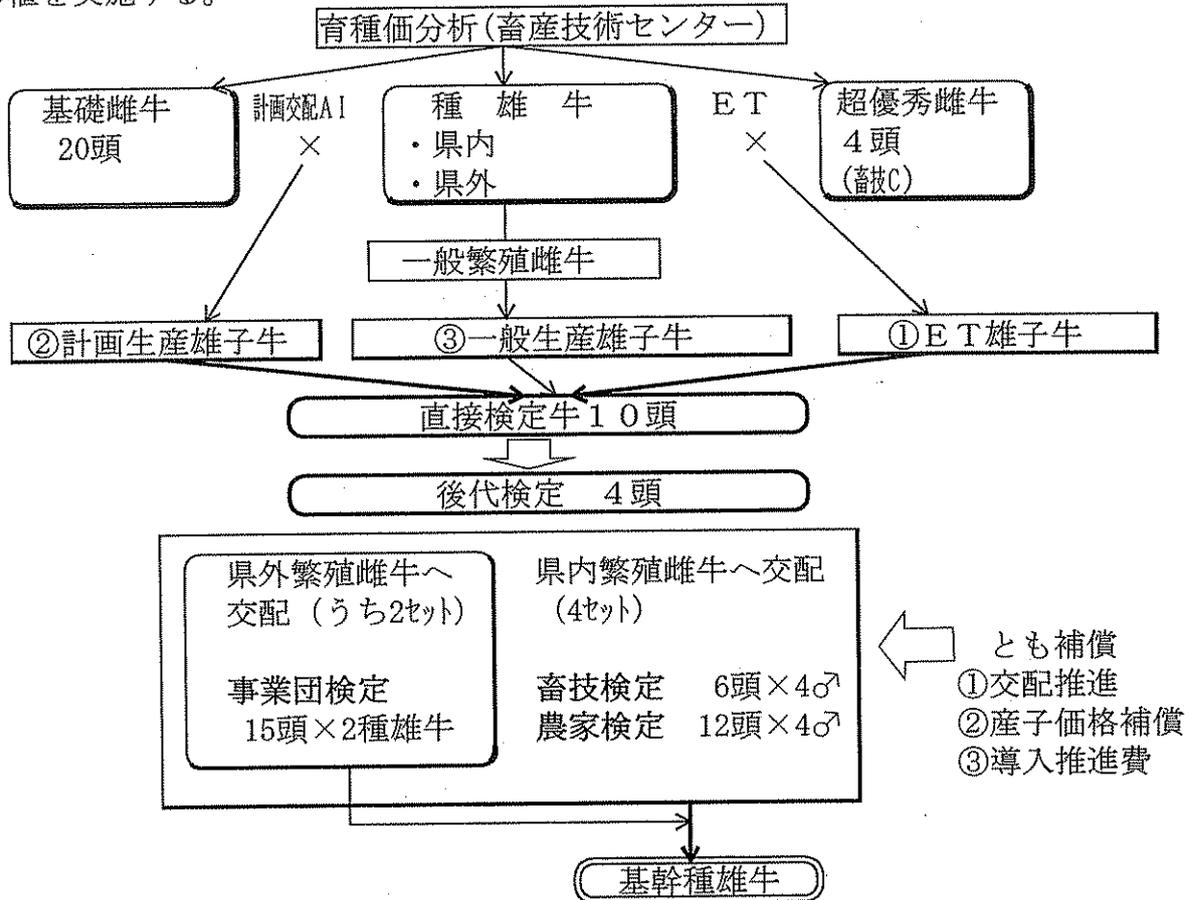
1 趣旨

経済的に能力の高い種雄牛を選抜・造成し、肉用牛生産者へ安定的に凍結精液を供給することにより、肉用牛経営者の経営安定と「しまね和牛」産地の育成並びにブランド化を図る。

2 事業概要

能力の高い種雄牛を選抜するため、基礎雌牛の指定交配に係る支援や、新規種雄牛候補の能力判定に必要な後代検定を強化するとともに、後代検定に必要な新規種雄牛の産子を、効果的に確保するための「とも補償制度」を生産者の協力で実施する。

また、高能力の新規種雄牛を効果的に造成するため、超優秀雌牛を活用した受精卵移植を実施する。



3 事業実施主体

県、市町村、JA

4 当初予算額 13,648千円

①とも補償事業②産子調査③基礎雌指定交配④後代検定事業⑤受精卵育種事業

総合	基本目標	I 活力あるしまね										
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興										
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり										
事務事業名		畜産公共事業										
<p>1 趣旨</p> <p>飼料基盤に立脚した効率的な経営体の重点的育成とこれを核とした畜産生産地の整備等を図るため、草地整備改良等の基本施設整備、農業用施設整備等を総合的に行う。</p> <p>また、中山間地域の土地利用体系を谷を単位として再編整備し、畜産的活用の促進等効率的な営農体系を構築するとともに、間伐材の畜産部門での有効活用、家畜排せつ物の農地還元促進等、畜－林－耕の連携を通じた地域リサイクルの確立を図る。</p>												
<p>2 事業概要</p> <p>◎特定地域振興生産基盤整備事業</p> <p>(1) 事業の内容 担い手による飼料生産基盤の活用促進や、林地、耕作放棄地等の畜産的利用への再編整備による効率的な営農体系を構築するため、草地改良、放牧用林地の整備および家畜飼養に必要な畜舎、家畜排せつ物処理施設等の整備を実施する。</p> <p>(2) 補助率</p> <table border="0"> <tr> <td>草地造成、放牧用林地の整備</td> <td>65～70%</td> </tr> <tr> <td>用排水・雑用水施設の整備</td> <td>60～70%</td> </tr> <tr> <td>放牧に要する隔障物の整備</td> <td>55～60%</td> </tr> <tr> <td>家畜保護施設・家畜排せつ物処理施設</td> <td>55～60%</td> </tr> <tr> <td>牧場用機械施設</td> <td>55～60%</td> </tr> </table> <p>(5) 実施地区        隠岐島前地区 (海士町・西ノ島町・知夫村)        隠岐島後地区 (隠岐の島町)</p>			草地造成、放牧用林地の整備	65～70%	用排水・雑用水施設の整備	60～70%	放牧に要する隔障物の整備	55～60%	家畜保護施設・家畜排せつ物処理施設	55～60%	牧場用機械施設	55～60%
草地造成、放牧用林地の整備	65～70%											
用排水・雑用水施設の整備	60～70%											
放牧に要する隔障物の整備	55～60%											
家畜保護施設・家畜排せつ物処理施設	55～60%											
牧場用機械施設	55～60%											
<p>3 事業実施主体</p> <p>財団法人しまね農業振興公社</p>												
<p>4 当初予算額</p> <p>91,581千円</p>												

総合	基本目標	I 活力あるしまね															
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興															
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり															
事務事業名		みんなでつくる「しまね有機の郷」事業															
<p>1 趣旨</p> <p>○消費者の安全・安心や環境保全への関心が高まる中、生産者の有機農業への参入志向は高まっている。</p> <p>○しかし、有機農業は病害虫対策や土づくりなどに独自の技術が必要なため、一般には低収量で低収益なイメージがあり、参入への障害となっている。さらに、コストに見合う価格形成が可能な販路の確保が課題である。</p> <p>○そこで、有機農業への取組を促進するため、生産・販売・消費に対する総合的な支援を実施し、しまね農業のブランドイメージの向上を図るとともに、U・Iターン等の受け入れによる担い手育成、定住に寄与する。</p>																	
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 地域・民間団体による企画提案のサポート</p> <p>地域の有機農業の振興に関して、①販路開拓、②U・Iターンなどによる新規就農者の育成、③有機農業の面的拡大のいずれかを目的及び事業手法に盛り込んだ企画提案に対する支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>チャレンジコース</th> <th>実践コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td>有機農業への新規参入や転換等の試行を支援</td> <td>有機農業の本格展開・規模拡大を支援</td> </tr> <tr> <td>事業規模等</td> <td>事業費上限 2,000千円 3年後の本格展開を目指す取組計画を策定</td> <td>事業費上限 概ね20,000千円 有機農業による経営確立を目指す取組計画を策定</td> </tr> <tr> <td>採択方法</td> <td>書類審査</td> <td>外部審査員による審査会</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>ハード 1/3</td> <td>ソフト 1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県サポート事業</p> <p>○販路開拓支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク会議の開催</li> <li>・首都圏での商談会や、オーガニックEXPOへの出展</li> </ul> <p>○技術支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機米の技術交流、有機JAS認証取得支援、普及員の技術指導力強化</li> </ul>			項目	チャレンジコース	実践コース	概要	有機農業への新規参入や転換等の試行を支援	有機農業の本格展開・規模拡大を支援	事業規模等	事業費上限 2,000千円 3年後の本格展開を目指す取組計画を策定	事業費上限 概ね20,000千円 有機農業による経営確立を目指す取組計画を策定	採択方法	書類審査	外部審査員による審査会	補助率	ハード 1/3	ソフト 1/2
項目	チャレンジコース	実践コース															
概要	有機農業への新規参入や転換等の試行を支援	有機農業の本格展開・規模拡大を支援															
事業規模等	事業費上限 2,000千円 3年後の本格展開を目指す取組計画を策定	事業費上限 概ね20,000千円 有機農業による経営確立を目指す取組計画を策定															
採択方法	書類審査	外部審査員による審査会															
補助率	ハード 1/3	ソフト 1/2															
<p>3 事業実施主体</p> <p>(1) 農業者、農業者で組織する団体、農業法人、市町村、農協、NPO法人、その他知事が認める団体</p> <p>(2) 県</p>																	
<p>4 当初予算額</p> <p>70,116千円</p>																	

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		しまねの元気な郷づくり事業
<p><b>1 趣旨</b>  農林水産品の生産だけでなく、農産加工や農家レストランなど、地域資源を生かした経営の多角化や地域づくり活動などの戦略的な取組により、所得や雇用を拡大し、産地や地域を牽引する新たなビジネスモデルの育成を支援することで、元気な農山漁村づくりを進める。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 事業の種類</p> <p>①戦略立案・実践試行支援事業  専門家の助言等に基づく、事業のコンセプトや将来ビジョン等の明確化や、事業内容や5年程度の経営計画を含めた経営戦略の検討・構築を支援する。  また、マーケティングリサーチや事業化可能性調査活動など、事業化に向けた検証・準備・試行の支援を行う。</p> <p>②施設・機械等導入支援事業  戦略に基づき、事業化に必要な基盤整備及び施設・機械等の導入を支援する。</p> <p>(2) 事業実施の要件  1名以上の新規雇用を経営計画に位置づけること。</p> <p>(3) 事業実施期間  平成22年度及び平成23年度の2年間を採択期間とし、事業実施期間は採択年度を含め2年以内とする。</p> <p>(4) 補助率  ①戦略立案・実践試行支援事業：1/2以内  ②施設・機械等導入支援事業：1/3以内</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b>  農林漁業者等の組織する団体、農業法人、集落営農組織、森林組合、林業事業体、漁業協同組合、有限責任事業組合、事業協同組合、企業組合、NPO法人、その他知事が認める団体</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>55,000千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		農畜産物の放射性物質検査等事業
<p>1 趣旨</p> <p>福島原発事故による放射性物質を含む稲わらが、昨年7月一部県内に流通していたことが判明し、一時県外市場において、県内農家が出荷した枝肉価格が大幅に下落。「食品中の放射性物質に係る基準値」が新たに設定され、肉については従来500ベクレル/kgであったものが、100ベクレル/kgとなり、平成24年4月から施行される予定である。</p> <p>食品の安全性についての意識が高まる中、風評被害を防止するため、島根県産牛肉について放射性物質の検査を行う。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>島根県内でと畜される牛等について、その牛肉の検査を行う。</p> <p>(1) 県内と畜分検査 対象：島根県食肉公社でと畜処理される出荷牛 方法：県内の検査機関に検査を委託</p> <p>(2) 県外市場出荷分検査経費補助 対象：県外と畜場でと畜処理される牛の放射性物質検査に係る生産者負担費用 補助率：10/10</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、生産者</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>90,537千円</p>		

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用
計画	施策名	5 環境保全の推進
事務事業名		環境保全型農業直接支援対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>○国民の地域の環境保全への志向が高まる中、環境保全型農業についてもレベルアップした取組が求められている。</p> <p>○そこで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を行う。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 環境保全型農業直接支払交付金</p> <p>農業者が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上削減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援を実施。</p> <p>①化学肥料と化学合成農薬を5割低減する取組とセットで行われる地球温暖化防止等に効果の高い営農活動</p> <p>&lt;支援対象の営農活動&gt;</p> <p>○カバークロープ（緑肥）の作付け   ○リビングマルチ、草生栽培の実施</p> <p>○冬期湛水管理                           ○有機農業</p> <p>&lt;交付単価&gt; 8,000円/10a（国1/2、県・市町村1/2）</p> <p>②化学肥料と化学合成農薬を5割低減する取組とセットで行われる地域の環境や農業の実態にあわせた地域特認取組み</p> <p>&lt;支援対象の営農活動&gt;</p> <p>○総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた除草剤代替技術（水稲の機械除草）による雑草対策</p> <p>&lt;交付単価&gt; 4,000円/10a（国1/2、県・市町村1/2）</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>(1) 農業者又は集落営農組織</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>29,514千円</p>		

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用
計画	施策名	5 環境保全の推進
事務事業名		いのち育む島根の『環境農業』推進事業
<p>1 趣旨</p> <p>○環境保全への関心や食の安心安全への意識が高まる中、農業生産活動においても、環境負荷軽減の取組を行うとともに、地域資源の循環利用の促進や生物の多様性を育むことが重要である。</p> <p>○本県では、島根県『環境農業』推進基本方針に基づき、人と環境にやさしい農業の展開を経済活動と両立させながら県民全体で取り組む循環型農業の推進を図っている。また、平成20年3月に策定した、「島根県有機農業推進計画」により、『環境農業』の核となる有機農業をはじめとする推進方策を明確にし取り組んでいるところである。</p> <p>○そこで、『環境農業』の推進を効率的かつ効果的に行うため、その推進体制の整備を図ると共に、実証ほの設置やマーケティング活動等による技術普及及び販路開拓を実施する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 『環境農業』推進体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○『環境農業』推進方向の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県『環境農業』推進協議会開催、技術検討委員会開催、普及部担当者会議開催</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 『環境農業』活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○『環境農業』技術の波及 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証ほの設置、研修会の開催</li> </ul> </li> <li>○消費者理解の向上と啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコロジー農産物の第三者機関による申請内容の現地確認、残留農薬分析の実施</li> <li>・エコロジー農産物推奨制度のPR</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 環境にやさしい土壌管理対策の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌診断</li> <li>・診断結果の活用</li> </ul> <p>(4) 『環境農業』取組拡大支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業に取り組むために必要な活動の支援（補助率 1/2）</li> </ul>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>(1)～(3) 県</p> <p>(4) 農業者で組織する団体、農作業の受託及び共同化等を行う団体</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>11,411千円</p>		

## 【農畜産振興課】

## [その他事業]

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
肉用牛低コスト生産対策事業		3,204千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放牧牛や放牧施設のレンタル、放牧馴致の実施等により耕作放棄地での放牧を支援する。</li> <li>・和牛繁殖経営における低コスト、省力生産の取組みを推進するため、実証活動等を行い普及・啓発を図る。</li> </ul>	県
肉用牛価格安定対策事業		4,693千円	<p>肉用牛経営の安定を促進するため、価格安定対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子牛価格対策 肉用子牛生産者補給金制度及び関連事業</li> <li>・肥育牛価格対策 肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び関連事業</li> </ul>	<p>県</p> <p>(社) 島根県畜産振興協会</p>
肉用牛規模拡大対策事業		1,600千円	<p>肉用牛経営の規模拡大を図り、生産性の向上と経営の安定を促進するため、規模拡大に伴う制度資金の利子補給などの支援を行う。</p> <p>また、しまね和牛肉の品質向上を図るため、肥育牛の血液検査等を含めた総合的な飼養管理指導を行う。</p>	県
中小家畜対策事業		208千円	<p>養ほう振興法に基づく転飼許可に関する事務等を実施する。</p>	県
家畜疾病危機管理対策経費		3,200千円	<p>口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜疾病発生時において、迅速に対応するための危機管理対策経費を措置する。(風評被害対策分)</p>	県

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
島根の活力ある水田農業推進事業		4,871千円	<p>1 島根米レベルアップ対策事業</p> <p>(1) 温暖化対応新品種導入対策 新たに奨励品種となった「つや姫」の生産・販売に取り組むとともに、ハナエチゼン熟期の良食味品種の導入を目的として、産・学・官が連携したプロジェクトチームを設置し、現地実証栽培や品質・食味等の調査に取り組む。</p> <p>(2) 「きぬむすめ」生産・販売拡大対策 他県においても「きぬむすめ」の作付が拡大することから、「島根のきぬむすめ」の知名度アップを図りながら販路拡大に取り組む。</p> <p>(3) 水稻優良種子生産対策 主要農作物種子法の対象作物である米について、良質米生産の基盤である優良種子の生産・供給体制を維持する。</p> <p>2 島根の水田最大活用推進事業</p> <p>(1) 島根の麦大豆等生産拡大・安定供給対策 県産麦・大豆・そば等の生産拡大と安定供給を図るため、実需者等と連携した有望品種の選定・導入に取り組むとともに、優良種子の生産・供給体制を維持する。</p>	県
野菜価格安定対策事業		15,087千円	<p>野菜の価格が著しく低落した場合に、その生産者に対し一定の価格補填を行うことにより生産者の作付け意欲の減退を防止し、野菜産地の育成と消費者への安定的な供給を図る。</p> <p>(1) 指定野菜価格安定対策事業 (2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 (3) 野菜経営安定支援事業</p>	<p>(1) は (独) 農畜産業振興機構 (2) (3) は (社) 島根県野菜価格安定基金協会</p>

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業復旧対策事業		300,000千円	<p>大雪、大雨、強風等の自然災害により被災したビニールハウス等の農業生産施設（非共同利用施設）の復旧に要する経費を支援する。事業の実施については、被災状況等を踏まえて災害の都度判断する。</p> <p>1. 整備内容</p> <p>①小規模土地基盤整備 施設の撤去、果樹植栽</p> <p>②施設整備 ビニールハウス等、果樹棚 附帯施設</p> <p>2. 補助率 補助対象事業費に対する市町村補助金の1/2以内を市町村に補助（補助対象事業費の1/3を上限）</p>	<p>①認定農業者 ②認定就農者 ③農業法人 ④集落営農組織 ⑤共同生産組織 ⑥補完的担い手組織 ⑦④から⑥の加入者（自給的農家除く）</p>
地域農業経営確立支援事業		4,524千円	<p>強い農業づくり交付金等の実施地区や担い手育成緊急地域に対して、農業経営確立に必要な指導や情報提供を行う。</p>	県
農業者戸別所得補償制度推進事業		124,673千円	<p>国の農業者戸別所得補償制度の推進活動や、所得補償交付金の要件確認等に必要な経費に対して助成する。</p>	県、市町村、 県農業再生協議会、地域農業再生協議会
米の計画的生産推進事業		13,344千円	<p>米の需給と価格の安定を図るため、米の計画的生産の推進及び需給調整事務を行う。</p> <p>また、市町村等の地域段階での米の計画的生産の推進及び需給調整事務に対し助成を行う（市町村が構成員となる協議会等へ助成する場合は市町村からの間接補助）。</p>	県、市町村（市町村が構成員となる協議会等）

## 【農畜産振興課】

## [その他事業]

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね		
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用		
計画	施策名	2 自然とのふれあいの推進		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
花ふれあい公園事業（花ふれあい公園の管理運営）		82,127千円	花にふれあい花に学ぶ等の各種体験を通じて、多くの県民に園芸及び自然に興味を抱いてもらうこと並びに花きの普及PR、消費拡大の啓発等を行うことにより島根県の花き産業の振興を図ることを目的に設置した花ふれあい公園（愛称：しまね花の郷）の管理運営を行う。	県 管理運営は、「指定管理者制度」によりNPO法人「国際交流フラワー21」に管理を代行させている。

## 【農畜産振興課】

## [その他事業]

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね		
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用		
計画	施策名	5 環境保全の推進		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
資源循環対策推進事業		832千円	環境への負荷軽減と循環利用の促進による「循環型社会」を構築するため、農業用廃プラスチック及び家畜排せつ物について適正処理とリサイクル利用を推進する。	県

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		安全で美味しい島根の県産品認証事業
<p>1 趣旨</p> <p>平成21年に創設した「安全で美味しい島根の県産品認証（美味しまね認証）制度」の普及を通じて、安全で高品質な農林水産物を生産する取り組みを消費者に伝え、消費者の安心と信頼を確保し、市場競争力を高めると共に、生産者の意欲や生産技術レベルの向上を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 審査・検証事業          認証基準や認証の適否を審査する審査委員会及び認証制度のあり方などを検証する検証委員会を開催する。また、審査委員会の下部組織として専門部会を設け、認証基準（案）の策定や認証申請に関する事前審査等を行う。</p> <p>(2) 認証産品生産等拡大対策事業          認証産品の増大を図るため、普及員等のスキルアップを図るとともに、地域の実情に合ったきめ細かい指導を行うために、地域単位での推進研修等を実施する。</p> <p>(3) 認証制度等認識醸成推進事業          認証制度を生産者・消費者に広く浸透させ、販路の確保・拡大を図るため、認証協力店（仮称）を設置するなど、PR活動を強化する。</p> <p>(4) 認証制度信頼確保推進事業          GAP手法による食の安全性確保に加え、認証制度の信頼性を確保するために、残留農薬等の分析を行う。</p> <p>(5) 美味しまね認証消費者PR促進事業          消費者に対して認証制度等の情報提供を積極的に行い、認証産品の販売促進を図る。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>13,000千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		家畜衛生対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>家畜の衛生的な飼養管理を普及指導することにより、安全で安心な畜産物の生産と生産性の向上を図る。</p> <p>併せて、獣医師法、獣医療法、薬事法及び家畜改良増殖法などにに基づき、動物診療、動物薬事、家畜人工授精等の業務が適切に実施されるよう指導することにより、畜産の振興を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 家畜衛生対策推進事業 巡回指導や講習会などを通じて、家畜衛生対策の推進や人工授精師の養成及び指導を行う。</p> <p>(2) 監視体制整備事業 家畜衛生関連情報の収集分析を行い必要な情報を生産者などに提供すると共に、感染症の発生動向を把握するためのモニタリング調査を行う。</p> <p>(3) 畜産物の安全性向上事業 生産段階における衛生検査や動物用医薬品の品質検査などを実施し、安全で安心な畜産物の生産を推進する。</p> <p>(4) 生産性向上推進事業 生産者団体や臨床獣医師などと連携し、生産性の阻害要因となっている慢性疾病などの発生防止対策や清浄化対策を啓発指導することにより、損失防止と生産性の向上を図る。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>9,569千円</p>		

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせる島根
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	8 食の安全の確保
事務事業名		食品流通対策事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>食品の偽装表示問題など食の安全性に対する消費者の信頼が揺らいでいるなか、消費者と食品を直接繋ぐ情報源である「食品の表示」は、ますますその重要性を高めている。</p> <p>このため、食品関連事業者に対して、JAS法や米トレーサビリティ法等で規定される食品表示の正しい理解を深めるとともに食品表示の適正化を推進する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 啓発事業 食品表示基礎セミナー等各種研修会を開催するとともに、出前講座の実施や食品表示関係課(薬事衛生課、食料安全推進課等)が共同で運営するHP(島根県食品表示ポータルサイト)を活用し、食品の適正表示の啓発を図る。</p> <p>(2) 相談事業 専属スタッフ(食品表示アドバイザー)を配置し、食品事業者からの食品表示に係る相談業務を実施する。</p> <p>(3) 監視事業 県内店舗に対して随時店頭調査等を行い表示の実態を把握するとともに、県民等から寄せられた疑義情報に対し調査・指導を行う。</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b> 県</p>		
<p><b>4 当初予算額</b> 5,624千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
「しまねの農産物」安全・安心システム推進事業		4,977千円	消費者が安心して県内農林水産物を購入できるように、生産段階での安全確保を図り、消費者自らがその情報を入手できる仕組みを構築する。	県
農業環境対策事業		9,550千円	植物防疫法に基づき、有害動植物の発生予察と効率的な防除指導を実施する。また、農薬取締法に基づき、適正な販売・使用を徹底するとともに、マイナー作物の農薬登録の拡大を図る。	県
土壌環境対策事業		1,017千円	「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、対策地域における土壌中の特定有害物質による汚染状況を常時監視する。	県
家畜伝染病予防事業		45,632千円	家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病の発生予防とまん延防止の対策を実施する。また、飼養衛生管理基準の指導により発生防止を図ると共に、防疫演習などの開催により危機管理体制の強化を図る。	県
BSE検査体制確立事業		15,229千円	牛海綿状脳症(BSE)対策特別措置法に基づく24ヵ月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査を実施する。	県
飼料安全対策事業		320千円	「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、飼料販売業者への立入検査や飼料の収去検査などを実施し、安全な飼料の流通を図る。	県
島根県獣医師確保緊急対策事業		16,800千円	将来島根県職員として獣医師の業務に従事しようとする獣医学生に対し、修学資金を貸与することにより、県の機関において必要な獣医師を確保し、もって県内の家畜衛生及び公衆衛生の充実を図る。	県

## 【食料安全推進課】

## [その他事業]

家畜疾病危機管理対策事業	196,800千円	口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜疾病発生時において、迅速に対応するための危機管理対策経費を措置する。(初動防疫経費、損失補償経費)	県
--------------	-----------	------------------------------------------------------------------------	---

総合	基本目標	I	活力あるしまね																					
発展	政策名	2	自然が育む資源を活かした産業の振興																					
計画	施策名	2	県産品の販路開拓・拡大の支援																					
事務事業名		農林水産物の流通促進事業（県産品販路拡大事業）																						
<p>1 趣旨</p> <p>農林水産物の県外への販路拡大と契約的取引の拡大を図るため、生産者や生産者団体が取り組む県産農林水産物の安定的な取引先確保の取組を支援する。</p>																								
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 農林水産物の販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県産品取扱意向のある県外事業者へサンプル提供等による県産品PR</li> <li>○県外の小売店、スーパー等における農林水産物の取り扱い拡大を支援</li> <li>○飲食店、宿泊施設等における「島根フェア」の開催などにより、本県産農林水産物の取り扱い拡大を支援</li> <li>●「島根フェア」の開催（H23年度）</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>所在地</th> <th>開催期間</th> <th>主な使用産品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>東京都外</td> <td>H23. 11. 1～11. 30</td> <td>和牛肉、有機野菜、しじみ、西条柿等</td> </tr> <tr> <td>中華料理店</td> <td>東京都</td> <td>H24. 1. 13～3. 13</td> <td>和牛肉、有機野菜、鮮魚、キノコ等</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小売店、業務系店舗等の仕入れ担当者（バイヤー）を島根県へ招へいし、産地における商品提案や商談機会を確保</li> <li>●バイヤー等の招へい</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業者数</th> <th>延べ回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>7事業者</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>5事業者</td> <td>12回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 広島への販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広島地区の実需者（小売業、飲食業等）を対象とした県内産地ツアーの開催</li> <li>○広島市内において「島根県産品商談会」を開催</li> </ul> <p>(3) 各圏域での販路拡大支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マーケティング担当職員による、各圏域プロジェクト品目の販路拡大支援</li> </ul>				業種	所在地	開催期間	主な使用産品	宿泊施設	東京都外	H23. 11. 1～11. 30	和牛肉、有機野菜、しじみ、西条柿等	中華料理店	東京都	H24. 1. 13～3. 13	和牛肉、有機野菜、鮮魚、キノコ等	年度	事業者数	延べ回数	H22	7事業者	10回	H23	5事業者	12回
業種	所在地	開催期間	主な使用産品																					
宿泊施設	東京都外	H23. 11. 1～11. 30	和牛肉、有機野菜、しじみ、西条柿等																					
中華料理店	東京都	H24. 1. 13～3. 13	和牛肉、有機野菜、鮮魚、キノコ等																					
年度	事業者数	延べ回数																						
H22	7事業者	10回																						
H23	5事業者	12回																						
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>																								
<p>4 当初予算額</p> <p>13,895千円</p>																								

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	2 県産品の販路開拓・拡大の支援
事務事業名		地産地消推進事業
<p>1 趣旨</p> <p>「地域で生産された農林水産物とそれを主たる原料とした加工品をその地域で消費する」ことを地産地消と定義し、地域内で地元農林水産物が円滑に流通する仕組みづくりを確立する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>県産品の地域内流通を促進するため、これまでの県産品愛用運動に加えて、県内の小売店・飲食・宿泊・給食事業者等の実需者への県産品取引拡大を促進し、地元で生産された農林水産物を地元で消費する「地産地消」を推進する。</p> <p>(1) 県産品商談会の開催 県内の生鮮品生産者や加工食品製造者等と県内実需者との商談の場を設け、県産品の県内流通を促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○平成23年度開催実績 期 日：平成24年3月14日 場 所：朱鷺会館（出雲市） 出展者：出展63社(団体)</p> </div> <p>(2) 給食施設等における県産品の取扱拡大支援 生産者とのマッチング機会の提供、県産品活用実態の把握等により県産品の取扱拡大を支援</p> <p>(3) しまね故郷料理店における取扱拡大支援 県内産食材の使用や伝統料理の提供に積極的な飲食店・宿泊施設を「しまね故郷料理店」として認証・PRすることなどにより県産品の取扱拡大を推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○平成14年度制度開始、認証店舗数172(H24.3末見込み) 認証数の推移(過去3年) H21:2件、H22:11件、H23:18件</p> </div> <p>(4) 「しまね・ふるさと食の日」協力店における取扱拡大支援 地産地消に取り組む「しまね・ふるさと食の日」協力店における、地産地消フェア等の開催を支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○平成14年度制度開始、協力店舗数50社145店舗(H24.3末見込み)</p> </div>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>6,911千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	2 県産品の販路開拓・拡大の支援
事務事業名		しまね食品等輸出促進対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>これまでの取り組みにより、県花である「牡丹」が台湾では「富貴の花」として珍重されているほか、ロシアでも現地人好みの花として需要が見込まれており、両国・地域における「しまね」の認知度及び県産品ブランド向上に大きく貢献している。</p> <p>一方、ロットの小さい個別企業単独の取り組みの場合、流通コストや販促コストが高止まり、新たな販路開拓の継続的な取り組みやノウハウの移転が十分に進まない傾向が見られている。</p> <p>そこで、これまで培ってきたコネクションやネットワークを最大限に活用し、輸出対象市場ごとに「貨物量の総量増大」、「コストを抑えた流通販売システムの構築」を図り、民間を中心に自主的に輸出に取り組める足腰の強い体制づくりを進めることにより、本県産業の発展を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>I 食品輸出コンソーシアム育成パイロット事業（県：定額）</p> <p>◎食品輸出コンソーシアムの事業内容</p> <p>◆一般事業</p> <p>①啓発事業</p> <p>□海外現地情報の調査収集、提供</p> <p>□輸出ノウハウの蓄積、共有 など</p> <p>②広報事業</p> <p>□一般広報活動、現地バイヤーへ商品紹介 など</p> <p>③アドバイス事業</p> <p>□輸出プロモーターの活用</p> <p>◆プロジェクト事業</p> <p>□販売促進活動の調整、実施</p> <p>□現地見本市、物産展等へ参加</p> <p>□商談会等の実施</p> <p>II 県推進事業</p> <p>1. 連携輸出促進活動の実施（県10/10）</p> <p>◆観光部門等と連携した輸出促進活動、PR活動の実施 など</p> <p>2. 新規販路開拓調査（県10/10）</p> <p>◆香港等への新規販路開拓に必要な調査</p> <p>3. 海外現地アドバイザーの活用（県10/10）</p> <p>4. 産地輸出促進対策の支援（県1/2、その他1/2）</p> <p>◆実務的な展示・商談会、中長期に実施するテスト輸出</p> <p>◆販売促進イベントの開催、商品開発・パッケージの工夫</p> <p>【事業実施期間】 平成21年度～平成24年度</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、農業団体、任意団体等</p>		
<p>4 当初予算額 12,110千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		ほ場整備事業

1 趣旨

◎ほ場整備事業（経営体育成基盤整備事業）

農地の有効利用と効率的かつ安定的な経営体（担い手）の育成を図るため、担い手への農地利用集積促進等を条件に、区画整理などの生産基盤の整備等を実施する。

2 事業概要

(1) 経営体育成基盤整備事業（ハード事業）

事業の内容	実施要件	補助率(%)	実施地区数
区画整理 農業用排水施設 農道 暗渠排水 客土 上記に関連のある生産基盤・生活環境整備 耕地利用高度化推進	・受益面積 20ha以上 ・担い手への一定割合以上の農地集積  営農上支障となる湧水処理等の条件整備	国：50、55 県：27.5	7地区

(2) 経営体育成促進事業（ソフト事業）

事業の内容	実施要件	補助率(%)	実施地区数
高度土地利用調整事業 農業経営高度化促進事業	・高度経営体等の育成 ・高度経営体等へ一定割合以上の農地集積 ・高度経営体等へ一定割合以上の面的農地集積	国：50、55 県：0～50	6地区

3 事業実施主体

- (1) 県
- (2) 県、市町村、土地改良区

4 当初予算額

経営体育成基盤整備等事業 1,030,239千円  
 経営体育成促進事業 76,030千円

総合	基本目標	Ⅱ. 安心して暮らせるしまね												
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保												
計画	施策名	4 都市・農山漁村空間の保全・整備												
事務事業名		農村地域の定住条件の整備事業												
<p>1 趣旨</p> <p>◎中山間地域総合整備事業</p> <p>農業の生産条件や生活環境条件等が不利な中山間地域において、地域の立地条件に即した生産基盤や農村環境等の整備を一体的・総合的に行い、中山間地域が持っている多面的な機能を活かした農業の振興と、活力ある農村づくりの促進を図る。</p>														
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 対象地域</p> <p>過疎、振興山村、離島等の法令指定を受けている市町村、又はこれらに準ずる市町村であって、林野率が50%かつ傾斜度1/100以上の農用地面積が50%以上を占めている地域。</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>農業生産基盤整備事業（用排水施設、農道、ほ場整備、農地防災、暗渠排水等）や、農村生活環境整備事業（集落道、防災安全施設）など。</p> <table border="1" data-bbox="260 1205 1252 1361"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業主体</th> <th>実施要件</th> <th>補助率(%)</th> <th>実施地区数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営</td> <td>県</td> <td>農業生産基盤整備に係る受益面積が60ha以上</td> <td>国：55(離島：60) 県：30～0</td> <td>8地区</td> </tr> </tbody> </table>					区分	事業主体	実施要件	補助率(%)	実施地区数	県営	県	農業生産基盤整備に係る受益面積が60ha以上	国：55(離島：60) 県：30～0	8地区
区分	事業主体	実施要件	補助率(%)	実施地区数										
県営	県	農業生産基盤整備に係る受益面積が60ha以上	国：55(離島：60) 県：30～0	8地区										
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>														
<p>4 当初予算額</p> <p>中山間地域総合整備事業 885,655千円</p>														

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保
計画	施策名	5 居住環境づくり
事務事業名		農業集落排水事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>◎農業集落排水事業          農業集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設や循環利用を目的とした施設を整備し、農業用排水や公共用水域の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図る。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 事業の内容</p> <p>①農業振興地域内の農業集落を対象とした管路施設、汚水処理施設、及びこれに付帯する施設の整備          ②処理施設に併せ汚泥・処理水再利用のための資源循環施設の整備          ③すでに供用開始されている農業集落排水施設の改善・高度処理追加・施設機能回復</p> <p>(2) 実施地区数 3地区</p> <p>(3) 補助率 国：50%          県：後年度に県交付金により支援</p> <p>(4) 県交付金          生活排水処理普及促進交付金（下水道推進課から交付）          （目的）生活排水処理の一層の普及促進          （内容）・平成18年度以降に新たに着手した処理区。          ・平成21年度末の汚水処理人口普及率が、同県平均普及率の70.4%未満である市町村          ・平成23年度から平成27年度までに実施する処理区          ・事業実施の翌年度から5年分割で交付          （交付率）国庫補助事業等は市町村実負担分の30%を、単独事業は同12%を交付</p>		
3 事業実施主体		市町村
4 当初予算額		農業集落排水事業費 109,100千円

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね																																													
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保																																													
計画	施策名	6 地域コミュニティの維持・再生																																													
事務事業名		農地・水保全管理支払交付金																																													
<p>1 趣旨</p> <p>◎農地・水保全管理支払交付金</p> <p>農家だけでなく一般住民も含めた地域ぐるみの活動組織を結成し、田畑や水路など施設及び農村の自然や景観などを守る共同活動及び水路・農道等の補修・更新等の長寿命化の取組に加え、水質、土壌、地域環境のための高度な取組、集落を支える体制強化などの向上活動に対して支援を行う。</p>																																															
<p>2 事業概要</p> <p>○共同活動支援交付金</p> <p>①実施期間 平成24年度～平成28年度までの5ヶ年間</p> <p>②支援の対象 集落などの一定のまとまりを持った地域において、農業者や一般住民等で構成された活動組織</p> <p>③支援の内容 農地や農業用施設を維持、管理、修繕する活動や農村の環境・景観を守る活動に対して、対象となる地域の農地面積(地目毎)に応じて支援金を交付</p> <p>&lt;支援交付金&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地目</th> <th colspan="2">支援交付額</th> <th rowspan="2">負担割合</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>継続地区</th> <th>新規地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,300円/10a</td> <td>4,400円/10a</td> <td>国 : 1/2</td> <td rowspan="3">継続地区：H19年度から5年間共同活動を実施した組織、向上活動に取り組む組織 新規地区：継続地区以外</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,100円/10a</td> <td>2,800円/10a</td> <td>県 : 1/4</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>300円/10a</td> <td>400円/10a</td> <td>市町村 : 1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○向上活動支援交付金</p> <p>①実施期間 平成24年度～平成28年度までの5ヶ年間</p> <p>②支援の対象 共同活動を実施する組織、中山間直接支払いの集落、平成19年度から共同活動に取り組み平成24年度からは共同活動の交付金を受けずに水路等の保全管理を適切に行う地域</p> <p>③支援の内容 水路・農道等の補修・更新等の施設の長寿命化を行う活動に対して、対象となる地域の農地面積(地目毎)に応じて支援金を交付</p> <p>&lt;支援交付金&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地目</th> <th colspan="3">支援交付額</th> <th rowspan="2">負担割合</th> </tr> <tr> <th>向上活動支援交付金</th> <th>高度な農地・水の保全活動</th> <th>農地・水・環境保全組織の取組への支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>4,400円/10a</td> <td>500/1,000/2,000円/10a</td> <td>保全組織の設立40万円/組織</td> <td>国 : 1/2</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000円/10a</td> <td>500/1,000/1,500円/10a</td> <td>保全プランの策定50万円/組織</td> <td>県 : 1/4</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>400円/10a</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>市町村 : 1/4</td> </tr> </tbody> </table>					地目	支援交付額		負担割合	備考	継続地区	新規地区	田	3,300円/10a	4,400円/10a	国 : 1/2	継続地区：H19年度から5年間共同活動を実施した組織、向上活動に取り組む組織 新規地区：継続地区以外	畑	2,100円/10a	2,800円/10a	県 : 1/4	草地	300円/10a	400円/10a	市町村 : 1/4	地目	支援交付額			負担割合	向上活動支援交付金	高度な農地・水の保全活動	農地・水・環境保全組織の取組への支援	田	4,400円/10a	500/1,000/2,000円/10a	保全組織の設立40万円/組織	国 : 1/2	畑	2,000円/10a	500/1,000/1,500円/10a	保全プランの策定50万円/組織	県 : 1/4	草地	400円/10a	—	—	市町村 : 1/4
地目	支援交付額		負担割合	備考																																											
	継続地区	新規地区																																													
田	3,300円/10a	4,400円/10a	国 : 1/2	継続地区：H19年度から5年間共同活動を実施した組織、向上活動に取り組む組織 新規地区：継続地区以外																																											
畑	2,100円/10a	2,800円/10a	県 : 1/4																																												
草地	300円/10a	400円/10a	市町村 : 1/4																																												
地目	支援交付額			負担割合																																											
	向上活動支援交付金	高度な農地・水の保全活動	農地・水・環境保全組織の取組への支援																																												
田	4,400円/10a	500/1,000/2,000円/10a	保全組織の設立40万円/組織	国 : 1/2																																											
畑	2,000円/10a	500/1,000/1,500円/10a	保全プランの策定50万円/組織	県 : 1/4																																											
草地	400円/10a	—	—	市町村 : 1/4																																											
<p>3 事業実施主体</p> <p>農家と非農家等で構成する活動組織(任意団体)</p> <p>※支援交付金の交付は、島根県、市町村、県土連、JA中央会等で構成する地域協議会が行う。</p>																																															
<p>4 当初予算額</p> <table> <tr> <td>共同活動支援交付金</td> <td>679,882千円(県:169,971千円)</td> </tr> <tr> <td>向上活動支援交付金</td> <td>555,516千円(県:138,879千円)</td> </tr> <tr> <td>農地・水保全管理支払推進事業</td> <td>55,800千円(県:18,150千円)</td> </tr> </table>					共同活動支援交付金	679,882千円(県:169,971千円)	向上活動支援交付金	555,516千円(県:138,879千円)	農地・水保全管理支払推進事業	55,800千円(県:18,150千円)																																					
共同活動支援交付金	679,882千円(県:169,971千円)																																														
向上活動支援交付金	555,516千円(県:138,879千円)																																														
農地・水保全管理支払推進事業	55,800千円(県:18,150千円)																																														

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
◎しまねの農地再生・利活用促進事業  耕作放棄地再生利用緊急対策基盤整備等事業		25,900千円	<p>・耕作放棄地再生利用緊急対策として実施される基盤整備等に対して支援を行う</p> <p>○事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 重機を用いて行う等の再生作業</li> <li>2) 基盤整備（農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理等）</li> <li>3) 小規模基盤整備（農業用排水施設、農道、暗渠排水）</li> <li>4) 鳥獣被害防止施設整備</li> </ol> <p>○補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)、2)             <ul style="list-style-type: none"> <li>国 50%</li> <li>県 25%（市町村と同額）</li> </ul> </li> <li>3) 国25,000円/10a 県12,500円/10a(市町村と同額)</li> <li>4) 県 50%</li> </ol>	県協議会 地域協議会
◎耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業		47,250千円	<p>・基盤整備と耕作放棄地解消・発生防止のための支援施策を一体的に実施。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産基盤（用排水路、農道、客土、暗渠排水、区画整理等）</li> <li>・附帯事業（発生防止のための簡易な整備、土壌改良等）</li> <li>・環境基盤（集落道、集落排水等）</li> </ul> <p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国 基本50%(6法指定55%)</li> <li>県 27.5%</li> </ul> <p>○実施地区 1地区</p>	県

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		用排水施設等整備事業

1 趣旨

- かんがい排水事業（一般型）： 農業用水の安定確保及び農地の排水条件改善を図るため、農業用排水施設の整備を行う。
- かんがい排水事業（排水特別型）： 転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るため、排水施設の整備を行う。
- 基幹水利施設ストックマネジメント事業： 基幹農業水利施設の機能保全対策を推進するため、機能診断や劣化状況調査を行うとともに、必要な対策工事を実施する。
- 県単基幹水利施設整備事業： 国庫補助事業を補完して、基幹農業水利施設を計画的に修繕・更新する。
- 県単基幹水利施設緊急修繕事業： 基幹農業水利施設の老朽化に伴う故障・事故等が発生した場合、迅速に修繕・復旧を行う。

2 事業概要

農業用排水施設（ダム、頭首工、用排水機場、用排水路、排水樋門等）の整備、機能保全計画の策定、機能保全計画に基づく対策工事の実施、突発的事故等への対応。

事業の種類	実施要件	負担率(%)		
		国	県	他
かんがい排水事業（一般型）	受益面積200(100)ha以上、かつ末端支配面積100(20)ha以上。ほ場整備等の区画整理を含む事業に関連する地区等にあつては、受益面積及び末端支配面積60ha以上。	50	25	25
かんがい排水事業（排水特別型）	降雨時に排水施設の能力不足により湛水が生じる水田、又は常時地下水位が高い水田の面積が50%以上であること。受益面積20ha以上、かつ末端支配面積5ha以上。	50	25	25
基幹水利施設ストックマネジメント事業	国営又は県営事業等により造成された農業水利施設であつて、施設機能の向上を主な目的としないもの。土地改良法施行令に基づくものは末端支配面積100ha（畑は20ha）以上。	50	25	25
県単基幹水利施設整備事業	国庫補助事業（県営かんがい排水事業、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業）の実施要件に準ずる。		75	25
県単基幹水利施設緊急修繕事業	国営事業で造成された施設もしくは県営基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針に記載されている施設。		75	25

( )：畑地かんがい

3 事業実施主体  
県

4 当初予算額

- ・かんがい排水事業（一般型）[1地区] : 118,057千円
- ・かんがい排水事業（排水特別型）[2地区] : 323,605千円
- ・基幹水利施設ストックマネジメント事業 [4地区] : 62,323千円
- ・県単基幹水利施設整備事業 : 5,100千円
- ・県単基幹水利施設緊急修繕事業 : 7,140千円

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		淡水化代替水源対策事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>平成14年12月の淡水化中止決定を受け、平成17年度から宍道湖・中海の淡水化に替わる農業用水確保対策に着手した。これにより、恒久的な水源を確保し、農家の安定的な営農活動に資する。</p> <p>斐伊川沿岸地区は国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）で、農林水産省が事業主体となり農業用水確保対策を実施する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 斐伊川沿岸地区国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）              旧平田市及び旧斐川町の農業水利施設を整備するとともに地域用水機能の維持・増進を図る。              所在地：出雲市 完了予定年度：平成27年度</p> <p>(2) 淡水化代替水源対策助成交付金              宍道湖・中海淡水化に替わる農業用水確保対策を実施する事業に係る地元負担額軽減のため、関係市に交付金を交付する。              対象市：松江市、出雲市、安来市 完了予定年度：平成39年度</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)・・・農林水産省</li> <li>・地域用水機能増進事業・・・・・・・・・・・・・・・・出雲市</li> <li>・淡水化代替水源対策助成交付金・・・・・・・・・・県</li> </ul>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)・・・191,300千円</li> <li>・地域用水機能増進事業・・・・・・・・・・・・・・・・1,500千円</li> <li>・淡水化代替水源対策助成交付金・・・・・・・・・・17,741千円</li> </ul>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね																																	
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興																																	
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり																																	
事務事業名		一般農道等整備事業																																	
総合	基本目標	II 安心して暮らせるしまね																																	
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保																																	
計画	施策名	1 道路網の整備と維持管理																																	
事務事業名		広域営農団地農道整備事業																																	
<p>1 趣旨</p> <p>農業を振興する地域において、幹線道路へつながる農道を整備することにより、農産物輸送の効率化を図り、農業生産性の向上を促進するとともに、併せて農村環境の改善に資する。</p>																																			
<p>2 事業概要</p> <p>農業の振興を図る地域における基幹的農道の新設又は改良</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">実施要件</th> <th colspan="3">負担率(%)</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域農道整備交付金事業</td> <td>①広域営農団地整備計画に基づく広域農道であって、地域再生計画に位置づけられ市町村道または林道と連携し実施するもの ②受益面積概ね1,000ha(300ha)以上 ③総事業費概ね20億円以上</td> <td>62.5</td> <td>27.5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>基幹農道整備事業</td> <td>①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費1億円以上</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>一般農道整備事業</td> <td>①受益面積概ね30ha以上 ②総事業費5千万円以上</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>農道保全対策事業</td> <td>①受益面積合計50ha以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道として管理されているもの</td> <td>50</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>ふるさと農道整備事業(県単事業)</td> <td>①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものにあつては受益面積50ha(30ha)以上(農道保全是受益面積50ha以上)</td> <td>—</td> <td>90 ※農道保全是75</td> <td>10 ※農道保全是25</td> </tr> </tbody> </table> <p>( ) : 過疎地域等</p>			事業の種類	実施要件	負担率(%)			国	県	他	広域農道整備交付金事業	①広域営農団地整備計画に基づく広域農道であって、地域再生計画に位置づけられ市町村道または林道と連携し実施するもの ②受益面積概ね1,000ha(300ha)以上 ③総事業費概ね20億円以上	62.5	27.5	10	基幹農道整備事業	①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費1億円以上	50	40	10	一般農道整備事業	①受益面積概ね30ha以上 ②総事業費5千万円以上	50	40	10	農道保全対策事業	①受益面積合計50ha以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道として管理されているもの	50	25	25	ふるさと農道整備事業(県単事業)	①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものにあつては受益面積50ha(30ha)以上(農道保全是受益面積50ha以上)	—	90 ※農道保全是75	10 ※農道保全是25
事業の種類	実施要件	負担率(%)																																	
		国	県	他																															
広域農道整備交付金事業	①広域営農団地整備計画に基づく広域農道であって、地域再生計画に位置づけられ市町村道または林道と連携し実施するもの ②受益面積概ね1,000ha(300ha)以上 ③総事業費概ね20億円以上	62.5	27.5	10																															
基幹農道整備事業	①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費1億円以上	50	40	10																															
一般農道整備事業	①受益面積概ね30ha以上 ②総事業費5千万円以上	50	40	10																															
農道保全対策事業	①受益面積合計50ha以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道として管理されているもの	50	25	25																															
ふるさと農道整備事業(県単事業)	①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものにあつては受益面積50ha(30ha)以上(農道保全是受益面積50ha以上)	—	90 ※農道保全是75	10 ※農道保全是25																															
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>																																			
<p>4 当初予算額</p> <table border="0"> <tr> <td>I-2-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基幹農道整備事業</td> <td>(3地区)</td> <td>:</td> <td>178,798千円</td> </tr> <tr> <td>一般農道整備事業</td> <td>(2地区)</td> <td>:</td> <td>255,593千円</td> </tr> <tr> <td>農道保全対策事業</td> <td>(0地区)</td> <td>:</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>ふるさと農道整備事業</td> <td>(16地区)</td> <td>:</td> <td>763,196千円</td> </tr> <tr> <td>II-5-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域農道整備交付金事業</td> <td>(2地区)</td> <td>:</td> <td>1,036,668千円</td> </tr> </table>			I-2-1				基幹農道整備事業	(3地区)	:	178,798千円	一般農道整備事業	(2地区)	:	255,593千円	農道保全対策事業	(0地区)	:	0千円	ふるさと農道整備事業	(16地区)	:	763,196千円	II-5-1				広域農道整備交付金事業	(2地区)	:	1,036,668千円					
I-2-1																																			
基幹農道整備事業	(3地区)	:	178,798千円																																
一般農道整備事業	(2地区)	:	255,593千円																																
農道保全対策事業	(0地区)	:	0千円																																
ふるさと農道整備事業	(16地区)	:	763,196千円																																
II-5-1																																			
広域農道整備交付金事業	(2地区)	:	1,036,668千円																																

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり
事務事業名		地すべり対策事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>【地すべり対策事業】                  島根県は全県域が特殊土壌地帯に指定されており、農地地すべり危険地が544箇所（平成24年3月現在）存在している。                  本事業は、地すべり等防止法第3条に基づき指定された「地すべり防止区域」で防止工事を実施することにより、地すべり被害から農地や農業用施設などを守り、農業生産基盤の維持及び経営の安定を図ると共に、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p> <p>【農地地すべり防止施設長寿命化事業】                  県が管理する地すべり防止施設の補修等を実施することにより、災害や事故発生の未然防止を図り、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>【地すべり対策事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり防止工事の実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>地表水排除工・・・・・・・・承・排水路</li> <li>地下水排除工・・・・・・・・水抜きボーリング、集水井</li> <li>斜面改良工・・・・・・・・排土、押え盛土</li> <li>抑止工・・・・・・・・抑止杭、アンカー</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(補助事業分) 国1/2、県1/2</li> <li>・(県単独分) 県10/10</li> </ul> <p>【農地地すべり防止施設長寿命化事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり防止施設の補修                     <ul style="list-style-type: none"> <li>承・排水路、水抜きボーリング、集水井等の補修工事</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県10/10</li> </ul>		
<b>3 事業実施主体</b>		県
<p><b>4 当初予算額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり対策事業（補助事業分）・・・・18地区： 614,415千円</li> <li style="padding-left: 20px;">（県単独分）・・・・6地区： 230,561千円</li> <li>・農地地すべり防止施設長寿命化事業・・・・8地域： 80,000千円</li> </ul>		

【農地整備課】

[その他事業]

総合 発展 計画	基本目標	I 活力あるしまね		
	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農地・農業用施設等整備事業				
団体営農業体 質強化基盤整 備促進事業		71,500千円	経営規模の拡大や戦略作物・地域振興 作物の生産促進に係るきめ細かな農業生 産基盤の整備を支援する。 負担率： ・国50(55)%、県10(15)%、その他40(30)% ( )は過疎地域等 ・定額(簡易な区画整理、暗渠排水)	市町村 土地改良区等
県単農地有効 利用支援整備 事業		82,400千円	耕作放棄を未然に防止するため、国庫 補助事業の対象にならない簡易な基盤整 備を支援する。 負担率：県50%、その他50%	市町村 土地改良区
国営事業完了地区等対策促進事業				
干拓農地売渡 促進への支援		8,581千円	しまね農業振興公社が干拓農地の売渡 業務を行うために必要な人的・物的体制 整備に係る経費や直接必要な経費につ いて助成する。	しまね農業振 興公社
国営事業完了 地区等への支 援		220千円	国営農地開発地及び干拓地における大 規模畑作営農の実現を目指し、営農ビジ ョンに基づいた実践活動を行う。	県
直轄事業負担 金「主要事業」 掲載負担金以 外		373,840千円	国営中海土地改良事業及び特定中山間 保全整備事業の負担金並びに過去に実施 された国営農地開発事業や国営かんがい 排水事業斐伊川下流地区に係る地方負担 金を償還する。	県・市町
国営造成施設管理事業				
基幹水利施設 管理事業		15,451千円	国から県・市に管理委託された基幹水利 施設について、適正に管理を行うため実 施する。 受益面積：1,000(500)ha 畑は300(100)ha以上。 負担率：国30%、県30%、市40% ( )：地盤沈下地帯	県・市
国営造成施設 管理体制整備 促進事業(管 理体制整備型)		45,018千円	農業水利施設の持つ多面的機能を評価 し、国営造成施設(一体不可分な附帯県 営造成施設を含む)を管理する土地改良 区の管理体制整備を図るため実施する。 負担率：国50%、県25%、市町25%	【計画更新(策定) 事業】 県 【推進活動事業】 県 【強化支援事業】 市町

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね		
発展	政策名	1 安全対策の推進		
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
ため池等整備事業				
県営ため池等整備事業	18,900千円	受益面積：概ね10ha以上(離島5ha以上) 総事業費：概ね8,000千円以上 決壊の恐れのある農業用ため池の改修等 負担率：内地 国50%、県33%、他17% 離島 国52%、県35%、他13%	県	
農村災害対策整備事業	59,850千円	受益面積：概ね2ha/箇所以上 総事業費：概ね100,000千円以上 決壊の恐れのある農業用ため池の改修等 負担率：内地 国50%(55%)、県未定、 他未定 離島 国50%(60%)、県未定(31%) 他未定(9%) ( )：は地域要件による嵩上	県	
震災対策農業水利施設整備事業	86,100千円	<u>耐震性点検・調査計画事業</u> 防災受益面積7ha以上かつかんがい受益面積2ha以上 大規模地震発生のおそれのある地域における、農業用ため池の耐震性の点検・調査 負担率：国50%、県25%、他25% <u>震災対策ため池整備工事</u> 大規模：防災受益面積7ha以上、かんがい受益面積2ha以上かつ農外想定被害額3億円以上 小規模：防災受益面積7ha以上かつかんがい受益面積2ha以上 現況堤体が耐震性を有していない農業用ため池の改修等 負担率：内地：大規模 国55%、県32%、他13% 内地：小規模 国50%、県33%、他17%	県	

総合	基本目標	II 安心して暮らせるしまね		
発展	政策名	1 安全対策の推進		
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
県営農業用河川工作物応急対策事業		215,670千円	総事業費：概ね100,000千円以上 (離島にあつては50,000千円以上) 改善処置が必要とされた農業用河川工作物の改修 負担率：国55%、県37%(39%)、 他8%(6%) ( )：離島	県
団体営農業用河川工作物応急対策事業		12,520千円	総事業費 ：概ね8,000千円以上100,000千円未満 改善措置が必要とされた農業用河川工作物の改修 負担率(5千円以上)：国50%、県42%、他8% (5千円未満)：国50%、県32%、他18%	市町村
防災ダム管理及び保守事務事業				
防災ダム事業		21,000千円	受益面積：概ね100ha以上 洪水調節用のダムの更新整備 負担率：国55%、県39%、他6%	県
海岸保全施設の整備				
農地防災施設長寿命化事業		67,800千円	老朽化した海岸保全施設の修繕 負担区分・県10/10	県

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		森林整備地域活動支援交付金事業
<p><b>1 趣旨</b>  森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項も含む計画の作成を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施業の集約化及び森林施業の実施の前提となる境界の確認等を行う「施業集約化の促進」、並びに既存の作業道等の作業路網を改良して丈夫で簡易な作業道に転換する「作業路網の改良活動等」の地域における活動に対する支援について、交付金制度による事業を実施する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 事業内容</p> <p>①「森林経営計画作成促進」への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林情報の収集、合意形成</li> <li>・交付単価 8,000円/ha</li> <li>・負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4</li> <li>・経営委託型で間伐実施の場合、施業集約化の促進分を加算</li> </ul> <p>②「施業集約化の促進」への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林情報の収集、境界確認、合意形成</li> <li>・交付単価 <ul style="list-style-type: none"> <li>間伐施工予定地で境界不明確 46,000円/ha</li> <li>間伐施工予定地で境界明確 30,000円/ha</li> </ul> </li> <li>・負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4</li> </ul> <p>③「作業路網の改良活動」への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改良箇所洗い出しのための点検、改良、施業実施箇所の林分確認調査（経営委託型のみ）</li> <li>・交付単価 <ul style="list-style-type: none"> <li>森林経営計画作成育成林 4,000円/ha</li> <li>経営委託型育成林 5,000円/ha</li> </ul> </li> <li>・負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4</li> </ul> <p>(2) 事業期間  ①②H23年度～H28年度、③H24年度</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b>  市町村</p>		
<p><b>4 当初予算額</b>  187,799千円</p>		

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		森林整備加速化・林業再生事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>地球温暖化の防止や国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全など森林・林業に対するニーズが多様化する中、木質資源を有効利用すべく、森林施業や経営の集約化による事業量の拡大、経営体の体質強化、路網整備・機械化の推進など効率的な生産流通体制を整備することにより、コストの低減と安定的な供給体制の確立を図り、木を伐って使って、植えて育てる「循環型林業」を実現することが必要である。</p> <p>また、地域課題に対応した森林施業プランナーや作業道オペレーター、現場管理責任者等を育成し、効率的な木材生産に資する人材を育成する。</p> <p>このため、基金を造成（平成23年度）し、間伐、路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設整備等に対して地域の実態を把握し、意欲と能力のある林業事業体等に対しての助成、指導を行う。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) ハード・ソフト事業の支援等</p> <p>①補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域協議会運営等</li> <li>○間伐</li> <li>○路網整備（林業専用道、森林作業道）</li> <li>○森林境界の明確化（事前調査、現地調査）</li> <li>○高性能林業機械等の導入</li> <li>○木材加工流通施設等整備（間伐材等加工流通施設整備等）</li> <li>○木質バイオマス利用施設等整備（木質バイオマス加工流通施設等整備、木質バイオマスエネルギー利用施設整備）</li> </ul> <p>②県事業、補助事業（人材育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人材育成（森林施業プランナーの育成、森林作業道オペレーターの育成、素材生産を低コストで行う人材育成）</li> </ul> <p>(2) 県附帯事務費（県協議会の運営等経費）</p> <p>(3) 中山間地域活性化基金積立金（利子収入）</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>(1) ①市町村、森林組合、林業事業体、②県、県森連、林業労働力確保支援センター</p> <p>(2) 県</p> <p>(3) 県</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>(1) 2, 546, 600千円</p> <p>(2) 2, 392千円</p> <p>(3) 1, 306千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね								
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興								
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり								
事務事業名		林業公社支援事業								
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>個人による管理が困難な森林において、(社)島根県林業公社が造林地所有者及び市町村との分収造林契約に基づいて費用を負担する森林整備事業を支援し、健全な森林の育成を推進する。</p> <p>また、林業公社の自主的な経営改善策を支援し、経営の安定化を図る。</p>										
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 林業公社事業資金の貸付 分収林契約に基づいて実施する森林施業に必要な資金及び人件費・事務経費、日本政策金融公庫資金償還金等の運営に必要な資金の貸付けを実施</p> <p>(2) 損失補償 林業公社が日本政策金融公庫等の金融機関から資金を借入れる際に必要となる損失補償を実施</p> <p>(3) 長伐期施業転換推進事業 長期間にわたる公益的機能の維持増進と債務負担の軽減を図るため、分収造林契約の期間を延長(長伐期施業転換)するために必要な経費の補助を実施</p> <p>(4) 不成績林等処理対策事業 松くい虫被害等による不成績造林地の処理のため、日本政策金融公庫資金の繰上償還及び契約解除手続きに必要な経費の補助を実施</p>										
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>社団法人島根県林業公社</p>										
<p><b>4 当初予算額</b></p> <table> <tr> <td>(1) 林業公社事業資金の貸付</td> <td>751,792千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 損失補償(債務負担行為)</td> <td>45,345千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 長伐期施業転換推進事業(補助金10/10)</td> <td>13,470千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 不成績林等処理対策事業(補助金10/10)</td> <td>5,433千円</td> </tr> </table>			(1) 林業公社事業資金の貸付	751,792千円	(2) 損失補償(債務負担行為)	45,345千円	(3) 長伐期施業転換推進事業(補助金10/10)	13,470千円	(4) 不成績林等処理対策事業(補助金10/10)	5,433千円
(1) 林業公社事業資金の貸付	751,792千円									
(2) 損失補償(債務負担行為)	45,345千円									
(3) 長伐期施業転換推進事業(補助金10/10)	13,470千円									
(4) 不成績林等処理対策事業(補助金10/10)	5,433千円									

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		循環型林業に向けた原木生産促進事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>県内人工林の多くが利用期を迎えているにもかかわらず、採算が合わないという理由から森林所有者は伐採を手控えている。</p> <p>このため、放置森林が増加し、伐って、使って、植えて、育てる循環が崩れ、水源かん養や、県土保全などの森林の持つ公益的機能の発揮に支障が生じることが懸念される。</p> <p>利用期を迎えた森林の主伐を促進し、県産原木の需給ギャップを解消するとともに、森林のもつ公益的機能の十分な発揮を促すことを目的に、森林所有者の主伐に要する経費の一部、主伐のための作業道開設に要する経費の一部を支援する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 循環型林業に向けた原木生産促進事業</p> <p>森林所有者が主伐による原木生産で負担する経費の一部を助成</p> <p>【助成額】500円/m<sup>3</sup></p> <p>【対象樹種】スギ・ヒノキ・マツ</p> <p>【主な要件】伐採後の確実な更新が必須条件（伐採計画及び再生計画の策定）</p> <p>【交付方法】流域林業活性化センターを介して補助金交付</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>(1) 流域林業活性化センター</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>(1) 97,200千円（事務費補助 2,700千円含む）</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	2 県産品の販路開拓・拡大の支援
事務事業名		民間木造建築促進事業
<p>1 趣旨</p> <p>木造率の低い民間建築物での木材利用を促進するため、モデルとなる民間施設を建築する施主に対して支援するとともに、木造建築に詳しい建築士の育成等を図り木材需要の拡大を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) モデル木造建築物の建築促進</p> <p>○対象施設 店舗、福祉施設など（他の補助金を受けないもの）</p> <p>①民間木造施設に対する建築費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 定額（2.5万円/m<sup>2</sup>以内）</li> <li>・事業量 5棟程度</li> </ul> <p>②民間木造施設の内外装木質化経費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 定額（1.0万円/m<sup>2</sup>以内）</li> <li>・事業量 9棟程度</li> </ul> <p>③上記施設を利用した見学会の開催</p> <p>(2) 木造建築に詳しい建築士の育成</p> <p>①木の特性、耐震設計、木質材料等の専門研修会の開催</p> <p>②木造建築物の設計・監理費の一部助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象額 木工事費の4.5～6%以内</li> <li>・事業量 20件程度</li> </ul> <p>③専門家の派遣等</p> <p>(3) 相談窓口の設置</p> <p>(4) 木造建築の普及啓発</p> <p>事例集の作成、事業PR</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>○ (1) ①② (2) ② (3) 県</p> <p>○ (1) ③ (2) ①③ (4) (社) 島根県建築士会</p>		
4 当初予算額		47,800千円

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	2 県産品の販路開拓・拡大の支援
事務事業名		県産木材を生かした木造住宅づくり支援事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>近年、人口の減少傾向及び昨年の改正建築基準法の施行や景気の減速感が強まったことにより、新築住宅着工戸数は減少傾向にあることから、住宅購買意欲の喚起による、県産木材を使った木造住宅の建築促進と石州瓦等地場産材の利用促進を図ることで、木材産業、瓦産業等の住宅関連産業を活性化し、県内の地域経済の活性化と回復に寄与することを目的とする。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 県産木材を生かした木造住宅づくり支援事業</p> <p>県産木材を使った木造住宅の建築促進を図るため、</p> <p>○構造材に県産木材を一定以上使用した木造住宅を新築・購入又は増改築される方に対し、1戸につき最大で30万円（増改築の場合は15万円）を助成。</p> <p>さらに、屋根材に石州瓦を使用した場合は、1戸につき最大で10万円（増改築の場合は5万円）を加算。</p> <p>○工事費50万円以上の工事で県産材代金が20万円以上の場合、住宅には、10万円を助成。商店等には20万円を助成。</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>(1) (社) 島根県木材協会</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>120,000千円（事務費補助 3,300千円含む）</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	2 県産品の販路開拓・拡大の支援
事務事業名		木材生産流通対策事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>本県の林業・木材産業の活性化を図るため、島根県産木材の県内外での需要拡大や販路を拡大させるため、木材生産から需要開拓・消費拡大までに必要な視点を明らかにする調査を行うと共に、先進事例の把握や意欲ある事業者に対して指導を行う。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 木材流通対策推進 県内及び県外の木材流通動向を把握することにより、木材流通動向の変化に適切に対応する。 ・木材流通加工体制検討委員会の開催 ・県内外現地調査</p> <p>(2) 住んで安心「しまねの木の家」バックアップ事業 木の良さを活かすための知恵や工夫が盛り込まれた「しまねの木の家」を広く一般県民に普及するため、事例収集を行い、パンフレットを作成する。</p> <p>(3) 海外での需要開拓推進 県内木材・木製品の海外への販路拡大を図るため、海外市場の状況を調査する</p> <p>(4) 経営管理指導 森林整備加速化事業、強い林業・木材産業づくり交付金事業において整備した施設の運営状況について、事業実施主体に対する経営管理指導を実施する。</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>(1)～(4) 県</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>1, 327千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		林業担い手育成確保対策事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>県内における林業就業を取り巻く状況は、これまでの取組により、新規就業者の確保、就業者の若齢化、生産性の改善等一定の成果は上げているが、他産業と比較すると、その内容は十分でない。</p> <p>このため、「林業労働力の確保の促進に関する基本計画[第3期]」に基づき、適切な森林整備や木材生産を行う優秀な林業技術者の確保・育成及びこれを受入れ、安定的に経営を持続出来る意欲と能力を備えた林業事業体の育成を図る。</p> <p>また、林業への円滑な就業を図るため、研修受講経費や移転等就業の準備に要する経費の負担を軽減するため、無利子の資金の貸付を行う。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 林業労働災害撲滅プロジェクト事業 安全衛生指導員による巡回指導を実施し、林業における労働災害防止等を図る。</p> <p>(2) 林業就業者対策事業 林業集材架線講習会の実施及び新規就業者の確保対策を実施し、林業就業者の定着を図る。</p> <p>(3) 林業労働力確保支援センター推進事業 林業労働力確保支援センターが行う担い手対策事業を円滑に行うため、就業希望者への情報提供等の支援を行う。</p> <p>(4) 林業就業促進資金の貸付等 林業への円滑な就業を図るため、新規就業に際し必要な研修受講に係る経費、及び移転等就業の準備に要する経費について、無利子の資金の貸付を行う（償還免除制度有り）。</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>(1) 県（委託先：林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部）</p> <p>(2)～(3)の一部 県（委託先：社団法人島根県林業公社（支援センター））</p> <p>(3)の一部 社団法人島根県林業公社（支援センター）</p> <p>(4) 社団法人島根県林業公社（支援センター）</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>35,108千円</p> <p>うち林業就業促進資金 31,367円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		森林組合育成事業
<p>1 趣旨</p> <p>県は、昨年度策定した「森林組合の育成に関する島根県指導方針」により、森林組合系統の自立的経営を目指した改善を支援し、経営基盤の強化を図るとともに、森林管理、森林経営、木材安定供給の担い手としての役割を最大限に発揮させる。併せて、系統運動（「国産材の利用拡大と森林・林業再生運動」）の実現に向けた自己改革の取組みを促進させる。</p>		
<p>2 事業概要（主要な県の事業）</p> <p>（1）森林組合改革促進事業</p> <p>森林施業の集約化を進めるため、研修会の開催や専門家による経営指導など、森林組合系統の取組を支援する。</p> <p>①組合員所有森林における施業の集約化の促進</p> <p>⇒森林所有者の合意形成を図るアプローチ研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書の作成（具体的施業内容、路網開設計画、経費積算）</li> <li>・営業能力の向上（経営者と職員、現場作業員との目的の共有化）</li> </ul> <p>②イコールフッティング（機会均等）に対応した競争力の強化</p> <p>⇒雇用管理能力、経営状況の改善等の向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家による巡回指導等の実施</li> </ul> <p>③員外利用の厳格化と会計制度の見直し</p> <p>⇒新たな会計制度に対応したキャッシュフロー計算書等の作成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営内容の透明性の確保</li> </ul> <p>（2）森林組合運営・指導事業</p> <p>連合会と協働して森林組合を指導し、系統の体質強化を図る。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>島根県森林組合連合会、県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>1,088千円</p>		

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用
計画	施策名	1 多様な自然の保全
事務事業名		水と緑の森づくり事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>水資源のかん養、県土保全、緑の景観等、すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐために、「水と緑の森づくり税」を財源として、県と森林所有者等が締結する協定に基づく荒廃森林の再生や、地域住民、NPO、企業などが主体となる県民参加の森づくりを推進する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 再生の森事業（整備計画面積：715ha）</p> <p>○荒廃森林の水を育む緑豊かな森の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■対 象：10年以上間伐されていない36年生以上の人工林</li> <li>■内 容：不要木の伐採、竹の伐採整理、必要に応じた広葉樹植栽など</li> <li>■条 件：県、森林所有者、林業事業体の協定締結と、期間中の伐採制限、及び県民利用の受け入れ</li> <li>■交付金：初年の手入りに要する標準経費を上限に交付金として交付</li> </ul> <p>(2) みーもの森づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■NPO、自治会などの自主的な森づくり活動を推進するため、メニューに沿って県民自らが企画・立案した取り組みを支援する。</li> </ul> <p>(3) 森づくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■森づくり情報交流 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水と緑の森づくり会議の開催・季刊誌発行・水と緑の森づくり促進PR</li> </ul> </li> <li>■森づくりサポート体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・みーもスクールの実施（学校での森林教育）</li> <li>・島根県森林インストラクター養成</li> <li>・森づくりサポートセンター</li> <li>・ふるさとの森講座開催</li> </ul> </li> </ul>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>(1) 再生の森事業：森林所有者、森林組合等</p> <p>(2) みーもの森づくり事業：NPO、自治会、森林組合、市町村等</p> <p>(3) 森づくり推進事業：県</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>200,192千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね	
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興	
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり	
事務事業名		当初予算額	事業概要
林業・木材産業 制度資金融資事業		419,821千円	<p>【主な制度融資】</p> <p>■林業・木材産業改善資金 林業従事者等に対し無利子の資金を融通することにより、林業経営若しくは木材産業経営の発展に資することを目的とする。国と県による資金造成により運用しているが、24年度も需要に対応するため造成を行う。農林漁業改善資金特別会計の事業。 □貸付枠：70,000千円</p> <p>■木材産業等高度化推進資金 □融資枠：597,000千円</p> <p>■木材協同組合育成資金（県単） □融資枠：274,000千円</p> <p>■林業経営等緊急対応資金（県単） □融資枠：100,000千円</p>
林業普及指導事業		17,419千円	<p>林業普及指導事業では、森林の有する多面的機能の発揮と、林業の持続的かつ健全な発展のために、林業普及員が、森林組合等に対して、以下の県戦略課題を中心に普及指導活動を展開する。</p> <p>①主伐促進による原木増産体制の確立 ②木材産業強化による原木の安定的な需要の確保</p> <p>また、市町村が行なう長期的な森林づくりのマスタープラン策定、実行に対する支援を通じて森林所有者への指導等を実施する日本型フォレスターの育成を目的として林業普及員を各研修へ派遣する。</p>
中山間地域の農林試験研究推進事業		46,075千円	<p>中山間地域の農林業の振興を図るため、農業・畜産・林業が連携して、地域の課題を克服し、地域に適応する新技術の開発と実証を行うことを目的に、中山間地域研究センターにおいて調査・研究を実施する。</p> <p>併せて、調査・研究と密接に関連する採草地や圃場等の管理を行う。</p>
			<p>事業実施主体</p> <p>県 〔貸付窓口：隠岐支庁、農林振興センター、森林組合及び県木協連〕</p> <p>農林中金・商工中金・合銀・島根中央信金 島銀・合銀</p> <p>未定</p>

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね		
発展	政策名	1 安全対策の推進		
計画	施策名	8 食の安全の確保		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
山の幸づくり振興対策事業		578千円	<p>■しまねスクスク安心きのこ産地づくり事業（県単）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「島根県安心きのこ生産マニュアル」の普及と安全対策の強化に向けた栽培調査等の取組を実施</li> <li>□事業費：446千円</li> </ul> <p>■特用林産振興対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特用林産普及啓発の実施</li> <li>□事業費：132千円</li> </ul>	県、生産者、生産者団体、流通関係者

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		造林事業

1 趣旨

(造林事業) 森林の持つ多面的機能の高度発揮及び森林資源の充実並びに山村の振興を図るため重視すべき機能等に応じた森林の整備を行う。  
 (新植支援事業) 天然更新が困難な伐採跡地の新植について、既存の造林事業とあわせて追加支援を行うことにより所有者負担を軽減し森林の循環システムの推進を図る。  
 (伐れる山林づくり間伐促進事業) 5年から10年後の搬出間伐実施面積を確保するため、搬出間伐前の最後の切捨間伐を確実に実施し、将来の搬出間伐候補地を育成する。  
 (災害被害森林復旧対策事業) 自然災害等により被害を受けた森林のうち、その被害規模等から国の森林災害復旧事業として採択されない森林等の復旧支援を行う。  
 (原木搬出促進作業道開設事業) 素材生産者が原木生産の目的で開設する作業道開設の経費を助成することにより、原木の増産を図る。

2 事業概要

(造林事業)

事業名	概要等	補助率
森林環境保全造林事業		
森林環境保全直接支援事業	森林所有者等による整備が進みがたい森林において分収方式等による森林整備を行う 流域における水源かん養等の機能維持増進及び森林資源の循環利用に資するため、森林整備を行う	5/10 4/10
環境林整備事業	保全松林緊急保護整備事業 広葉樹林化等整備事業	7/10 5/10
農山漁村地域整備交付金(森林基盤整備事業)		
共生環境整備事業	絆の森整備事業	7/10
《共通》補助対象施策：植栽、保育等 《査定係数》90,170(補助率7/10の事業を除く) 《主な造林補助金算定方式》 補助金=標準単価×間接費率×事業量×査定係数×補助率		

(新植支援事業)

実施内容：木材生産団地内の伐採跡地において、造林事業で実施する植栽  
 補助率：造林事業における標準経費の16%以内

(伐れる山林づくり間伐促進事業)

実施内容：森林整備加速化・林業再生事業で実施する切捨間伐  
 補助率：55千円/ha

(災害被害森林復旧対策事業)

対象：自然災害等により倒木・幹折れ、根返り等が発生した森林のうち、被害木の流出等二次被害の発生が危惧される箇所

実施内容：被害木処理及び作業道復旧  
 補助率：標準経費の1/2

(原木搬出促進作業道開設事業)

対象：素材生産者が原木生産の目的で開設する作業道の一部を助成  
 助成額：2,000円/m  
 要件：原木生産促進事業地の主伐に付帯するもの

3 事業実施主体

- ①造林事業：森林所有者、市町村、県、林業公社、森林組合等
- ②新植支援事業：森林所有者、市町村、林業公社、森林組合等
- ③伐れる山林づくり間伐促進事業：森林所有者、市町村、林業公社、森林組合等
- ④災害被害森林復旧対策事業：森林所有者、市町村、林業公社、森林組合等
- ⑤原木搬出促進作業道開設事業：林業事業体(主伐を行うもの)

4 当初予算額

- ①造林事業：492,645千円
- ②造林事業(農山漁村地域整備交付金)：1,117千円
- ③新植支援事業：47,574千円
- ④伐れる山林づくり間伐促進事業：60,500千円
- ⑤災害被害森林復旧対策事業：50,000千円
- ⑥原木搬出促進作業道開設事業：18,000千円

総合	基本目標	I 活力あるしまね	
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興	
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり	
事務事業名		県・市町村林道事業、広域基幹林道事業	
1 趣旨			
<p>地球温暖化対策に向けた森林整備の推進及び林産物の搬出の用に供する路網整備について、コスト縮減を図りながら、効率的・効果的に実施する。</p> <p>また奥地森林地域において、森林整備の促進や林業等地域産業の振興及び地域の生活環境の向上を図るために、骨格的な広域基幹林道の整備を進める。</p>			
2 事業概要			
		事業区分	路線数
			事業費 (千円)
県営林道			
		道整備交付金事業費	7 462,100
		地域自主戦略交付金事業費	1 126,000
		広域基幹林道整備事業費	3 978,200
		災害復旧費（現年災）	- 5,000
		県単林道改良事業費	3 31,761
市町村営林道			
		道整備交付金事業費	3 38,090
		林道開設事業費	2 51,965
		地域自主戦略交付金事業費	2 25,650
		災害復旧費（現年災）	- 265,000
		計	21 1,983,766
3 事業実施主体			
県、市町村			
4 当初予算額			
1,983,766千円			

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり
事務事業名		治山施設事業、地すべり防止事業、災害復旧事業

1 趣旨

山地災害から人命・財産を守るため効率的、効果的に施設整備を進めるとともに、ソフト対策（地域住民の自主的な防災対策に対する支援）に努める。また、老朽化、破損した既存治山施設の機能回復を図ることでコスト縮減を図る、併せて、地球温暖化防止対策として本数調整伐（間伐）等森林整備を推進する。

2 事業概要

事業区分		箇所数	事業費(千円)
治山施設			
国補	復旧治山事業費	11	554,032
	防災林造成事業費	4	72,450
	水源地域整備事業費	3	123,900
	保安林整備事業費	28	90,930
	治山事業費 【農山漁村地域整備交付金】	1	33,670
	治山事業費 【地域自主戦略交付金】 (通常分、安全安心枠分)	27	768,997
	漁場保全の森づくり事業費 【地域自主戦略交付金】	3	51,450
県単	治山施設長寿命化事業費 (長寿命化枠分)	30	283,898
	自然災害防止事業費 (通常分、安全安心枠分)	20	312,086
地すべり防止			
国補	地すべり防止事業費	3	94,500
災害復旧			
国補	災害関連緊急治山等事業費	-	570,000
	災害関連林地崩壊防止事業費	-	45,000
県単	自然災害防止事業費(災害関連分)	-	211,000
	災害関連施行地管理費	-	100,000
	林地崩壊防止事業費(現年災)	-	60,000
	災害関係等治山調査費	-	43,600
計		130	3,415,513

3 事業実施主体

県、市町村（林地崩壊防止事業）

4 当初予算額

3,415,513千円

総合 発展 計画	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね
	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用
	施策名	1 多様な自然の保全
事務事業名		森林病虫害等防除事業

1 趣旨

松林は、海岸防風林や水源かん養林などとして重要な役割を果たすほか、美しい景観美により県民の生活や文化と深く結びついている。

松くい虫被害の蔓延を抑制し、松林のもつ多様な機能を持続的に発揮させていくために、予防措置と駆除措置を効果的に組み合わせ、松林の保全を図る。

国宝又は重要文化財の指定施設と一体となった区域に存する松林で、歴史的・文化的価値が高く、貴重な観光資源として県民にとって重要な役割をもつ松林については、景観重要松林としての保全対策を講じる。

また、県の西部・県中部で被害が大きいカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害防除対策として予防及び駆除措置を講じる。

2 事業概要

区 分		事業量	内 容	
松くい 虫防除 事業	予防措置	空中散布	69ha	
		地上散布	900本	
		樹幹注入	7,500本	
	駆除措置	伐倒駆除	10m <sup>3</sup>	当年度被害木の伐倒、薬剤処理等
		衛生伐（造林）	6,200m <sup>3</sup>	
		計	6,210m <sup>3</sup>	
その他	普及啓発	1式	森林病虫害防除に関する研修等	
	安全確認調査	1式		空中散布に伴う気中濃度の調査
景観重要松林保全事業		予防措置（樹幹注入等）	要望に基づく	
ナラ枯れ防除事業		予防及び駆除措置	要望に基づく	

（補助率 国補（国1/2、県1/4）  
県単（県1/2））

3 事業実施主体

県、市町村、森林組合等

4 当初予算額

70,257千円

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね
発展	政策名	4 自然環境、文化、歴史の保全と活用
計画	施策名	5 環境の保全
事務事業名		島根CO <sub>2</sub> 吸収・固定量認証制度
<p>1 趣旨 平成22年度から企業等からの資金・労力提供を促し、森林整備を推進するため、参加者に対し整備対象森林のCO<sub>2</sub>吸収量を証明し、「温暖化防止」と「森林整備」への貢献度を評価する仕組みを、さらに、平成23年度から木材製品の炭素貯蔵効果について評価する木材のCO<sub>2</sub>固定量認証制度をスタート。この2つの制度を普及させることによりみどり豊かな森づくりと木材資源を活かした循環型林業を推進する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>①島根CO<sub>2</sub>吸収認証制度 企業等により県内の森林で実施された森林整備に伴うCO<sub>2</sub>吸収量を認証する。 認証機関：認証申請はしまね森林活動サポートセンターに行い、認証は島根県が行う。 認証区分：企業等が自ら実施する森林整備や企業等が寄付を行い森林所有者が実施する森林整備により新たに生じる森林のCO<sub>2</sub>吸収量を認証する。</p> <p>②島根CO<sub>2</sub>固定量認証制度 県産木材を使用した住宅等建築物の新築・木製品の製造した場合のCO<sub>2</sub>固定量を認証する。 認証機関：認証申請はしまね森林活動サポートセンターに行い、認証は島根県が行う。 認証区分：「島根県産材木材」使用量に応じたCO<sub>2</sub>固定量を認証し、島根の森林整備への貢献面積を算定する。</p> <p>③島根CO<sub>2</sub>吸収・固定量認証制度補助金 CO<sub>2</sub>吸収認証制度による企業等の寄附金を活用して、その認証対象森林の森林整備にかかる経費を補助する制度。 補助事業者：市町村、森林組合等の森林整備を行う者 交付の率 10分の10以内</p>		
<p>3 事業実施主体 県</p>		
<p>4 当初予算額 7,496千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね	
発展	政策名	2 自然が育む資源を生かした産業の振興	
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり	
事務事業名		当初予算額	事業概要
事務事業名		事業実施主体	
森林計画樹立事業	6,526千円	農林水産大臣が定める全国森林計画に即して、森林法第5条に基づき県内森林計画区別にその計画区域内の民有林について5年ごとに10年を一期とする各計画区における森林のあるべき姿とそのために必要な事業目標等を示す「地域森林計画」を樹立する。	県
森林資源情報の更新・管理事業	9,766千円	地域森林計画樹立対象森林計画区における現地調査（林分調査）及び各種委託調査等の実施により最新の森林資源情報を入手するとともに、森林情報システムの整備開発及び運用により、森林簿等森林資源データの更新と管理を行う。	県
林業種苗供給事業	15,061千円	多様な森林の整備に必要な育成品種を提供するため、採種穂園の維持管理及び改良、次代検定林の調査、林業用種子採取等を行う。	県
木材生産団地化推進対策事業	21,600千円	森林資源情報を管理した木材生産団地等において、高性能林業機械の導入を行い、木材生産コストを低減させるとともに生産ロットを拡大し、木材の安定供給体制を整備する。	市町村 森林組合 林業公社 森林整備法人 施業受託者等
林業経営改善支援事業	3,985千円	林業経営の悪化や意欲の低下等により適正に管理されない森林が増加する中で、造林事業を行う者に対し、既存の公庫資金と森林整備活性化資金との併用貸付による低利融資や、造林補助金の上乗せ助成により経営コストの低減と施業の集積を促進し、健全で活力ある森林整備を推進する。	林業公社

## 【森林整備課】

## 【その他事業】

総合 発展 計画	基本目標	Ⅲ心豊かなしまね		
	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用		
	施策名	1 多様な自然の保全		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
保安林整備管理 事業		30,351千円	<p>公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林に指定し、保安林が常にその期待される機能を発揮できるように保安林内での施設整備、必要最小限の保安林の解除、損失補償、保安林台帳等による適正な管理をすることによって、森林の持つ公益的機能の提供を維持する。</p>	<p>県 (損失補償については、権限移譲市町村分を含む)</p>
林地開発許可事業		—	<p>開発により、森林の持つ災害防止等の公益的機能が損なわれないよう、適正な許可事務及び指導を行う。</p>	<p>県</p>

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		栽培漁業事業化総合推進事業
<p><b>1 趣旨</b> 栽培漁業の地域への定着を図るため、当該地域の市町村、漁業協同組合、漁業者等による推進組織を基に、種苗の中間育成、放流、漁場管理、市場調査等を実施し、広域での栽培漁業の推進体制づくりを進め、栽培漁業の事業化への促進を図る。</p>		
<p><b>2 事業概要</b>  (1) マダイ、ヒラメの中間育成、放流  県内6地域において、中間育成をマダイ合計1,160千尾、ヒラメ合計705千尾、放流をマダイ合計986千尾、ヒラメ合計634千尾予定。  (2) モニタリング調査  放流効果を把握するため、県内の主要な市場において漁獲物のモニタリング調査を実施する。  (3) 推進活動  栽培漁業の県民への周知を図るため、小学生等を対象にした放流体験を実施する。</p> <p><b>【参 考】</b>  栽培漁業センター管理運営委託事業（当初予算額：100,411千円）  ・平成21年度まで水産技術センター栽培漁業部で行っていた種苗生産業務について、平成22年度から社団法人島根県水産振興協会に委託して実施。  ・対象集はマダイ、ヒラメ、イワガキ</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b>  社団法人島根県水産振興協会</p>		
<p><b>4 当初予算額</b>  12,966千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		しまねの魚消費拡大プロジェクト事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>本県では高鮮度化・高品質化によるブランド戦略により、浜田どんちっちアジ、福浦サワラなどのブランド創出に一定の成果を得た。しかし、ライフスタイルの変化により全国的な魚離れが進み、特にアジ、サバやイカなどの多獲性魚種の消費量は激減している。島根県でも、主要魚種（20種）の平均単価はリーマンショック後2割近く下落し回復していない。そこで、産地での一次処理を含めた産地加工の推進、消費者に買ってもらえる商品の開発、沿岸漁業の鮮度保持技術の徹底による新たな地域ブランドの創出、魚食普及活動等を一体的に進め、しまねの魚の消費拡大を図り、産地における魚価の向上を目指す。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 競争力のある地域ブランドの創出（商品力向上・販売促進活動事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸漁業者グループ等による地域ブランドづくりへの支援</li> <li>・アドバイザーの活用等による、市場動向・商品需要等の調査・情報提供</li> </ul> <p>(2) 産地加工の推進（地さかな利用開発事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産地での一次加工の推進</li> <li>・多獲性魚種や未利用魚の利用拡大</li> <li>・生産者・漁協・加工業者の連携による、消費者に買ってもらえる商品づくり</li> </ul> <p>(3) 水産物消費拡大・販売強化（「しまねの魚」販売力強化事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、加工業者が行う水産物消費拡大活動、販売活動への支援</li> </ul>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>県、JFしまね、漁業生産者、流通加工業者、小売店等</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>6,727千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		新規就業者確保・育成事業
<p><b>1 趣旨</b>          本県漁業の現状は、漁獲対象資源の減少や漁労経費の増大、魚価の低迷等により収益性が低下し、後継者の不足から漁業者、漁村の高齢化が進行している。このことが、さらに収益性の低下を生むという悪循環に陥っている。一方、都市部を始めとする漁村外の地域では漁業に興味を持ち、就業を希望する方も多く存在する。そこで、漁業就業者確保育成センターを設置し、漁村や漁業経営者と就業希望者とのマッチングを支援し、漁業への就業希望者に漁業体験・研修の場を提供することで、漁業や漁村への理解を深め、新たな担い手の確保・育成を図り、漁業の活力を高めることを目指す。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 漁業就業者確保育成センターの設置          本県の漁業・漁村の将来を担う新たな漁業就業者を確保するため、漁業就業等に関する相談窓口を設置する。</p> <p>(2) 新規自営漁業者育成事業          新規就業者の定着促進を図るため、漁業就業者確保育成センター等が実施する新規就業希望者の漁業・漁村体験、漁労技術習得研修を支援する。</p> <p>(3) 新規自営業者定着支援資金          漁労技術習得研修を1年以上受けた者に対し、1年以内を限度に最高15万円/月を貸し付ける（負担割合：県1/2、市町村1/2）</p> <p>※対象者は研修修了時の年齢が50歳未満、5年間自営漁業に従事した場合は償還免除</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b>          県、市町村、漁業協同組合</p>		
<p><b>4 当初予算額</b>          4,914千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		離島漁業再生支援事業
<p><b>1 趣旨</b>          水産版直接交付金制度 第2期[平成22年度～平成26年度]          離島は一般に輸送、生産資材の取得など生産・販売面で不利な状況にあり、近年消費者の高鮮度志向が強まる中で、販売面での不利が拡大している。また、漁業が主要産業である離島では、漁業者の減少、高齢化など生産構造の脆弱化が進み、漁業資材の高騰に販売面での不利も加わり、このままでは漁場活用の低下だけにとどまらず、本土側漁業者にとっての前進基地としての機能も失われていく懸念がある。          このため漁業の基盤となる漁場の生産力向上や利用に関する話し合いを通じて、漁場の生産力向上や集落の創意工夫を活かした新たな取組を支援して、離島地域の漁業を再生する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b>          (1) 離島漁業再生支援交付金          集落協定を作成し、協定に基づいた取組を実施することで、漁業の再生を図る漁業集落を支援する。  <b>【集落協定内容】</b>          漁業生産力の向上に関する取組：種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備、水質維持改善、植樹の整備等          創意工夫を活かした新たな取組：新たな漁具の導入、新規漁業への着業、未利用資源の活用、高付加価値化、流通体制の改善、海洋レジャー等</p> <p>(2) 離島漁業再生支援推進交付金          離島漁業再生支援交付金を推進するための事務費</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b>          隠岐郡内町村（漁業集落）</p>		
<p><b>4 当初予算額</b>          137,969千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		水産高校担い手育成事業
<p>1 趣旨</p> <p>水産高校と漁業・水産加工等の地元水産関連業者が連携し、生徒を対象とした職場実習や学校との共同研究等を実施し、地元漁業・水産業に対する職場観を醸成するとともに、必要とされる技術を習得することで、地域の漁業、水産加工業の実情にあった担い手の育成を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 現場体験研修 就業を希望する生徒と地元企業とのマッチングを図るため、漁業や加工業者等で体験研修を実施</p> <p>(2) 地元企業等との共同研究 地元企業等と連携し、地元水産物を活用した新たな加工品開発や磯焼け調査、人工魚礁効果調査等の共同研究を実施</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、市・町、JFしまね、漁業生産者、流通加工業者等</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>2,000千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		浜田地域水産業構造改革推進事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>浜田漁港は県内唯一の特定第3種漁港であり県内最大の水揚量を誇る山陰を代表する漁港の1つである。浜田地域は漁業者に加え、水揚げされた魚を利用する卸売業者や加工業者が多数存在しており、水産業が地域の基幹産業の1つとなっている。しかしながら、近年、景気低迷、燃油高騰などを背景に水産業界全体が低迷していることから、浜田地域では、漁業、流通加工業、金融、造船、学識経験者、行政で組織された「浜田地域水産業構造改革推進プロジェクト協議会」を設立し、それぞれの分野が抱える共通課題の解決に向けて検討を重ねてきた。</p> <p>このたび、当協議会が水産業構造改革推進プロジェクトに着手することを受け、浜田市はこれを支援する。島根県は、県全体の地域・水産振興の観点から浜田市を支援する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>地域一体となり浜田港所属5ヶ統の沖合底びき網漁業の構造改革を推進→収益性改善→10年後自力での代船建造を目指す</p> <p>【構造改革の内容】①鮮度向上等による付加価値向上、②リシップ、選択漁具導入等によるコスト削減、③資源保護・育成、④販路拡大・ブランド化等</p> <p>地域全体で統一した構造改革を推進する必要があることから取り組みの進捗を一元管理。「浜田地域水産業構造改革推進プロジェクト協議会」が、リシップした漁船・船員を借上げる「用船方式」を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○協議会が主体となり、経営体の漁船と船員を2カ年用船</li> <li>○用船料に水揚げ金額を充当</li> <li>○水揚げ金額を充当しても不足する額の90%を浜田市が支援</li> <li>○島根県は、浜田市の実質負担の1/2を支援(上限6,000万円/1ヶ統)</li> <li>○支援対象は、4ヶ統(1ヶ統は国事業を活用)</li> </ul>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>浜田市、浜田地域水産業構造改革推進プロジェクト協議会</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>33,158千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		宍道湖・中海水産資源維持再生事業
<p>1 趣旨</p> <p>第2期宍道湖・中海水産資源維持再生構想（平成23～27年度）に基づき、必要な調査を実施するとともに、シジミ資源の維持やワカサギ漁業の再生、サルボウ漁業の再開等に向けた取り組みを推進する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 宍道湖</p> <p>①シジミ資源の永続利用 各種調査や資源増大に向けた取り組みを実施するとともに、資源量のモニタリングを行う。</p> <p>②ワカサギ・シラウオ資源の回復と維持 ワカサギ卵の放流や産卵場保護のための禁漁区の設定を行い、その結果をモニタリングするとともに、シラウオについても産卵場の保護を行う。</p> <p>③未利用資源の有効利用 セイゴやコノシロなどの低利用魚および大量発生したシオクサや水草を回収し、関係機関と連携のうえ、その有効利用について検討する。</p> <p>④多くの魚介類が育つ湖づくり 貧酸素水塊のモニタリングや水質改善対策を図り魚介類が住める環境づくりを推進するとともに、浅場造成や竹林礁などの稚魚育成場を整備する。</p> <p>(2) 中海</p> <p>①アサリ資源の再生 へい死の解明や対策、稚貝の移植放流などを実施し、アサリ漁業の拡大を目指す。</p> <p>②サルボウ漁業の復活 中海から採取したサルボウ稚貝の大量放流を行い、サルボウ漁業の復活を目指す。</p> <p>③未利用資源の有効利用 セイゴやコノシロなどの低利用魚および大量発生したオゴノリなどを回収し、関係機関と連携のうえ、その有効利用について検討する。</p> <p>④多くの魚介類が育つ湖づくり 貧酸素水塊のモニタリングや水質改善対策を図り魚介類が住める環境づくりを推進するとともに、浅場造成や竹林礁などの稚魚育成場を整備する。</p> <p>⑤魚介類の資源管理の推進 島根・鳥取両県漁業者による話し合いを行い、資源の保護や漁獲規制を行う。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>7, 241千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね	
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興	
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成	
事務事業名		当初予算額	事業概要
小型底びき網漁業構造再編対策事業		千円 14,489	カレイ類など漁獲対象の資源が悪化している小型底びき網漁業について、漁獲努力量を適正化するため、協業・減船による構造再編を推進し、安定かつ継続的な漁業経営の実現を図る。
			事業実施主体 漁業協同組合 JFしまね

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務	事業名	漁港整備事業
総合	基本目標	II 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保
計画	施策名	1 道路網の整備と維持管理
事務	事業名	広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業

1 趣旨

防波堤や岸壁、臨港道路等の漁港施設の整備並びに当該漁港を根拠地とする漁船が利用する共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の整備。

2. 事業概要

	計 画 事 業 費	利用漁船 隻数、港勢	対象漁港 種 別	採択単位	負 担 率		実施 地区 数	
					国	県 (市町村)		
地域 水産物 供給基盤 整備事業	1事業当たり 3億円を超えるもの(漁港 施設整備は1 漁港5億円)	1漁港当たり50隻 以上又は陸揚げ金 額1億円以上	第1種漁港又は 第2種漁港(広 域漁港整備事 業を行なわな いもの)	複数の漁港及び漁 場(原則同一市町 村内)を一括して 一事業とする	漁港 本土 離島	1/2~ 5.5/10 5.5/10~ 8/10	1/2~ 4.5/10 2/10~ 4.5/10	(2) 5 (1) 1
広域 漁港整備 事業	1事業当たり 5億円を超えるもの(漁港 施設整備は1 漁港5億円)	第2種漁港は1漁港 当たり200隻以上又 は陸揚量5千ト程度 以上	第2種漁港 第3種漁港 第4種漁港	漁港と漁場(共同 漁業権内)を一括 して一事業とする	漁港 本土 離島	1/2~2/3 5.5/10~ 8/10	1/3~1/2 2/10~ 4.5/10	2 1
水産物 供給基盤 機能保全 事業	計画事業費 が漁港毎に 20億円未満 のもの	第1種又は第2種漁 港は1漁港当たり50 隻程度以上又は陸 揚金額1億円以上	第1種漁港 第2種漁港 第3種漁港 第4種漁港	複数の漁港(同一 管理者)を一括し て1地区とすること ができる	漁港 本土 離島	1/2 5.5/10~ 8/10	1/2 2/10~ 4.5/10	1 3
漁港施設 機能強化 事業	1地区当たりの計画事業費が5千 万円以上、20億未満のもので過 去5年間において、高潮、波高の 増大等により被害が生じた漁港		第1種漁港 第2種漁港 第3種漁港 第4種漁港	複数の漁港(同一 管理者)を一括し て1地区とすること ができる	漁港 本土 離島	1/2 5.5/10~ 8/10	1/2 2/10~ 4.5/10	1 -
水域環境 保全創造 事業	計画事業費が一事業につき5千万 円(市町村が行う場合は1千万円) 以上のもの(浚渫については3千 万円以上かつ計画面積2,500m <sup>2</sup> (第 1種・第2種漁港は1,200m <sup>2</sup> )以上)		第1種漁港 第2種漁港 第3種漁港 第4種漁港	漁港・漁場の一体 的な水域環境保全 対策	本土 離島	1/2 1/2	1/2 1/2	1 -
港整備 交付金	対象施設毎に、計画期間(3~5年 間)における現行の補助事業にお ける補助率、補助対象範囲の規定 に基づき算定した額の合計として 交付限度額を算定		地方港湾及び 第1種漁港又は 第2種漁港	地方港湾と第1種 漁港又は第2種漁 港において共通す る課題に対応する 施設	漁港 本土 離島	1/2 5.5/10~ 8/10	1/2 2/10~ 4.5/10	2 1

注) 実施地区数の上段 ( ) 書きは、「農山漁村地域整備交付金」及び「地域自主戦略交付金」の実施予定箇所数で内数

3. 事業実施主体 県、市町村

4. 当初予算額

I-2-1	・地域水産物供給基盤整備事業	421,262千円
	・広域漁港整備事業	174,699千円
	・水産基盤機能保全事業	494,292千円
	・漁港施設機能強化事業	136,500千円
	・水域環境保全創造事業	241,500千円
	・港整備交付金事業	21,739千円
II-5-1	・広域漁港整備事業	21,739千円

総合	基本目標	I 活力あるしまね																			
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興																			
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり																			
事務事業名		漁場整備事業																			
<p>1 趣旨</p> <p>漁業の生産基盤である漁場の整備及び開発を行うことにより、漁業経営の安定的な発展と水産物の安定供給に寄与するとともに、漁村地域の活性化を図る。(県営、市町村営事業)ズワイガニ(松葉ガニ)、アカガレイ資源の回復・増大を図るため、山陰沖合海域において、資源を保護するための漁場整備を行う。(国(水産庁)直轄事業)</p>																					
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 県営、市町村営事業</p> <p>1) 事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産資源の回復・増大を図るため、岩礁域周辺や砂泥の海域において、資源の育成・保護に重点をおいた漁場整備を行う。</li> <li>・各地先において、間伐材を用いた魚礁の設置など、独自の取組による漁場整備を行う。</li> </ul> <p>2) 負担割合</p> <table border="1" data-bbox="359 990 1417 1151"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">負 担 率</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">魚礁設置</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1 / 2</td> <td>1 / 3</td> <td>1 / 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国(水産庁)直轄事業</p> <p>島根県～兵庫県の沖合海域(水深概ね200～250m)において、4漁場・21箇所・計8,400haの保護 礁設置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業期間：平成19年度～平成26年度</li> <li>○総事業費：6,500,000千円</li> <li>○負担割合：国3/4 関係3県1/4</li> </ul> <p>※関係3県の負担割合 [島根県:6.3%、鳥取県45.5%、兵庫県:48.2%]</p> <p>(H24年度計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施行箇所：浜田沖漁場(島根沖)、赤碓沖漁場(鳥取沖)、但馬沖漁場(兵庫沖)</li> <li>○事業費：812,158千円</li> <li>○島根県負担(予定)額：5,117千円</li> </ul>					区 分	事業主体	負 担 率			国	県	市町村等	魚礁設置	県	1 / 2	1 / 2	-	市町村	1 / 2	1 / 3	1 / 6
区 分	事業主体	負 担 率																			
		国	県	市町村等																	
魚礁設置	県	1 / 2	1 / 2	-																	
	市町村	1 / 2	1 / 3	1 / 6																	
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、市町村、国(水産庁)直轄</p>																					
<p>4 当初予算額</p> <p>(1) 県、市町村営事業 377,889千円</p> <p>(2) 国(水産庁)直轄事業 5,117千円</p>																					

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり
事務事業名		災害復旧事業
<p>1 趣旨</p> <p>本県海岸線には漁港施設及び海岸保全施設が整備されているが、毎年、冬季風浪や台風などによる災害を受けている。</p> <p>漁港施設及び海岸保全施設に係る災害は、民生安定上、また、社会経済上重大な影響があるため、本事業により早期復旧を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>1) 根拠法規 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（S26.3.31法律第97号）</p> <p>2) 対象施設</p> <p>①漁港 外郭施設：防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁 係留施設：岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場 水域施設：航路及び泊地 輸送施設：鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート</p> <p>②海岸 国土を保全するために防護することを必要とする海岸、または、これに設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設</p> <p>3) 採択の範囲</p> <p>①最大風速（10分間平均風速の最大）15m以上の風により発生した災害 ②最大24時間雨量80mm以上の降雨により発生した災害 ③1箇所の工事の費用が、県に係るものにあつては120万円以上、市町村に係るものにあつては60万円以上</p> <p>4) 国庫負担率 本土：2/3、離島：4/5</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、市町村</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>180,000千円</p>		

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり
事務事業名		漁港海岸保全事業
<p>1 趣旨 高潮、津波、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全するとともに背後の民生の安定と財産の確保に資するため海岸保全施設を整備。</p>		
<p>2 事業概要 &lt;漁港海岸保全事業は「農山漁村地域整備交付金」及び「地域自主戦略交付金で実施予定」&gt;</p> <p>(1) 高潮対策事業・侵食対策事業</p> <p>①事業概要 国民経済上及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため（高潮対策）又は貴重な国土を海岸侵食から守るため（侵食対策）海岸保全施設の新設・改良を行う事業。</p> <p>②採択基準 高潮・波浪・津波（高潮対策）又は侵食（侵食対策）による被害が発生するおそれの大なる海岸であり、防護面積・防護人口が1km当たり、5ha以上又は50人以上を基準とする。 総事業費が本土の県営・市町村営ともに1億円以上、離島の県営・市町村営ともに5千万円以上であること。</p> <p>③国庫補助率 本土：1/2、離島：11/20</p> <p>(2) 海岸堤防等老朽化対策緊急事業</p> <p>①事業概要 海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進し、施設の機能の回復又強化を図るため、調査、対策計画の策定、対策工事を一体的に行う事業。</p> <p>②採択基準 機能回復又は強化を計画的に行う老朽化対策が必要な海岸保全施設であること。 総事業費が県営5千万円以上、市町村営2.5千万円以上であること。</p> <p>③国庫補助率 本土：1/2、離島：11/20</p> <p>(3) 海岸環境整備事業</p> <p>①事業概要 国土の保全と併せて、海岸部の総合的レクリエーション機能の整備を図る事業。</p> <p>②採択基準 周辺に公営の公園等レクリエーション施設のある区域又は計画中の区域において、より総合的なレクリエーション機能が発揮でき、民間の施設と競合しないもの。また、本事業で造成された施設等は地方公共団体が一元的に管理運営できるものであること。 総事業費が県営・市町村営ともに1億円以上であること。</p> <p>③国庫補助率 本土・離島：1/3</p>		
<p>3 事業実施主体 県、市町村</p>		
<p>4 当初予算額 高潮対策事業 21,739千円</p>		

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保
計画	施策名	5 居住環境づくり
事務事業名		漁村環境整備事業

1 趣旨

漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、植栽、休憩所、防災上必要な広場等の整備を行う。また、市町村が行う漁村地域における下水道や緑地広場等の整備を支援する。

2 事業概要

1) 漁港環境整備事業※

事業の種類	実施要件		負担率			実施地区数
	計画事業費	計画規模 (全体計画面積)	国	県 (市町村)		
漁港環境整備事業	1事業当たり5千万円以上のもの	第1, 2種漁港: 1,200㎡以上 第3, 4種漁港: 2,500㎡以上	本土 離島	1/2 1/2	1/2 1/2	- -

2) 漁業集落環境整備事業※

事業の種類	実施要件				負担率		実施地区数
	計画事業費	漁業依存 漁家率	対象人口	採択単位	国	市町村	
漁業集落環境整備事業	1事業当たり3千万円以上のもの	依存度又は漁家率1位	人口300人 (集落排水は100人) 以上 5000人以下	漁港背後又は 漁港背後以外の 漁業集落	本土 離島	1/2 1/2	- 1

3) 漁村再生交付金※

事業の種類	計画事業費	実施要件	負担率		実施地区数	
			国	市町村		
漁村再生交付金	1事業当たり1億円以上20億円以下のもの	・事業主体が策定した「漁村再生計画」に基づき実施される水産業の生産基盤及び生活環境施設の整備、事業実施主体が提案する地域の想像力を活かした漁村の再生に必要な整備を行うもの ・漁港情勢・社会情勢の変化等によって需要が著しく減少した既存ストックの転用等を図り、漁村の再生を推進するもの	本土 離島	1/2 6/10	1/2 4/10	- 2

4) 汚水処理施設整備交付金

事業の種類	実施要件	負担率		実施地区数	
		国	市町村		
汚水処理施設整備交付金	・市町村が策定した「地域再生計画」において、計画の目標を達成するために必要な事業として「汚水処理施設」の整備に関する事項を位置付けていること ・同一の市町村で所管が異なる2種以上の施設の整備を計画期間中(5ケ年)に実施するもので、効率的な汚水処理の普及促進を図るものであること	本土 離島	1/2 1/2	1/2 1/2	- -

※漁港環境整備事業、漁業集落環境整備事業、漁村再生交付金は全て「地域自主戦略交付金」で実施予定

3 事業実施主体

県、市町村

4 当初予算額

- ・ 漁業集落環境整備事業 77,000千円
- ・ 漁村再生交付金事業 151,670千円

## 【漁港漁場整備課】

[その他事業]

総合	基本目標	I 活力あるしまね	
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興	
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり	
総合	基本目標	II 安心して暮らせるしまね	
発展	政策名	1 安全対策の推進	
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり	
事務事業名		当初予算額	事業概要
漁港整備事業 (県単)		237,209千円	漁業活動の基盤である漁港施設で、国庫補助事業対象外の施設の新設・改良を行なうことにより、漁港機能の増大を図る。
漁港管理		33,301千円	国庫補助の対象とならない、付属工作物の小規模な修繕、取り替え等、既存の漁港施設の補修を行なうことにより、漁港施設の機能保持を図る。また、路面損傷が進み、通行に支障を来している臨海道路の補修等を行ない、円滑な漁業活動に資する。
災害復旧事業 (県単)		4,000千円	漁港施設及び海岸保全施設に係る災害復旧で、国庫補助事業採択基準に満たない小規模なものについて、起債制度を活用して、早期復旧を図る。
			事業実施主体
			県
			県
			県

## 【 参 考 】

・平成24年度当初予算	-----	108
・平成20～24年度当初予算の推移	-----	112
・審議会等一覧	-----	116
・補助金一覧	-----	117

# 農林水産部 平成24年度当初予算の概要

総 額

(単位：千円)

項 目	平成24年度 当初予算 (A)	平成23年度 当初予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比 較 対前年度比(%) (A)/(B)
農林水産部 合 計	40,662,553	38,293,492	2,369,061	106.2

一 般 会 計	農 業	農林水産総務課	1,064,472	621,982	442,490	171.1
		農業経営課	6,350,660	5,844,790	505,870	108.7
		農畜産振興課	2,650,486	2,400,597	249,889	110.4
		食料安全推進課	736,859	822,184	△85,325	89.6
		しまねブランド推進課 (農林水産業費)	106,578	147,898	△41,320	72.1
		農村整備課	3,202,842	3,159,970	42,872	101.4
		農地整備課	7,192,648	7,395,782	△203,134	97.3
		(小計)	21,304,545	20,393,203	911,342	104.5
	林 業	林業課	5,418,128	3,773,900	1,644,228	143.6
		森林整備課	7,203,829	7,139,412	64,417	100.9
		(小計)	12,621,957	10,913,312	1,708,645	115.7
	水 産 業	水産課	2,706,311	3,020,317	△314,006	89.6
		漁港漁場整備課	3,455,298	3,396,578	58,720	101.7
		(小計)	6,161,609	6,416,895	△255,286	96.0
	合 計		40,088,111	37,723,410	2,364,701	106.3

特 別 会 計	農林漁業改善資金	167,132	173,147	△6,015	96.5
	林業改善資金	107,246	82,218	25,028	130.4
	林業就業促進資金	46,347	51,963	△5,616	89.2
	沿岸漁業改善資金	244,217	253,754	△9,537	96.2
	(小計)	564,942	561,082	3,860	100.7
	中海水中貯木場	9,500	9,000	500	105.6
合 計		574,442	570,082	4,360	100.8

## (1) 一般公共事業

(単位：千円)

項目	平成24年度 当初予算 (A)	平成23年度 当初予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比較 対前年度比(%) (A)/(B)
一般公共事業計 (災害関連・災害を除く)	13,687,476	13,484,062	203,414	101.5

## ① 補助公共

(単位：千円)

項目	平成24年度 当初予算 (A)	平成23年度 当初予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比較 対前年度比(%) (A)/(B)
農畜産振興課	88,799	22,441	66,358	395.7
農村整備課	1,990,001	2,043,068	△53,067	97.4
農地整備課	2,905,481	2,220,235	685,246	130.9
森林整備課	3,785,416	3,763,835	21,581	100.6
漁港漁場整備課	2,319,622	2,344,522	△24,900	98.9
合計	11,089,319	10,394,101	695,218	106.7

## ② 県単公共

(単位：千円)

項目	平成24年度 当初予算 (A)	平成23年度 当初予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比較 対前年度比(%) (A)/(B)
農村整備課	175,300	0	175,300	皆増
農地整備課	1,223,663	1,935,915	△712,252	63.2
森林整備課	692,785	617,784	75,001	112.1
漁港漁場整備課	437,209	375,374	61,835	116.5
合計	2,528,957	2,929,073	△400,116	86.3

## ③ 受託事業

(単位：千円)

項目	平成24年度 当初予算 (A)	平成23年度 当初予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比較 対前年度比(%) (A)/(B)
農村整備課	10,300	9,940	360	103.6
農地整備課	5,000	21,036	△16,036	23.8
漁港漁場整備課	53,900	129,912	△76,012	41.5
合計	69,200	160,888	△91,688	43.0

## (2) 災害関連公共事業

(単位：千円)

項目	平成24年度 当初予算 (A)	平成23年度 当初予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比較 対前年度比(%) (A)/(B)
農地整備課	316,545	261,000	55,545	121.3
補助	215,545	215,000	545	100.3
県単	101,000	46,000	55,000	219.6
森林整備課	1,079,600	1,036,000	43,600	104.2
補助	615,000	615,000	0	100.0
県単	464,600	421,000	43,600	110.4
漁港漁場整備課	89,000	0	89,000	皆増
補助	89,000	0	89,000	皆増
県単	0	0	0	0.0
合計	1,485,145	1,297,000	188,145	114.5
補助	919,545	830,000	89,545	110.8
県単	565,600	467,000	98,600	121.1

## (3) 災害復旧事業

(単位：千円)

項目	平成24年度 当初予算 (A)	平成23年度 当初予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比較 対前年度比(%) (A)/(B)
農地整備課	1,560,500	1,520,825	39,675	102.6
森林整備課	272,000	240,000	32,000	113.3
漁港漁場整備課	184,000	184,000	0	100.0
合計	2,016,500	1,944,825	71,675	103.7

## (4) 一般事業

(単位：千円)

項目	平成24年度 当初予算 (A)	平成23年度 当初予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比較 対前年度比(%) (A)/(B)
農林水産総務課	1,064,472	621,982	442,490	171.1
農業経営課	6,350,660	5,844,790	505,870	108.7
農畜産振興課	2,561,687	2,378,156	183,531	107.7
食料安全推進課	736,859	822,184	△85,325	89.6
しまねブランド推進課 (農林水産業費)	106,578	147,898	△41,320	72.1
農村整備課	1,027,241	1,106,962	△79,721	92.8
農地整備課	1,181,459	1,436,771	△255,312	82.2
(小計)	13,028,956	12,358,743	670,213	105.4
林業課	5,418,128	3,773,900	1,644,228	143.6
森林整備課	1,374,028	1,481,793	△107,765	92.7
(小計)	6,792,156	5,255,693	1,536,463	129.2
水産課	2,706,311	3,020,317	△314,006	89.6
漁港漁場整備課	371,567	362,770	8,797	102.4
(小計)	3,077,878	3,383,087	△305,209	91.0
合計	22,898,990	20,997,523	1,901,467	109.1

## (5) 特別会計

(単位：千円)

項目	平成24年度 当初予算 (A)	平成23年度 当初予算 (B)	比較増減 (C)	比較 対前年度比(%) (C)/(A)
農業改良資金	167,132	173,147	△6,015	96.5
林業改善資金	107,246	82,218	25,028	130.4
林業就業促進資金	46,347	51,963	△5,616	89.2
沿岸漁業改善資金	244,217	253,754	△9,537	96.2
(小計)	564,942	561,082	3,860	100.7
中海水中貯木場	9,500	9,000	500	105.6
合計	574,442	570,082	4,360	100.8

農林水産部 平成20～24年度当初予算の推移

総 額		[単位:千円]										各年度対前年予算伸び率 (%)			
		平成19年度 6月補正後予算 (A)	平成20年度 当初予算 (B)	平成21年度 当初予算 (C)	平成22年度 当初予算 (D)	平成23年度 当初予算 (E)	平成24年度 当初予算 (F)	H20 (B)/(A)	H21 (C)/(B)	H22 (D)/(C)	H23 (E)/(D)	H24 (F)/(E)			
一般会計	農林水産総務課	706,650	615,531	645,805	766,019	621,982	1,064,472	87.1%	104.9%	118.6%	81.2%	171.1%			
	農業経営課	5,960,926	5,516,709	6,711,859	6,747,901	5,844,790	6,350,660	92.5%	121.7%	100.5%	86.6%	108.7%			
	農畜産振興課	2,905,550	3,537,193	3,130,053	3,003,043	2,400,597	2,650,486	121.7%	88.5%	95.9%	79.9%	110.4%			
	食料安全推進課	0	0	0	552,827	822,184	736,859	—	—	皆増	148.7%	89.6%			
	しまねブランド推進課	558,243	519,606	128,621	181,888	147,898	106,578	93.1%	24.8%	141.4%	81.3%	72.1%			
	農村整備課	5,588,431	4,681,697	5,234,179	3,431,556	3,159,970	3,202,842	83.8%	111.8%	65.6%	92.1%	101.4%			
	農地整備課	12,415,993	11,189,114	9,044,336	8,078,204	7,395,782	7,192,648	90.1%	80.8%	89.3%	91.6%	97.3%			
	(小計)	28,135,793	26,059,850	24,894,853	22,761,438	20,393,203	21,304,545	92.6%	95.5%	91.4%	89.6%	104.5%			
	林業課	3,480,637	3,507,889	3,476,363	5,310,173	3,773,900	5,418,128	100.8%	99.1%	152.8%	71.1%	143.6%			
	森林整備課	6,022,647	6,626,273	6,925,201	7,040,587	7,139,412	7,203,829	110.0%	104.5%	101.7%	101.4%	100.9%			
(小計)	9,503,284	10,134,162	10,401,564	12,350,760	10,913,312	12,621,957	106.6%	102.6%	118.7%	88.4%	115.7%				
水産課	3,002,725	3,514,387	3,496,943	3,862,642	3,020,317	2,706,311	117.0%	99.5%	110.5%	78.2%	89.6%				
漁港漁場整備課	4,315,522	4,015,286	4,505,495	3,868,406	3,396,578	3,455,298	93.0%	112.2%	85.9%	87.8%	101.7%				
(小計)	7,318,247	7,529,673	8,002,438	7,731,048	6,416,895	6,161,609	102.9%	106.3%	96.6%	83.0%	96.0%				
合 計	44,957,324	43,723,685	43,298,855	42,843,246	37,723,410	40,088,111	97.3%	99.0%	98.9%	88.0%	106.3%				
特別会計	農業改良資金	124,337	82,301	143,886	141,652	173,147	167,132	66.2%	174.8%	98.4%	122.2%	96.5%			
	林業改善資金	53,410	69,822	61,952	63,436	82,218	107,246	130.7%	88.7%	102.4%	129.6%	130.4%			
	林業就業促進資金	54,633	61,979	71,393	70,086	51,963	46,347	113.4%	115.2%	98.2%	74.1%	89.2%			
	沿岸漁業改善資金	303,164	344,033	265,205	275,324	253,754	244,217	113.5%	77.1%	103.8%	92.2%	96.2%			
	(小計)	535,544	558,135	542,436	550,498	561,082	564,942	104.2%	97.2%	101.5%	101.9%	100.7%			
	中海水中貯木場	27,305	11,614	81,800	9,000	9,000	9,500	42.5%	704.3%	11.0%	100.0%	105.6%			
	臨港地域整備	54,752	0	0	0	0	0	皆減	—	—	—	—			
合 計	617,601	569,749	624,236	559,498	570,082	574,442	92.3%	109.6%	89.6%	101.9%	100.8%				

(1) 公 共 事 業  
① 補 助 公 共

(單位:千円)

項 目	平成19年度 6月補正後予算 (A)	平成20年度 当初予算 (B)	平成21年度 当初予算 (C)	平成22年度 当初予算 (D)	平成23年度 当初予算 (E)	平成24年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸比率 (%)				
							H20	H21	H22	H23	
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	
農畜産振興課	224,420	382,559	53,084	40,169	22,441	88,799	170.5%	13.9%	75.7%	55.9%	395.7%
農村整備課	3,329,763	2,895,991	3,611,701	2,070,096	2,043,068	1,990,001	87.0%	124.7%	57.3%	98.7%	97.4%
農地整備課	6,426,006	6,430,076	4,767,418	2,755,753	2,220,235	2,905,481	100.1%	74.1%	57.8%	80.6%	130.9%
森林整備課	3,539,782	3,824,797	4,352,979	3,815,986	3,763,835	3,785,416	108.1%	113.8%	87.7%	98.6%	100.6%
漁港漁場整備課	3,728,737	3,390,953	3,612,855	2,839,814	2,344,522	2,319,622	90.9%	106.5%	78.6%	82.6%	98.9%
合 計	17,248,708	16,924,376	16,398,037	11,521,818	10,394,101	11,089,319	98.1%	96.9%	70.3%	90.2%	106.7%

② 県 単 公 共

(單位:千円)

項 目	平成19年度 6月補正後予算 (A)	平成20年度 当初予算 (B)	平成21年度 当初予算 (C)	平成22年度 当初予算 (D)	平成23年度 当初予算 (E)	平成24年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸比率 (%)				
							H20	H21	H22	H23	
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	
農村整備課	0	0	0	0	0	175,300	-	-	-	-	皆増
農地整備課	959,000	280,000	469,283	1,653,204	1,935,915	1,223,663	29.2%	167.6%	352.3%	117.1%	63.2%
森林整備課	98,982	270,140	72,000	892,700	617,784	692,785	272.9%	26.7%	1239.9%	69.2%	112.1%
漁港漁場整備課	45,405	27,748	277,272	407,908	375,374	437,209	61.1%	999.3%	147.1%	92.0%	116.5%
合 計	1,103,387	577,888	818,555	2,953,812	2,929,073	2,528,957	52.4%	141.6%	360.9%	99.2%	86.3%

③ 受 託 事 業

(單位:千円)

項 目	平成19年度 6月補正後予算 (A)	平成20年度 当初予算 (B)	平成21年度 当初予算 (C)	平成22年度 当初予算 (D)	平成23年度 当初予算 (E)	平成24年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸比率 (%)				
							H20	H21	H22	H23	
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	
農村整備課	0	0	50,500	36,229	9,940	10,300	-	皆増	71.7%	27.4%	103.6%
農地整備課	293,893	275,844	158,623	255,471	21,036	5,000	93.9%	57.5%	161.1%	8.2%	23.8%
森林整備課	1,698	600	0	0	0	0	35.3%	皆減	-	-	-
漁港漁場整備課	0	71,100	112,816	112,616	129,912	53,900	皆増	158.7%	99.8%	115.4%	41.5%
合 計	295,591	347,544	321,939	404,316	160,888	69,200	117.6%	92.6%	125.6%	39.8%	43.0%

(2) 災害関連公共事業

(単位:千円)

項目	平成19年度 6月補正後予算 (A)	平成20年度 当初予算 (B)	平成21年度 当初予算 (C)	平成22年度 当初予算 (D)	平成23年度 当初予算 (E)	平成24年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸び率 (%)				
							H20	H21	H22	H23	H24
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	(F)/(E)
農地整備備課	270,265	220,850	220,000	220,000	261,000	316,545	81.7%	99.6%	100.0%	118.6%	121.3%
補助	265,265	215,850	215,000	215,000	215,000	215,545	81.4%	99.6%	100.0%	100.0%	100.3%
具	5,000	5,000	5,000	5,000	46,000	101,000	100.0%	100.0%	100.0%	920.0%	219.6%
森林整備備課	735,000	735,000	735,000	785,000	1,036,000	1,079,600	100.0%	100.0%	106.8%	132.0%	104.2%
補助	615,000	615,000	615,000	615,000	615,000	615,000	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
具	120,000	120,000	120,000	170,000	421,000	464,600	100.0%	100.0%	141.7%	247.6%	110.4%
漁港漁場整備備課	0	1,632	1,631	0	0	89,000	皆増	99.9%	皆減	---	皆増
合計	1,005,265	957,482	956,631	1,005,000	1,297,000	1,485,145	95.2%	99.9%	105.1%	129.1%	114.5%

(3) 災害復旧

(単位:千円)

項目	平成19年度 6月補正後予算 (A)	平成20年度 当初予算 (B)	平成21年度 当初予算 (C)	平成22年度 当初予算 (D)	平成23年度 当初予算 (E)	平成24年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸び率 (%)				
							H20	H21	H22	H23	H24
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	(F)/(E)
農地整備備課	2,033,400	1,623,285	1,492,730	1,551,600	1,520,825	1,560,500	79.8%	92.0%	103.9%	98.0%	102.6%
森林整備備課	299,000	402,000	258,000	238,000	240,000	272,000	134.4%	64.2%	92.2%	100.8%	113.3%
漁港漁場整備備課	147,100	150,000	150,000	150,000	184,000	184,000	102.0%	100.0%	100.0%	122.7%	100.0%
合計	2,479,500	2,175,285	1,900,730	1,939,600	1,944,825	2,016,500	87.7%	87.4%	102.0%	100.3%	103.7%

(4) 一般事業

(単位:千円)

項目	平成19年度 6月補正後予算 (A)	平成20年度 当初予算 (B)	平成21年度 当初予算 (C)	平成22年度 当初予算 (D)	平成23年度 当初予算 (E)	平成24年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸び率 (%)				
							H20	H21	H22	H23	H24
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	(F)/(E)
農林水産総務課	706,650	615,531	645,805	766,019	621,982	1,064,472	87.1%	104.9%	118.6%	81.2%	171.1%
農業経営課	5,960,926	5,516,709	6,711,859	6,747,901	5,844,790	6,350,660	92.5%	121.7%	100.5%	86.6%	108.7%
農畜産振興課	2,681,130	3,154,634	3,076,969	2,962,874	2,378,156	2,561,687	117.7%	97.5%	96.3%	80.3%	107.7%
食料安全対策課	0	0	0	552,827	822,184	736,859	—	—	皆増	148.7%	89.6%
しまねブランド推進課	558,243	519,606	128,821	181,888	147,898	106,578	93.1%	24.8%	141.4%	81.3%	72.1%
農村整備課	2,258,668	1,785,706	1,571,978	1,325,231	1,106,962	1,027,241	79.1%	88.0%	84.3%	83.5%	92.8%
農地整備課	2,433,429	2,359,059	1,936,282	1,642,176	1,436,771	1,181,459	96.9%	82.1%	84.9%	87.5%	82.2%
(小計)	14,599,046	13,951,245	14,071,514	14,178,916	12,358,743	13,028,956	95.6%	100.9%	100.8%	87.2%	105.4%
林業課	3,480,637	3,507,889	3,476,363	5,310,173	3,773,900	5,418,128	100.8%	99.1%	152.8%	71.1%	143.6%
森林整備課	1,348,185	1,393,796	1,507,222	1,308,901	1,481,793	1,374,028	103.4%	108.1%	86.8%	113.2%	92.7%
(小計)	4,828,822	4,901,625	4,983,585	6,619,074	5,255,693	6,792,156	101.5%	101.7%	132.8%	79.4%	129.2%
水産課	3,002,725	3,514,387	3,496,943	3,862,642	3,020,317	2,706,311	117.0%	99.5%	110.5%	78.2%	89.6%
漁港漁場整備課	394,280	373,853	350,921	358,088	362,770	371,567	94.8%	93.9%	102.0%	101.3%	102.4%
(小計)	3,397,005	3,888,240	3,847,864	4,220,710	3,383,087	3,077,878	114.5%	99.0%	109.7%	80.2%	91.0%
合計	22,824,873	22,741,110	22,902,963	25,018,700	20,997,523	22,898,990	99.6%	100.7%	109.2%	83.9%	109.1%
農業改良資金	124,337	82,301	143,886	141,652	173,147	167,132	66.2%	174.8%	98.4%	122.2%	96.5%
林業改善資金	53,410	69,822	61,952	63,436	82,218	107,246	130.7%	88.7%	102.4%	129.6%	130.4%
林業就業促進資金	54,633	61,979	71,393	70,086	51,963	46,347	113.4%	115.2%	98.2%	74.1%	89.2%
沿岸漁業改善資金	303,164	344,033	265,205	275,324	253,754	244,217	113.5%	77.1%	103.8%	92.2%	96.2%
(小計)	535,544	558,135	542,436	550,498	561,082	564,942	104.2%	97.2%	101.5%	101.9%	100.7%
中海水中貯木場	27,305	11,614	81,800	9,000	9,000	9,500	42.5%	704.3%	11.0%	100.0%	105.6%
臨港地域整備	54,752	0	0	0	0	0	皆減	—	—	—	—
合計	617,601	569,749	624,236	559,498	570,082	574,442	92.3%	109.6%	89.6%	101.9%	100.8%

## 審議会等一覧

### (1) 法令によるもの

所属課	名 称	概 要	委員数
農林水産 総務課	島根県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)の規定に基づき、知事の諮問に応じて、森林・林業施策に関する重要事項を調査審議し答申する。	12人
農業経営課	島根県農業共済保険 審査会	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の規定に基づき、農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について訴を提起する際の審査や、知事の諮問に応じて農業災害の発生、予防及び防止に関する事項等について調査審議する。	9人
しまねブランド推進課	島根県卸売市場審議会	卸売市場法(昭和46年4月3日法律第35号)の規定に基づき知事の諮問に応じ島根県卸売市場整備計画に関する事項、その他卸売市場に関する重要事項を調査審議する。	10人
水産課	内水面漁場管理委員会	漁業法(昭和24年法律第267号)の規定に基づき島根県内の内水面における漁業に関する事項を処理する。	10人
水産課	島根海区漁業調整委員会	漁業法(昭和24年法律第267号)の規定に基づき島根海区(鳥取県と島根県との境から島根県と山口県との境に至る地先水面。中海を含む)における漁業に関する事項を処理する。	15人
隠岐支庁	隠岐海区漁業調整委員会	漁業法(昭和24年法律第267号)の規定に基づき、隠岐海区(隠岐郡の地先海面)における漁業に関する事項を処理する。	10人

### (2) 条例によるもの

所属課	名 称	概 要	委員数
農林水産 総務課	農政審議会	知事の諮問に応じ、農業施策に関する重要事項を調査審議すること。	12人
農林水産 総務課	島根県水産振興審議会	本県水産振興に関する重要事項を調査審議する。	12人
農畜産振興 課	島根県みつばち転飼 調整審議会	みつ源植物の調査、増殖保護やみつ源に対する転飼ほう群数、期間について答申する。	7人
漁港漁場整 備課	浜田漁港管理会	浜田漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議する。	10人



























